

1 議事日程（3日目）

〔平成30年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成30年12月11日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	神 武 綾 (13)	<p>1. 国際交流振興基金について 平成25年に1億9,000万の基金設立後、まったく変動がない。繰替運用を行い、市民生活に還元すべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>(1) 基金設立の経過について (2) 今後の活用計画について</p> <p>2. 差別のない平等な施策の推進について 一部地域住民に対して、扶助費の支給や隣保館、児童館の施設に手厚い職員配置が行われている。6月議会の代表質問に対し、市長が「地区にとどまらず市民全体の福祉向上を進めていく」と回答された。今後の方向性について伺う。</p> <p>(1) 見直すべき事業について (2) 今後の取り組みについて</p> <p>3. 不用額について 予算額に対して支出を行った後、不用額（差額）が発生している。不用額が確定した際には、年度内に市民の福祉と生活向上の為に必要な事業に振り替えるべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>(1) 不用額確定までの流れ (2) 他事業への振替について</p>
2	村 山 弘 行 (17)	<p>1. 佐野東地区「区画整理事業」の進捗状況について</p> <p>(1) 新市長になって以降、今日までどのように取り組まれたか伺う。 (2) 今日までの経過を明らかにされるとともに、今後の具体的取り組みについて伺う。 (3) 年次計画なりがあれば、明らかにされたい。</p>
3	徳 永 洋 介 (4)	<p>1. 水道事業について</p> <p>(1) 耐震化水道管の現状と計画について ① 近隣都市と比べた耐震化水道管事業の進行状況について伺う。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ② 水道管の現状（老朽化）について伺う。 ③ 耐震化水道管事業の予算について伺う。 ④ 水道事業の今後の方向性について伺う。 <p>2. 高齢者運転免許自主返納について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者運転免許自主返納制度について <ul style="list-style-type: none"> ① 本市の高齢者運転免許自主返納制度に対する支援事業について伺う。 <p>3. 会計年度任用職員について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 総務省「会計年度任用職員制度」導入の趣旨について伺う。 (2) 会計年度任用職員の労働条件について伺う。（給与、手当、休暇、採用方法） (3) 本市の会計年度任用職員採用における、自治体職員採用の課題と方向性について伺う。
4	木村 彰 人 (8)	<p>1. マミーズ太宰府店の閉店を契機とする、これからの五条地区のまちづくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) マミーズ太宰府店の閉店が、本市と五条地区に及ぼす影響について伺う。 (2) 全庁的な課題として対応すべきと考えるが、庁内の体制について伺う。 (3) いきいき情報センターの建替えと五条地区の再開発等を視野に入れた、中長期的な取り組みの構想について伺う。 <p>2. 優先順位の高い道路事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会資本整備総合交付金を活用した道路事業計画の内容について伺う。 (2) 優先順位の高い道路事業を効果的に進めるための方策について伺う。
5	長谷川 公 成 (14)	<p>1. 中学生の社会体育の充実と置き勉について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市内4中学校統一の部活動要綱について伺う。 (2) 中学生の社会体育団体数について把握しているか、その際の施設使用料や利用時間について部活生と同等に扱われているか伺う。 (3) 外部指導者の活用推進について、見解を伺う。 (4) 置き勉について伺う。
6	藤 井 雅 之 (15)	<p>1. 楠田市長の政治姿勢について</p> <p>市長就任後、3月、6月、9月と定例議会があったが、決算認定も終わり、新年度に向けて楠田市長の姿勢、基本方針について以下3点伺う。</p>

		<p>(1) 新年度予算編成方針について</p> <p>(2) 「3つの工程と7つのプラン」の進捗状況と見える化について</p> <p>(3) 入札制度への認識について</p>
7	原田久美子 (12)	<p>1. 豪雨災害等に関する取り組みについて</p> <p>近年、全国的に各地で地震、豪雨による災害が頻繁に発生しており、本市でも土石流による自宅半壊の災害が7月に発生した。</p> <p>そこで、今回の災害原因についての情報、伝達経路等、災害情報を収集され、市長はどのように対応され検証されたのか。また、このような災害が発生した場合、全国的に社会福祉協議会を中心にボランティア活動が行われるが、社会福祉協議会の役割と組織体制の取り組みについて伺う。</p> <p>2. 太宰府市の後援等に関する規定について</p> <p>各種団体等が主催者となって行事を行う際、本市に後援の申請があった場合、事業の趣旨に賛同された場合、決定される。後援等を決定される場合の条件や、申請に係る受付から事務の事後処理等までについて伺う。</p> <p>また、実質後援と名義後援をどのように判断され、許可をしているのか伺う。</p>

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番 柳原 莊一郎 議員	2番 宮原 伸一 議員
3番 舩越 隆之 議員	4番 徳永 洋介 議員
6番 堺 剛 議員	7番 入江 寿 議員
8番 木村 彰人 議員	9番 陶山 良尚 議員
10番 小島 真由美 議員	11番 上 疆 議員
12番 原田 久美子 議員	13番 神武 綾 議員
14番 長谷川 公成 議員	15番 藤井 雅之 議員
16番 門田 直樹 議員	17番 村山 弘行 議員
18番 橋本 健 議員	

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

5番 笠利 毅 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市長 楠田 大蔵	副市長 清水 圭輔
教育長 樋田 京子	総務部長 石田 宏二
市民生活部長 友田 浩	総務部理事 原口 信行
都市整備部長 井浦 真須己	健康福祉部長兼 福祉事務所長 濱本 泰裕
観光経済部長 藤田 彰	教育部長 緒方 扶美

教育部理事	江口 尋 信	総務課長併 選管書記長	田中 縁
経営企画課長	高原 清	管財課長	柴田 義 則
防災安全課長	齋藤 実貴男	地域コミュニティ課長	藤井 泰 人
人権政策課長兼 人権センター所長	寺崎 嘉 典	スポーツ課長	安恒 洋 一
市民課長	行武 佐 江	税務課長	森木 清 二
福祉課長	友添 浩 一	高齢者支援課長	川崎 純 一
建設用地担当課長兼 県事業整備担当課長	伊藤 剛	都市計画課長	木村 昌 春
社会教育課長	中山 和 彦	学校教育課長	吉開 恭 一
上下水道課長	佐藤 政 吾	上下水道施設課長	小柳 憲 次
観光推進課長兼 国際・交流課長	木村 幸代志	会計課長	小島 俊 治
監査委員事務局長	福嶋 浩		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿部 宏 亮	議事課長	花田 善 祐
書記	斉藤 正 弘	書記	高原 真理子
書記	岡本 和 大		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、11人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日11日7人、12日4人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

[13番 神武綾議員 登壇]

○13番（神武 綾議員） 皆さん、おはようございます。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件について質問させていただきます。この3件については、6月議会での代表質問、9月議会での平成29年度決算審査の際に取り上げましたが、今回は詳しい見解とこれからの方向性などについて伺いたいと思います。

1件目は、国際交流振興基金について伺います。

国際交流振興基金は、平成29年度決算時、1億9,000万円の積み立てがあります。その利子として53万円が財産収入として上がっています。この基金が、平成25年に設立以降、変動がありません。決算審査時に、基金の年度内の増減はなく、現時点において基金の取り崩し等も予定しておりませんとの説明がありました。この点について少し詳しくお伺いしたいと思います。

1つは、この基金1億9,000万円の金額の根拠について伺います。

2つ目は、取り崩しの予定はないと回答されましたが、取り崩さず活用する計画があれば、お聞かせください。

2件目は、差別のない平等な施策の推進について伺います。

太宰府市では、平成6年に人権都市宣言を行い、平成28年には人権尊重のまちづくり推進基本指針の改訂が行われました。市内において、差別なくひとしく市民サービスを受ける権利は、人権を尊重し、ともに生きる社会の実現に向けて保障しなければならない一つだと考えます。

特定地域住民に対して扶助費として老人医療費と介護サービス費の支給、また人権センターの隣保館や児童館への手厚い職員配置が行われています。6月議会の代表質問で、扶助費の支給は早急にやめるべきではないかと尋ねたところ、楠田市長は、この地区にとどまらず、一般市民全体の福祉向上、手厚い教育の確保も行っていくことは当然のことと、やめるのではなく、その支給の現状に全体を合わせていくという市長の見解を示されました。このことを前提に伺います。

1つは、見直すべき事業の対象は検討されているのか、伺います。

2つ目は、特定地域住民に限らない市民全体に向けた今後の取り組みは何を想定しておられるのか、伺います。

最後に、3件目です。決算時に発生する不用額について伺います。

不用額とは、歳出予算の経費のうち、結果として使用する必要がなくなった額で、当該年度の歳出予算現額から支出済額及び翌年度への繰越額を控除した残額になります。平成29年度予算に対する執行割合は91.79%、不用額として17億5,381万6,104円になっています。基金への積み立ても必要ですが、市民の福祉と生活向上のため、年度内でも要望の高い事業に振りかえができないのかと考えます。

2点について伺います。

1つは、不用額が確定するまでの流れについてです。

2つ目は、他の事業に振りかえが可能なのかを伺います。

以上、回答は件名ごとをお願いします。

再質問については議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） それでは、市長、お願いいたします。

○市長（楠田大蔵） おはようございます。本日もよろしくようお願いいたします。

まず、1点目の国際交流振興基金についてであります。本市の国際交流協会は、古代からアジアとの交流の歴史が連綿と今日に続いていることなど、ほかの自治体にはない本市特有の特色を持っていることや、また先達の熱い思いにより本協会の設立に至りまして、さまざまな国際交流活動が熱心に行われてきたこと、当時2億円もの金額を出資した理由など、総合的に勘案をいたしまして、当面は処分をせず、適正に管理運用しながら、基金運用益の確保にまずは努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から回答をいたします。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） おはようございます。

1件目の国際交流振興基金についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの基金創設の経緯についてでございますが、この国際交流振興基金の1億9,000万円は、もともと財団法人として平成4年に設立しております本市国際交流協会への出資金2億円の一部であり、国際交流協会では、この出資金を国債等、平成4年当時では定期預

金利息が2.45%から2.6%ございました、これにて運用することにより、市民の国際交流の促進につながる事業を展開してまいりました。

しかしながら、基金を創設いたしました平成24年当時は、経済情勢により運用益を主財源とした運営が大変厳しくなっていたため、財政基盤の明確化を図るために、国際交流協会におきまして、本市から出資金2億円のうち1,000万円を基本財産とし、残る1億9,000万円を本市に返還することを幹事会で議決され、福岡県の承認を受け、返還いただいたところでございます。

返還を受けました1億9,000万円は、平成24年9月議会で、太宰府市国際交流振興基金条例を制定し、太宰府市国際交流振興基金に積み立て、それを担保に基金運用益を財源の一部として充てながら、国際交流協会に補助金を交付しているところでございます。

次に、2項目めの今後の活用計画についてでございますが、現在、この基金につきましては、太宰府市資金管理運用方針に基づきまして、地方公共団体金融機構債券にて運用をいたしております。運用益につきましては、条例第4条にて一般会計歳入歳出予算に計上し、国際交流振興活動の増進を図るための費用に充てるとしておりますことから、一般会計歳入予算に計上しており、本市の国際交流関係事業費の財源といたしております。

今後におきましては、この基金のものが国際交流協会への出資金だったという位置づけでありますことから、これまでどおり、基金運用利息を国際交流協会への補助金を含みます本市の国際交流関係事業の財源とするところを考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） おはようございます。

2項目めの今後の活用計画につきまして、私のほうからも回答をさせていただきます。

地方自治法第235条の4第1項及び地方自治法第241条第2項にも規定をされておりますように、公金及び基金につきましては、より確実かつ効率的な保管を図り、管理運用をすることは市の責務でございます。

平成28年9月の一般質問でのご提言に沿いまして、マイナス金利の状況でも効率的で幅広く資金の管理運用が図れるよう、これまでの資金管理運用方針を見直しをいたしまして、平成29年度より超長期債券による運用を開始したところでございます。

この資金管理運用方針につきましては、適正な資金計画を策定した上で、基金を原資に支払い準備に支障がない範囲におきまして、金利変動リスクの軽減を図るため、額面金額1億円を上限とした債券を分散して購入することにいたしております。

今後におきましても、安全で低リスクであることを第一義に、資金の管理運用を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。

今の回答いただいた中で、この基金について国際交流関係の事業、それから協会の事業の財源にしていくという目的であるというふうに説明があったと思うんですけども、今の状況が、もともと平成4年に財団がつくられるときに、その前身である太宰府市の国際交流市民ネットワーク研究会から、太宰府市の国際化に関する提言ということで、国際交流協会の設立に向けてということで市のほうに提言が出されています。その中で、その当時は九州国立博物館の建設にも向かっていたところで、海外の方との交流なども想像されていたようで、その提言や議事録なんかを見ますと、交流施設の建設が含まれていたり、それから先ほどおっしゃいました財政基盤の確立から基金を積み立ててほしいというふうな文書がありました。

この基金条例なんですけれども、国際交流の振興を図るために設置するというふうにあります。事業自体の補助金として財源とするというようなことになっていきますけれども、今国際交流協会さんとの基金についてどのように、1億9,000万円もあるわけですから、今後、何か利用するような事業展開についての情報公開などがされているかということ伺いたと思います。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） まず、今後の方向性でございます。この1億9,000万円につきましては、このまま置いておきたいということももちろんでございますけれども、今現在、外国人就労の問題が政府のほうで取り沙汰されておりますけれども、改正入管法ですね、そちらのほうはまだ先行きが不透明なこと、また太宰府市として今後どうしていくのかというところがまだ国のほうから具体的な事例がおりてきておりません。行政がどこまでしなければいけないのかということが大きなものとして生まれてくる可能性がございます。

例えば、生活支援ガイドブックでございますけれども、今現在、4カ国語プラス、ベトナム語を対応しておりますけれども、さらに多言語化する必要があるのか。または、日本にお越しになった方々が日本語学習支援を行うとか、これまでの国際交流、国際理解だけではなく、外国人就労に向けた国際理解というものも必要になってくるかと思っておりますので、もし必要があれば、その辺にも充てていきたいというふうにも考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 太宰府市では海外の来訪者も多いですし、市内大学への留学生の方も一定数いらっしゃいますので、今の現状では入管法の問題なんかももちろんあると思うんですけども、そういう方たちに対しての事業展開というのはこれからもちろん必要なことだとは思っています。

この基金の額がやはり大きいということですね。基金に積み立ててから5年間動いていないということが、今後、このまま置いておいていいのかというふうに思ったわけなんですけれども、先ほど総務部長からの回答もありました、運用については有利な資金管理を心がけたということで、平成29年度の決算でその利子が53万円というふうな報告があったわけなんですけれども

も、平成29年度から運用を変えたということで、平成30年度は一応100万円ぐらいにはなるんじゃないかという計算になるというふうには伺っているんですけども。

5年間使わずに置いてきた基金を、今市民の皆さんが要望してあるさまざまな事業があるんですけども、市長がかわられて、やはり学校給食のことについて尋ねられます。市議会のほうでは、市民からの請願もありましたので、完全給食の実施を求める請願については昨年9月に全会一致で採択されたというふうな流れもありまして、これを早急に進めるためにも、この基金を取り崩して、中学校給食を実施するための基金に変えていただきたいという提案をさせていただきたいんですけども。国際交流の事業について否定するものではありませんので、ここは事業展開について、協会の皆さんだったりとか、これからの外国人の方との対応などについて、担当課ともきちんと話をした上で、残す金額は残す、そしてこれはもう残さなくてもいいのではないかと金額を基金に積み立ていただきたいというふうに思うんですけども、その点について考えをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） この点であります。まず学校給食の問題につきましては、私も力を入れながら、今分析、検討、研究、調査を進めているところであります。そうした中で、どのような形でそれを実行するかによって当然額も決まってくると思っておりますが、その際、この国際交流振興基金の額も確かに大きいものであります。一方で各種ほかの基金積み立ても50億円程度、全て合わせればございますので、そうした基金なども有効に活用しながら、学校給食実行に向けて進ませていただきたいと考えております。

一方で、ただこの国際交流基金をあえて給食に使うべきなのか、また超長期で昨年度より運用を開始したばかりでありますから、確かにこの低金利時代においてはかなり運用益も出ているようでありますので、これをすぐさま解約することの利益考慮なども勘案した結果としまして、すぐさま学校給食のためにこの基金を取り崩すということは、現時点では考えていないところであります。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） さまざまな基金がありますので、これに限らず、検討していただいて、中学校給食は本当に長年議会も取り組んできたことですので、実現するために何を第一歩とするのかというところをしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

2件目お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 2件目の差別のない平等な施策の推進について回答いたします。

6月議会でも神武議員の代表質問にお答えをいたしました。部差別の解消の推進に関する法律に明記されてありますとおり、現在もなお部差別が存在することを認識をし、また本市で実施した実態調査からも、今なお啓発教育の必要性があり、同和地区では非正規雇用の割

合も高く、収入、貯蓄額や年金受給額も相対的に低位であるという結果が出ておりますことから、健康面も含めて、生活基盤についてやはり課題があると考えております。また、教育面におきましても、高校、大学進学率が低く、学習環境や1人当たりの教育費にも格差があるなどの生活実態が見られます。

歴史的、社会的理由により生活環境などの安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民に対しましては、生活の改善及び向上を図り、社会福祉の増進及び人権・同和問題の速やかな解決を図るための施設の一つであります太宰府市人権センターにおける事業について、今後も継続していく必要があると考えております。

これらの状況を踏まえまして、扶助費の支給につきましても、引き続き協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。

また、あわせて、子どもの生活の安定と子どもの発達を援助していく拠点づくり、居場所づくりなどを研究していく必要もあると考えているところであります。

詳細につきましては、担当部長から回答をいたします。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） それでは、詳細につきまして私からご回答させていただきます。

扶助費等につきましては、平成14年3月に同和対策特別措置法が失効するに当たりまして、平成13年6月から、内部会議であります同和対策事務事業評価検討会議を46回開催いたしまして、見直し及び廃止を行ってきたという過去の経過がございます。

現在残っておりますのが、老人医療費と介護サービス費ですが、市長も先ほど回答で申しましたように、平成24年度に実施いたしました同和問題実態調査の結果でありますとか、平成28年12月に成立、施行されております部落差別の解消の推進に関する法律も成立しておりますことから、引き続き関係者と協議を行いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いますと思っております。

また、人権センターの業務委託につきましては、毎年度精査を行い、進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、地区にとどまらず、市民全体の福祉向上を進めていく今後の取り組みにつきましては、子どもの居場所づくりとして、本市では、自治会での学習支援やアンビシャス広場、子ども食堂など、自治会や市内の大学、市民活動団体などの活動が、少しずつではありますが、広がっている状況がございます。そのようなことも考慮しながら、共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、放課後等を安全・安心に過ごす多様な体験活動を行うことができるような事業も視野に、子どもの居場所づくりについて今後研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。

この事業を見直しをして、今後、市民全体の事業として取り組んでいただきたいものとしてお尋ねしたところですが、まず扶助費についてです。老人医療費と介護サービスですが、これは77歳以上の方を対象に、老人医療費が自己負担相当額の8割、そして施設介護サービス費につきましては自己負担額の7割が支給されるというふうな支給規則になっています。

平成29年度の決算を見ますと、老人医療費は年間1人当たり20万円、施設介護サービス費については1人当たり年間5万円、月にしますと4,000円程度の負担を補助をしているというふうになっています。これ一部の地域、生活困難な世帯というふうにくくってはありますけれども、その方々がその地区だけでは今もうなくなってきたと思います。これを、高齢者が増えてきているということもありますので、75歳以上を、一般市民の方が今9,000人ほどいらっしゃると思うんですけれども、77歳以上として、それから何人か減ると思いますが、この方に同じような支給をした場合、恐らく相当な額になると思うんですけれども、そういう試算はされたことはありますか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今議員言われましたように、現在、本事業での年齢要件というのは77歳以上です。今年の3月末の77歳の人口については7,543人ということでございまして、そこで概算的な計算はこちらのほうでもしてございまして、大体年間で5億円以上の支出というところの試算は担当としてはしております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 市民全体で見ると5億円にもなるという金額を、一部の地域の方には補助をしているという現状だと思います。これを一般市民に同じようにするというのは恐らく困難なことだと思いますので、これはもう早急にやめてもらいたいと思います。

今、太宰府市民の皆さんの暮らしの状況なんですけれども、この扶助が続いてきているんですけれども、市民の皆さんの状況というのはやっぱり変化してきていると思います。生活保護率を見ますと、太宰府市、平成28年から平成29年にかけて、率でいいますと11.2%から11.5%の微増、そして子どもたちの就学援助の認定率については、小学校では平成28年度が16.8%から平成29年度が18.8%というふうに2%増加をしています。子どもの貧困については、今全国的に6人に1人が貧困の状態にあると言われてはいますが、太宰府については5人に1人に近づいていっているような状況も理解というふうにも読み取れるのではないかと思います。

この数字について、市長がどのように見解を持っておられるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 生活保護の数字、また就学援助の数字につきまして、今改めて神武議員よりご指摘をいただきまして、確かに私自身、まず全国的には景気の拡大と言われている中で、本市においてはこうした生活保護なり就学援助が増えてきているというこのトレンドにつきましては、私も危惧をするところであります。

そうした中、本市の非常に大きな課題としましては、そうした全国的な流れとはまた異なっ

て、財政的に近年と比べても厳しいところもございます中で、こうした福祉関連の予算がなかなか全体の皆様のニーズに応え切れていない可能性があるということは私も問題意識として感じております。そうした問題意識を持ちながら、今後の予算なり、さまざまな総合計画などを通じまして、歳出の見直しと歳入の増加、こうしたものを通じながら、市民の皆様の福祉の向上に努めていかなければならないと強く感じているところであります。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） この年齢要件については、毎年1歳ずつ上げているというような努力はされているというふうには理解していますが、それが一般市民の方に今後説明がつくのかということをもう一度考えていただきたいというふうに思います。

もう一点、人権センターについてです。

この人権センターについては、南児童館、南隣保館、南体育館が含まれているわけですが、このことについては何度も一般質問、また代表質問で取り上げさせてもらっています。平成23年度に質問しました、7年前になりますけれども、児童館の促進学級、それから自主活動の利用の実態について、設置目的、これはその地域住民の方に対し生活の改善及び向上を図って、その場所によって社会福祉の増進及び人権同和問題の速やかな解決に資することという目的に沿って事業を行っており、その目的をPRをして、多くの児童に利用してもらいたいというふうに考えているというふうに当時の教育部長が答えられました。一部地域の子たちだけではなくて、その周辺の子どもたちも利用できるようにしたいというふうにおっしゃっていたんですけども、平成28年の決算委員会的时候には、この広報がどのくらい進んでいるのかと尋ねたところ、一部の地域住民の方のみの利用となっているというふうに回答されました。5年たっても変わっていないという状況でありました。

南児童館についての職員配置、指導主事はお一人、地域活動指導員がお二人専属の職員として配置をされています。現在、どういう状況で子どもたちが利用されているのか、利用範囲についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） こちらの児童館の活動については、私のほうから現状を説明させていただきたいと思います。

例年大体平均20名前後の子どもたちが通っている状況で、活動内容としましては、放課後学習であったり、長期休業中のサマースクール、ウインタースクール等々の活動を行っているような状況です。

指導員が、先ほど神武議員も言われましたとおり、指導主事のほうが1名と地域活動指導員、こちらのほうは補助を受けた形での雇用という形で2名採用しております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） そうではなくて、子どもたちの今の利用範囲についてお答えをお願い

したいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 現在は地域の子ども会参加者という形でこちらのほうに通っているような状況で、周りの子どもたちというか、市全体の子どもが今通っているということではございません。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） やはり一部地域の子どもたちのみが利用されているという状況だというふうなお話でした。

先ほども就学援助の話、数字なども述べましたけれども、子どもの今の生活環境の実態も変わってきています。ここだけの事業に本当におさめていいのか。職員を3名配置をして学習支援を行ったりとか、自主活動、子ども会活動をしていいのかというふうなことがあると思います。

近隣市を調べてみたんですけれども、児童館というのがあります。ここもそういう事業の中で建てられたものだったんですけれども、今は人権を大切にする子どもたちを育てる拠点となりまして、市内全体の子どもたちが広く利用できるような施設になって、またホームページでも紹介がされています。

太宰府市、この南児童館、南隣保館も含めて、市のホームページ上に施設として掲載されていないと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。私探したんですけれども、出てなかったの。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 南児童館については、人権センターの設置条例というところから、地域住民の福祉に寄与するということでの活動というところであります。今の状況からいまして、太宰府市内に全体的に子どもたちが通えるような児童館の建設というものが、活用とかできればいいという希望はもちろんありますけれども、やはり今現状的にそれがすぐ設置できるかどうかというところは、お答えができる状況にはありませんので、市民活動の中でそれぞれの子どもたちの居場所づくりというところも活用できないかということを考えております。

ご存じのとおり、今市民活動の中でいろいろ活動が広がっている中の一つとして、子ども食堂、現在市内で3カ所活動しておられます。そのほかに、大学との連携ということで、市内の筑紫女学園大学のほうが学生ボランティアの活動で学習支援だったり、子どもの居場所づくりという活動をされておられること、それとアンビシャス広場という形で地域の方々が地域の場所での活動をしていらっしゃることで、そのほかに地域の自治会のほうでも放課後学習であったり、あとは夏休みとか、冬休みの間だけの期間ではあるけれども、学習室という形で子どもたちが自由に来て勉強できる時間を設置してくださっているところの活動が少しずつ増えているので、そういうところもいろいろ考えた上で、今後、子どもの居場所づくりというのを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 子どもの居場所づくりは本当に大事なことで、市民レベルで広がっているところはあるんですけども、さっき部長の話の中にもありました施設をつくることは難しいということはもう皆さん重々承知なわけですね。実際にある南児童館をどのように効果的に使っていくかということが、私は大事なんじゃないかなというふうに思っています。

今南児童館は同和事業の中で建てられた施設ですけども、本来の児童館というのは児童福祉法に規定されている児童厚生施設の一つです。そして、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的として設置される屋内施設というふうになっています。今太宰府市にはそういう施設がもちろんありません。先ほどいろいろ市内での活動のことをおっしゃいましたけれども、この福祉法にのっとった施設としての内容をきちっと網羅しているかという、またそれも違う話だと思います。

私が言いたいのは、今ある南児童館をこういう児童館として、児童福祉法にのっとっている施設として変えていけないのかということをお願いしたいというふうに思っています。その点についてはいかがお考えになりますか。ソフトの部分は今市内でも広がっているんですけども、やはり拠点となる施設が必要だと思うんですが、そういう点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 確かに児童館は子どもたちの施設であるというところを考えれば、市内全体の子どもたちが通えるような施設であるのも一つ考慮しなければいけないかなというふうに思いますが、現在の状況として、まず地域住民の福祉の向上に寄与するという目的があるところから、今後はそこを協議の上で進めていく必要があることは考えてはいますが、今の段階でそれがどういうふうに進んでいくかということはお約束できるかなというような状況であります。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） この人権センターの目的として、人権問題の速やかな解決に資することというふうにならなっているんですけども、そういう施設に変わっていくということも1つあると思います。市長はこの近隣5市のことを恐らくよくご存じだと思います。人権センターは今3施設ですけども、太宰府市には総合福祉センター、老人福祉センター、また男女共同参画推進センタールミナスという建物があります。老朽化も進んでいますので、これを一つにまとめる、今後、公共施設の再編計画なんかもありますので、その中でまとめていくということも考えられると思うんですけども、そこでさまざまな人権を学ぶ、また交流拠点にするというようなことも含めて、お考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご指摘のような児童館も私も何度もかつて足を運んだこともございます。そ

うした中で、人権を学ぶそのセンター機能、そうしたものが重要であるということも私自身もかねて感じてきたところでありますし、また先ほどご指摘のように、子どもたちのよりどころとなるような場所をつくっていくことも重要でありますし、そして本市の一つの特性でありますけれども、こうした公共施設、さまざま分散化して老朽化をしているということもあります。そうした本市の課題を整理していく中で、将来的にさまざまな公共施設を統廃合していくということは方向性として持っておりますので、その中でこの南隣保館のあり方、人権センターのあり方なども、今後、検討をしてみたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） この人権センター設置条例の中には、運営審議会のことが書いてあります。実際にこの運営審議会が今機能はしていないというふうに聞いているんですけども、ぜひここで諮っていただいて、今後、人権センターとしてどのような活動が望ましいのかということを考えていただきたいというふうに思います。いろいろな意見を聞いていただきたいというふうに思います。

太宰府市の人権尊重のまちづくりの推進基本指針には、同和だけに限らず、女性、また子ども、高齢者、障がい者、外国人などを対象にしています。そういう意味では、センター自体もそういうふうに変わっていかなければならないというふうに思っています。

人権施策については、担当課も努力されて、毎年人権講座にも取り組まれてもおられます。私も時間があるときには極力参加をするようにしているんですけども、少し私の参加した感想を述べさせていただきたいと思うんですが、年に1回、6つの講座の中の1回が必ず同和関係の講座が入っていますけれども、去年は「いのちを食べて、いのちは生きる」というテーマで「ある精肉店のはなし」の映画上映と監督の講演がありました。地区外の監督が、地区の仕事である屠場の歴史を知りたい、そしてそこで働く人の現状をフィルムに残したいと粘り強くその地域の方と交渉して、わかり合って撮影に至ったという経過をお話をされて、こちらから現状、歴史などを直接わかろうとすることの大事さと、またそこに住んである方の当事者もわかってもらいたいという思いがあるんだということを知りました。

今年は、「部落差別と向き合う私たち」という講演で、その地区に住む女性と地区外の男性との結婚差別にまつわる当事者のお二人のお話でしたけれども、そのお二人もお話しされていましたが、さまざまな差別を知ることで人権が守られるというふうに語られたのが印象的でした。地区に住まわれている方が、そこにとどまることなく、外に知ってもらいたいという思いを持ってあるんだということを改めて知った講座でした。

今、太宰府市内では先ほど部長もおっしゃいましたけれども、さまざまな活動が行われています。それは今、毎日の生活の中で子どもの状況に目を触れて、地域の方がボランティアでその場所づくりを進めています。子ども食堂も開かれていますけれども、市民レベルで親の孤立であったりとか、子どもの孤食など、気になる家庭を視野に入れて見守る場所をつくろうと活動されておられます。

そして、学校では、先生方、校長先生なんかに聞きますと、不登校の子どもたちが増えているということを懸念されています。学校に行きづらくても、友達とだったら外に出れる、学校ではないところには出れる、信頼できる大人のところだったら出かけられるという、引きこもらない環境づくりが今とても必要だと思います。

最初に述べましたけれども、児童館に職員の方がいらっしゃいます。地域活動指導員の方が2人いらっしゃるといことでしたけれども、やっぱりそういう人たちが全市を視野に活動して、子どもたちを見守るといような施設に変えていただきたいということが私の要望です。施設を建てるとかということではなくて、ソフトの部分、既存の施設の活用を大いに考えていただきたいと思います。

最後に、市長にお伺いしたいんですけども、子どもにとって、先ほど述べましたけれども、自由に集える場、また楽しめる場、そして信頼できる大人がいる場というのはたくさんあったほうがいいと思うんですね。どうしても孤立というかうちにこもってしまうという今状況にもあります。中学校卒業、義務教育が終わって、高校に上がってから命を絶つとというようなことも考えられますので、そういう意味では、子どもたちの将来のために場所づくりを本気で考えてほしいというふうに思っていますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 私も今積極的に小学校、中学校などに出向かせていただきまして、私のさまざまな失敗の経験なども包み隠さずお話をし、とにかく今神武議員ご指摘のように、子どもたちはさまざまな現代的な問題の中で、居づらさ、またさまざまな不安を抱えている、そういう状況は私もつぶさにさまざま見聞きをし、感じ取っているところであります。

そうした中で、そうした未来を担う子どもたちが、居場所を失って、みずから命を落とすようなことだけは本市としても確実になくしていきたいと、私自身がまずは先頭に立って、その思いを強く持った上で、その課題解決のために何をなすべきか、先ほどのご指摘のように、児童館のようなものを積極的に活用していくとか、子ども食堂をもっともっと我々のほうで補助をしていくとか、そうしたこともあるでしょうし、やはり子どもたちに直接、思い詰めない、さまざまな助けを求めてもらえるような環境づくりをしっかりと行っていく、そうしたことご指摘もいただきながら、さまざまな有識者の皆様などの、もちろん議員の皆様のお力もおかりしながら、そうした環境を整備していくために、私も先頭に立って頑張りたいという思いであります。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 市長が6月議会でおっしゃった一般市民全体の方の生活向上、また教育の確保というところは、本当に一部地域の方だけでなく、ひとしく行われるようにしていただきたいというふうに思います。このことを要望いたします。

3件目をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） 3件目の不用額についてご回答いたします。

まず、1項目めの不用額確定までの流れにつきましてご説明させていただきます。

各事業の予算は、市の単独事業及び国、県の補助事業がございますが、国、県の補助事業につきましては、あらかじめ国、県との協議によりまして事業の採択を受けておりまして、事業申請の承認が6月末ごろに通知されてくることから、それ以降に入札の実施等適正な事業の執行に努めておるところでございます。

そのため、事業の不用額の確定につきましては、補助申請どおりの事業が遂行できているかなど、国、県等との協議や完了検査に時間を要しますことから、おおむね年度末ごろの状況でございます。

また、単独事業につきましては、早期着工、早期完了を目指しまして事業の遂行に当たっておりますが、関係者協議等の状況次第によりましては、当初計画どおりの進捗に至らない場合、事業完了が遅れることも生じている状況となっております。

次に、2項目めの他事業への振りかえでございますが、議決をいただいておりますので、他事業への転用を図る場合につきましては、不用額の予算額補正のまず議決をいただきまして、新たな事業について議会の承認をいただく必要があるというふうに認識をいたしておるところでございます。

このため、極力事業を繰り越しせずに、年度内に予算執行を完了するためには、早くても9月議会に補正予算として計上する必要があることから、7月下旬までには事業を完了し、不用額を確定することが求められます。事業によっては業者選定などに時間を要することもありますので、他事業への振りかえが多分できないのではないかなどというふうな感触を持っております。

予算編成に当たっては、真に必要な経費を計上するよう精査を行い、努めてまいりますとともに、事業に当たっては早期着工、早期完了を目指しまして、限られた予算を有効に活用していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 壇上で申し上げた執行割合が91%で不用額が17億円というような数字をお話しさせてもらったんですけども、教育費を見てもみると、この教育費の執行率というのは85%が一番低くなっています。その中の学校管理費の不用額を見てもみると、小・中学校の場合、小・中学校の合計で平成29年度の決算で1億円、その前の年でも平成28年度1億円の不用額が出ています。この数字を見たときに、この不用額が次の年に繰り越すなどのことになると思うんですけども、その年に組まれた教育予算をその年度内に使えないのか、振りかえることができないのかということが疑問に思ったところです。

この12月議会に、施設整備費としての中で校舎等の改造計画、これは執行残ということで

1,150万円を小学校の施設工事の請負費のほうに振りかえているという提案がされているんですけども、これについては、先ほど部長の説明がありました事業の進捗によってこういうことができたというふうなことになるのでしょうか、その経緯についてお話をいただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今回の補正予算でそういった財源の振り分けをしたというような形で、そういったことは先ほども答弁申しましたように議会に提案してやればできないことはないということではございますけれども、その時間的な要因がかかるものとかからないものというふうにも、その判断基準によってはできるものとできないものがあるというふうに認識をいたしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今のご説明の中で、時期的なものであるというようなお話がありましたけれども、やはりそれが前提となっているということになるのでしょうか。教育現場でいきますと、いろいろな要望が多いところではあります。建物の整備補修であったりとか、あと教員採用についてもなかなか集まらないというような状況もある中で、その年度内に振りかえができなくても、次の年に何で採用できなかったのかとか、施設についても少し予算を増やしていこうかというようなお話が活発にされているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 申し上げておりますように、年度内での事業の振り分けは難しいということではございますけれども、不用額につきましては例年決算剰余金として翌年度に、例えば先ほどありましたように老朽化した公共施設の再編整備のための基金であります公共施設の整備基金、このようなものに積み立てる財源として活用を行っているということで、次の年度の財源として活用していくというようなところで今までも運用といたしますか、活用してきたというような状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 市民の方から、太宰府はお金がないからというように諦めの声があるんですよね。そういう点からいって、年度当初に組まれた予算が残るということであれば、もう少し予算を立てるときに事業を増やしておくとか、というようなことも考えられるのではないかとこのように思っているんですけども、市民の皆さんの納めた税金が有効かつ、そして生活に還元されていくというところで要望したいと思います。不用額については、決算のときに質問をしたところなんですけれども、もう少し私も勉強をして、予算組みについてはまた意見させていただきたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで11時05分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時05分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、佐野東地区区画整理事業の進捗についてお伺いをいたします。

まず、これまでの経過といたしますか、流れにつきまして確認をしておきたいと思っております。

昭和63年11月、当時の太宰府市長、伊藤善佐氏とJR九州社長との間において交換をされました新駅建設の覚書があることはご承知のとおりと思っております。この新駅は、現在の都府楼南駅と水城駅との間に建設をするということも当事者間では確認をされておるところであります。

佐藤元市長の時代になりますが、当時の議会答弁では、平成17年秋に開館をいたす九州国立博物館の開館に合わせてJR太宰府駅の建設を進めていく、また駅の位置については現在の都府楼南駅と水城駅の間に計画するとの答弁がなされております。

しかしながら、その後、平成15年7月に襲った集中豪雨が本市に甚大な被害をもたらしたことにより、当面はその復旧作業に全力を傾注するため、JR太宰府駅の建設は凍結を余儀なくされることになりました。

その後、平成21年、井上元市長の所信表明及び議会答弁において、JR太宰府駅建設については面整備の中で行う、その手法については民間手法で行うと明らかにされました。井上元市長は、一方では総合体育館の建設にも意欲を示されておられました。総合体育館建設予定地も佐野東地区の区画整理予定地内であることから、この地域を教育・スポーツゾーンと位置づけることも表明をされました。また、市の附属機関として設置された太宰府市佐野東地区まちづくり構想検討委員会の場においても、佐野東地区の区画整理構想として3案を示し、そのうちの2案にほぼ絞られてきている状況にありました。

それから以降につきましても、この検討委員会は数年前まで開催をされてきた事実もあり、一方で昨年3月、市においても、佐野東地区まちづくり調査報告書も提出をされている状況にあります。

以上が今日までの大まかな流れであると承知をしております。

佐藤元市長以降、市長が3名交代されたことは承知をしておりますが、この佐野東地区の区画整理事業は市の方針であり、第四次、第五次総合計画の中でも明らかになっております。市長が交代されても、行政の一貫性という観点からも継承され、進められるべきものであります。

楠田市長は、本年6月の施政方針の中で、計画的なまちづくり推進も検討してまいりますと述べられております。また、都市計画マスタープランにおいて、商業、業務の核として位置づ

けられております西鉄五条駅及び西鉄二日市駅周辺地区の市街地整備や佐野東地区の整備等の検討を行うとともに、本市域の都市構造の検証を行い、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画などを予定をしますと述べられておられます。佐野東地区のまちづくりに関しましては、先ほど冒頭述べた経緯からして、私の認識と随分温度差があるように思います。

そこで、3点について質問をいたします。

1項目めは、楠田市長は就任以来今日まで、この佐野東地区の区画整理事業についてどのように取り組んでこられたのか。先ほど申しましたように、これまでの経過の認識を含め、お伺いをいたすものであります。

2項目めとして、区域の地権者との協議経過など、これまでの経緯を明らかにされるとともに、具体的に、今後、対象地域を分割して施工していくのか、分割とすれば、その区域境はどこになるのかなどについてもお伺いをいたします。

3項目めは、1項目め、2項目めを踏まえた上で、今後の事業計画などがあれば、その計画を明らかにしていただきたいと思います。

以下、再質問につきましては質問席で行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 1項目めの新市長になって以降、今日までどのように取り組まれたかについて、まず回答いたします。

佐野東地区まちづくりにつきましては、先ほど議員もご指摘のように、昭和63年にJ R九州との覚書締結以降、議会における特別委員会の設置や地元関係者で構成された懇話会における協議、佐野東地区まちづくり構想の策定、平成28年度に実施した佐野東地区まちづくり調査等の経過、計画などを、私が本年1月、市長就任以降、担当部長より随時説明を受けてきた状況であります。

佐野東地区の区画整理事業につきましては、民間手法などさまざまな手法を含め、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

2項目め以降につきましては、担当部長から回答させます。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） まず、2項目めの今日までの経過を明らかにされるとともに、今後の具体的取り組みについて、私からご回答申し上げます。

佐野東地区のまちづくりは、市長がお答えしましたように、民間手法を基本とする面的整備の中で進めていくものと考えております。その中で、市も民間と連携して進めていかなければならないとの考えのもと、平成28年度に佐野東地区まちづくり調査を実施し、想定される区画整理の施工範囲、事業費の算定等をより具体的にお示しをさせていただきました。

平成29年度には、まちづくりへの意識の醸成を図るため、地元地権者からの依頼に応じまして、出前講座等も開催をさせていただいたところでございます。

また、第2次都市計画マスタープランでも述べていましたJ R鹿児島本線との本市の交通結

節点がJR新駅という考え方を整理し、道路網や公共交通網の検証を視野に入れまして、現在、総合交通計画及び地域公共交通網形成計画策定の手続を進めておるところでございます。

次に、3項目めの事業計画なりがあれば、明らかにされたいについてご回答を申し上げます。

具体的な事業計画というわけではございませんが、現在、平成31年度に策定を予定しております立地適正化計画や総合交通計画、地域公共交通網形成計画を策定する中で検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 市長の回答の中では、民間手法などさまざまな手法を含めて今後検討をされていくという回答で、今部長の回答は、民間手法を基本とするということではありますが、議会答弁というのは、市長がかわられても答弁の中身というか、位置づけというのは変わらないというふうに認識を私としてはしております。個人的な回答ではないというふうに思いますが、市を代表して、市の方針として回答されているという意味では、先ほど冒頭述べましたように、これまでの経過からして、佐藤市長時代には平成17年の国立博物館の開業に合わせて駅を開業するというところだったです。ところが、それは予期もせぬ甚大な被害を負った大水害のためにというふうな経過がありますね。もしその災害がなければという、もしの話をしてもしようがないと思うけれども、平成17年にはJR太宰府駅は開業する予定であった。ところが、井上市長になったら、面整備で民間手法でやりますということではありますが、民間手法も含めてということであるならば、民間手法以外にも楠田市長としては検討するということなのか、民間手法で行うという方針になっていた前々の市長の方針と民間手法を含めて検討するということになれば、民間手法以外も検討の対象になるのか、そこをまずお聞きしたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご指摘をいただきました点でありますけれども、これまでの経過は私なりに事務方から説明を受け、私なりにそうしたことに対して思いをいたし、そして今後についてこれからさらに検討を進めてまいりたいと考えておりますが、ご指摘ありましたけれども、やはりこれまでの積み重ねはもちろんありますけれども、しかし私が市長に就任をさせていただいて、今の財政状況なども見、そして優先順位などもこれから私なりに検討をさらに進めていく中で、この佐野東地区をまずはどのような優先順位で取り組んでいくかということについては、率直に申して、今の時点では私は結論を下してはおりません。

そうした中で、この民間手法になるのかどうか、こうしたことも含めて、私の今の思いといたしましては、個人的な思いというよりも、やはり市長としての思いとして、もちろん個人的な思いも全て市長の思いになりますので、私としては市長としてこの民間手法というものもこれまでの経過の中で一つのとり得る手法だとはもちろん考えておりますけれども、そのほかの方法も含めて、私は今の時点では予断を持ってはお答えをすることができないところであります。

す。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 附属機関で一定の案が示されておりますね。先ほど述べましたように1案、2案、3案と、でも大体2番目の案でいこうということでたしか出されていたというふうに思いますが。

市長にもう一度お尋ねしますが、平成15年のときに駅の構想図、あるいは駅前広場、それから取りつけ道路の位置なども図面で提示をされておる部分がかつてありました。それは、井上市長時代になって、面整備ということで、白紙にまではならないと思いますけれども、面整備する以前の構想図が出ていたと思います、駅と駅前広場と取りつけ道路は。ただ、駅の位置については、これJRの考えとも合致をして、現在の都府楼南と水城駅のあい中に建てるという、今診療所があるところに建設するという場所については変わっていないと思いますが、それらの平成15年当時の構想図というものは、市長は担当部長なりから見られたことはありますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほどご指摘のありましたような平成15年時点での駅の構想図などは、率直に申して今の私の記憶ではそこまで鮮明なものがございません。これまで概括的に説明は随時受けてまいりましたけれども、そこまでの当時のそのときごとの具体的なものに対しては、今の時点で全て今のご指摘を私の頭に浮かべることはできないところであります。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 先ほど部長のほうから回答をいただきました私どもにも示された調査報告書の中で、記憶の中ではあのエリアを4エリアぐらいに分けてやっっていこうということで示されたというふうに思います、私どもの議会の中にも。それ以降、先ほど回答がありましたように、地元の要請があって、出前講座などにも行っておられるやに回答があったんですけども、それ以降今日まで、具体的な行動は何かあっているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 平成29年度におきまして、私ども地元との協議等々については具体的には動きはあっておりません。あと内部で、平成29年度につきましては、先進地視察ということで糸島市と新宮町に現地視察といいますか、組合施工の区画整理でございましたけれども、その視察を事務局として行かせていただいているという状況ではございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） これは市長にも認識を、先ほど冒頭申し上げて、随分私と温度差があるという感じがしましたんですけども、今年度施政方針演説の中でも、佐野東地区の区画整理事業も五条駅のまちづくり、商業施設やら業務の核として五条駅周辺、あるいは二日市駅周辺の市街化構想問題もこの施政方針の中で述べられておるんですが、佐野東地区の区画整理と

いうものについては、本来平成15年の水害で凍結をされて以降、井上市長時代になって区画整理をやる、佐藤市長時代に大型プロジェクト、当面復旧作業に全力を投入するという一方で、凍結となって、凍結がとれて、私はJR駅かなと思うとったら、井上元市長が体育館という構想を打ち出されて、その際に面整備の中で、しかもあそこは文化・スポーツゾーンに位置づけられて、交通量体系調査もたしか市で行ったと思います、渋滞問題も含めて、地権者の人たちとも話し合いもされていると思うんですね。具体的に進んできている、今まで。市の附属機関の答申も出されておる。

今回、昨年の方針の中で出された4分割という案ですね、その中からまず着手をしていこうじゃないかという方向だけれども、それはどうして五条駅の商業や業務の核として、あるいは二日市駅の市街化整備区域と同列で扱われるのかと、私はそこがわからないんです。つまりもう片方は進んで、少し先走りと言ったら言い方はおかしいけれども、体育館はつくって、その体育館は文化・スポーツゾーンですよと、区画整理の中の、ところが五条駅や、あるいは二日市駅は具体的にどういうものをさせるのであろうかというのがまだわからない。そこと同じレベルにされるというのは、今市長の話で、個人的にというか、市長としてというか、財政部分だとか、今後のまちづくりということで行くと、例えば楠田市長が五条なり二日市駅周辺の区画問題をやっていって、たれば言っても始まらんと思うけれども、市長が変わる、また白紙に戻る、そんなことでは行政の一貫性はないと思う。しかも、この区画整理というのは、先ほど述べましたように、市の方針なんですね。市の方針が、市長が変わったからといってころころ変わるようでは、市民はどこを見て生活をしていくのかというふうになりはしないかと思うから、これはこれで進めていって、その後、例えば二日市駅周辺の問題だとか五条駅の問題というのはあわせて検討していくべきだというふうに思いますが、市長の見解は。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 議員のご指摘も私自身強く胸に刻みたいと思いますけれども、しかし例えば五条駅の問題、私も施政方針なり、その答弁で申したときに、決してこの五条駅なり、西鉄二日市駅の具体的な整備なり再開発をこの佐野東地区より先に行うとか、同じ土俵にのせて行うとか、そういうことも私としては申しでないつもりであります。今回の予算組みなどもいろいろ考えておりますし、昨年初めて私自身もみずからで提出をした予算もありますけれども、この時点で五条なり西鉄二日市なり佐野東地区についての具体的な予算というものはついていないと私は認識をしております。

そうした中で、例えば五条駅についてでありますけれども、私どもの予想を超えて、今回マミーズが撤退をするという事態に至りました。私もこのマミーズが撤退することはできれば避けたかったわけでありまして、経営者自体が交代をするという事態の中で、いたし方ない事態でもあります。そうした中で、五条へのさまざまな影響が先んじてまた出てきている。

そうした中でどのような対応をするかというのは当然これから私自身求められてくるだろうと、つまりは優先順位が私の考えだけでもない、さまざまな経済状況なり、状態の変化の中で

優先順位が変わり得ることは私はあり得ると思っております。決して私自身も市長に就任をして、私が市長になった時点で、全てのこれまでの市の取り組みを白紙に戻すとか、全てゼロからスタートするということを申したつもりはありませんし、そうしたことを言ってきたことはございませんが、しかし私自身が市長として新たに選ばれたからには、これまで取り組んできたものをそのまま進めていくのか、それとももう一度立ちどまって見直していくのか、そして今まで訴えていなかったことも私が市民とのお約束の中で取り組むべきことを新たに進めるべきなのか、優先順位をどのようにその中で決めていくのか、そうしたことにつきましては、やはり私は新たに市民の負託を得て市長とならせていただいたからには、その優先順位なり、予算のつけ方なり、そうしたものにつきましては、もう一度私が責任を持って皆様に提案をしていくことは当然のことだろうと考えております。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 行政は生き物ですから、いろいろなイレギュラーが発生することは理解しております。対処しなければならないことと計画を進めていくということは、これは当然加味しながら方針として進めていく部分と、今言ったマミーズのみinnで対処しなければならない部分は、それは当然あわせ対応していかなきゃいけないというふうに私は思うんですね。

だから、もちろん平成17年の国立博物館の開業に合わせて駅も開設をしていくという方針はあったけれども、災害という予期せぬ事態があつて、その復旧に最大限の財政的な投入などもしていかざるを得ないというのは十分理解をしますから、平成17年の国立博物館に合わせた駅の建設については当面凍結をするというのは、人命復旧だとか、災害復旧が優先するというのは当然理解をできます。

同じように、そこまで大きい甚大な問題でないにしても、マミーズの撤収という予定をしていなかったことが発生したのは、これはやむを得ん経営者の事業の経営の状態ですから、それはそうかもしれないけれども、例えば総合計画だとか、まちづくりのマスタープランなどというものを進めていっているときにそういうイレギュラーが起きたは、じゃあ全てをやめてしまふかとはならないと私は思うんですね、それはそれで対処していかなきゃいけない。

同じように、佐野東地区区画整理事業についても基本的には進めていくし、市の方針としてあるのであれば、それはそれで進めていながら、イレギュラーに対しては対処していくということが私は行政の仕事だろうというふうに思うんです。

平成29年度、昨年3月に目された佐野東まちづくりの報告書についても、これは部長ご存じと思うけれども、地元の地権者の人たちはもともと、もっと言うならば、佐野地区の区画整理が終われば行政は佐野東をやると、これはもう言ってきたわけですね、佐野が終われば佐野東と。だから、地元の人目佐野が終わるから、そろそろ佐野東だなあというふうに思っていたので、いまだに部長たちが行かれたら必ず市はどこまでしてくれるかと、こう言うでしょ。もともとあなたたちがすると言っていたことを、今度は民間手法と言うなら、民間手法でいくなら

ば、じゃあ行政はどこまでしてくれますかと、こう必ず問われていると思う。今まで、僕らも言われていました。市役所がどれだけしてくれるかによって、それは当然部長ご存じのように、行政がどれだけするかによって減歩率に関連するから。だから、出前講座も呼ばれたら行くという、私何年も言っているように、こちら側から、例えば昨年のまちづくりの報告書をもって説明されたと思うんだけど、それ以降、今のところ計画がないと。しかも、その計画は、今後の交通体系だとか、あるいはまちづくりだとかというものと同じレベルで佐野東の、先ほど出ましたまちづくりの調査を踏まえてやっていくということになると、もう地権者の人たちは佐野東地区についてはやらないんじゃないかと、なればあそこの土地を、非常に有効的な土地だから、例えばあそこに病院がありますね、あそこも数年前に拡張されました、拡張されたときに、地権者の方に拡張したいがと病院が言ってきたときに、ここは区画整理の予定の地域だから、私は売りませんと、市がそういう構想があるからということで売らなかった人がおって、病院としては違うところに地権者に相談をして、今の拡張になったんですね。つまり区画整理をすると予定されているだろうということで売らなかった人たちが、こういう五条だとか二日市の東と同じレベルかいと、ここまで来ているのに、そしてまちづくりの調査の中で4分割をやっていってということになると、地権者の人はもう区画整理は遠のいたとなれば売られる。農転をして例えばマンションを建てたりと、そしてあそこが虫食い状態になってくると、もう佐野東地区のまちづくりというのは頓挫してしまう。

そういうふうにならないためにも、私は出前講座の要請があるないにかかわらず、まちづくり調査をもっと丁寧にしていったり、あるいは先ほど回答では計画の予定はないと言われるけれども、例えば平成31年度までには4案の中の1案の具体的な構想を持つとか、平成35年にはこうするとか、平成37年にはどうとか、平成40年には区画整理を終わらせるとか、そういう長期的な構想などは全く議論はされていないのかどうなのか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 先ほど私の回答の中で、1つは立地適正化計画の策定を平成29年度からさせていただいておまして、今議員がお話しになった、例えば病院を建てる、ビルを建てるかというときに、あの周辺が建物がなかなか建てるのを制限されているという状況もありますので、そういう地区計画の見直し等々もする必要がございますので、そういうところをするためには、まずは立地適正化計画を市全体の都市計画のもう少し詳細の、こういう地域にはこういう建物が建てれますよとか、駅とかも都市施設の集積化とかということで、駅周辺に商業とか文化とか行政機関とかを集中させて、あと住居の誘導をしたりして、コンパクトシティ・プラス・ネットワークということの考え方を今国のほうが進めておりますので、例えば駅周辺に商業施設とか、福祉施設を集中させて、そこからどういうふうにネットワーク、交通計画を立てていくかという計画もあわせてやりながら、まずそこが基本になって、区画整理や地区計画の変更ということが、可能になると言ったらあれですけども、できやすくなる。国としては、そういう都市計画の手続のためにはこの立地適正化計画をつくりなさいという方針

でありますので、私どもとしては、ちょうど合わせて、今までの佐野東のまちづくりの流れは私も重々承知をしているところでございますけれども、まずはこの立地適正化計画を平成31年度までにつくって、その中で市長、副市長等とも話しながら、この佐野東地区のまちづくりをどういうふうにするか、またあわせまして都市計画マスタープランの中ではこの佐野東地区につきましてはJRの新駅といいますか、交通結節点というところもうたわらせていただいていますので、それも含めて今後、私どもとしては計画を、今具体的にとおっしゃいましたけれども、どういうふうにするかということを協議をさせていただきながら、まずは立地適正化計画、それと総合交通計画とを策定していくということを今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 立地適正化計画が平成31年度までに出していくという話ですが、一言で言うならば遅い、この話はもう10年も前には出ている話ですから。しかも、あそこは調整区域でしょ。その辺の話も既に区画整理の段階の話のときには出ているはずですよ。

例えば、これはまた公式の話でも何でもないんだけど、高層の、今20mですかね、高さ制限も、これを用途地域の変更のときには再検討もしていこうじゃないかという話も出てきているわけですから、平成31年度の立地計画が出てから、それからまた地権者の人たちにどうだこうだしよったら、もうこの区画整理というのは私はできないんじゃないかという心配をしているんです。

これは、市長、私は平成3年に市議員になりました、4年後の平成7年にこの覚書があることを知りました、それまで4年間は知らなかった。それから、こういう覚書があるならということで、平成7年ぐらいからこの駅のことについて話をしてくれて、井上元市長になって、区画整理、面整備の中でという話になってきたので、もうそういうずっと積み重ねが来ていまして、そして駅の構想も出され、駅前も駅前広場も出され、駅の構想図面も出して、駅の取りつけ道路も出されて、区画整理でいけば約1,000世帯、トータルでいけば3,000人程度の人口増も見込まれるというようなところまで来ていたので、これでずっと進んでいくものというふうに思っていたんだけど、いろいろ水害だとか、体育館問題だとか、それ以降、市長が2人、3人とかわってきて、そのために少しずつ少しずつ変わってきておると。ところが、地権者はみんな同じ人なんです。市の方針は民間手法で区画整理をやっていくということで、地権者の人はずっとそういう認識だったのが、市長がかわる、もう中にはこの区画整理事業に全然後ろ向きの市長もおられました。そうすると、行政がやろうとしている事業だとか構想が、市民から信用されなくなるのじゃないかと。例えば今市長が言われておる五条だとか西鉄二日市の問題も、こういうふうに言われるけれども、わけわからんと、市長がかわればまたかわるばいと。そういうことであってはならないという意味で、私は行政の一貫性は保ってほしいし、それは行政の一貫は今市長は守ると言いながらも、優先順位等々については当時の財政事情だとかいろいろなものを鑑みてやっていこうというのはわからんではないけれども、わから

んではないけれども、もうほぼ走り出そうとしている人と、スパイクシューズも履いて、ランニングも着て、鉢巻きもして、スタートしようとする人と、競技場に今着いた人が一緒なんていう話にはならないと思う。だから、今着いた人が着がえるまで待ちましょと、そういう話に私はならないと思います。

したがって、この区画整理については、平成29年度に出された調査報告書をもとに、積極的に市が地権者の人たちと話し合いをして、私は願わくば地元の人たちと、また勉強会でも構わないけれども、佐野東のまちづくりについては協議をしたり、意見を交え合わせたりしながら、よりいいまちづくりをしていくように、私は市長も地元の説明に行ったり、思いを述べに行ったり、あるいは意見を聞きに行ったり、そういうことをすべきと思いますが、そういう考えはどうでしょう、市長。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご指摘ありがとうございます。

いずれにしても、既に私も市長と語る会もスタートをしておりますし、常々就任後、市民の皆様のできる限り接点を持ち、ご意見を聞き、皆様の思いがどこにあるのかと、市民の皆様全体の思いがどこにあるのか、個別の思いがどこにあるのか、そういうことに耳を澄ませてきたつもりであります。

そうした中で、議員ご指摘のように、この佐野東地区の事業について、思いがあられる議員なり、地権者なり、そうしたこれまで進めてきた方がおられることも私は重く受けとめたいと思います。その上で、やはり行政の継続性、一貫性と、一方で新たに私自身負託を受けた市民からの期待というもの、そのまさに交わる点がどこであるのかということに熟慮に熟慮を重ねて、今後の進め方を決めてまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） この事業に一生懸命汗かいてきてくれた人、地権者の人たちも土地を提供してでもこのまちづくりのためにならば協力をしようという思いで来られた人たちもおられます。それが水泡に帰するようなことのないようには、市が今まで打ち出してきた方針を基本的には踏襲し、よりよいまちづくりのために、市長も、優先順位はあるかもしれないけれども、これまで十数年、20年近くこの駅の問題、区画整理の問題で取り組んできた人たちが報われるようなまちづくりのために、そして財政歳入が増えるように、あるいは観光客がもっと宿泊できるような宿泊設備なども踏まえて、そして前提には行政の一貫性というものを踏まえて、今後、佐野東地区まちづくりについてはぜひとも担当部長を先頭に私は進めていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔4番 徳永洋介議員 登壇〕

○4番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って3件質問させていただきます。

1件目は、耐震化水道管の現状と計画についてです。

厚生労働省の水道施設の耐震化の推進では、日本の水道普及率は97%を超え、市民生活や社会経済に不可欠なライフラインとなっています。そのため、地震などの自然災害、水質事故等の非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水確保、さらに被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確保が必要とされています。

厚生労働省では、地震に強い水道を目指し、これまで以上に水道施設の耐震化の取り組みを行っていく必要があると考えており、水道利用の方々の理解の向上を図りつつ、水道施設、管路の耐震化の促進に向けた水道事業の取り組みを推進するため、各水道関係団体と連携して、水道施設・管路耐震性改善運動を展開し、平成24年度には水道耐震化推進プロジェクトを設立し、従来の運動をさらに発展させ、水道施設耐震化に関する広報活動を行ってきましたと記載されています。

そこで、近隣都市と比べ、耐震化水道管事業の進行状況について伺います。

また、本市の水道管の現状、耐震化水道管事業の予算について伺います。

あわせて、水道法の一部を改正する法律案の概要では、1、関係者の責務の明確化、2、広域連携の推進、3、適切な資産管理の推進、4、官民連携の推進、5、指定給水装置工事事業者制度の改善が示されています。水道事業が抱えるさまざまな課題として、1、人口減少社会の到来、2、管路等の老朽化の進行・更新の遅れ、3、自然災害による水道被害の多発、4、水道事業に携わる職員数減少が示されています。本市においても同じ課題があるのでしょうか。これからの水道事業は大丈夫なのでしょうか。

そこで、本市における水道事業の今後の方向性について伺います。

2件目は、高齢者運転免許自主返納についてです。

福岡県のホームページでは、高齢者運転による事故が年々増加しており、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる重大事故も発生していることから、事業者による高齢者の運転免許自主返納支援の取り組みや、自治体による高齢者の運転免許自主返納支援の取り組みが紹介されています。

幾つかの例を挙げますと、大牟田市ではタクシー利用券、ICカード乗車券の無料交付、春日市ではICカード乗車券の無料交付、那珂川市ではICカードまたはタクシーチケットの交付などです。福岡県内で30の自治体が運転免許自主返納支援の取り組みを行っています。

そこで、本市の高齢者運転免許自主返納に対する支援事業について伺います。

3件目は、会計年度任用職員についてです。

平成29年5月17日、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同年8月22日、総務省は改正法にかかわる運用上の留意事項等を会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルとして定め、地方公共団体に対して必要な準備等を進めるよう通知がなされています。

現在、臨時・非常勤制度の内容は、地方公共団体によってさまざまだと思います。そういった現状の中、平成32年4月の改正法施行までに、全ての地方公共団体においては制度の見直し、システムの改修から条例、法規の整理などの準備を進めていかなければならないと言われていています。

そこで、1、総務省会計年度任用職員制度導入の趣旨について。

2、会計年度任用職員の労働条件について。

3、市民サービス向上を目指した本市の会計年度任用職員採用における自治体職員採用の課題と方向性について。

以上、3項目伺います。

再質問は、議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 太宰府市の水道事業は、昭和38年に創設して以来50年以上が経過をしております。施設の老朽化の進行等の課題を抱えていることは、私も把握をしているところであります。

その施設の更新を効率的に進めていくために、現在、中・長期の水道施設の更新計画の策定について検討している状況でございます。

あわせて、今回の水道法の改正はもちろんでありますが、さまざまな社会情勢の変化も敏感に捉えながら、将来にわたり安全でおいしい水を安定して市民の皆様に供給できるよう、今後とも水道事業の経営基盤強化に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から回答をいたします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 詳細につきましては、私からご回答申し上げます。

1件目の耐震化水道管の現状と計画についての1項目め、近隣市と比較した耐震化の進行状況についてでございますが、本市は平成29年度末で管路総延長約334km、うち耐震管路延長約32kmで、耐震化率は9.7%となっております。平成28年度と比較しますと、延長で3.1km、割合で0.9%の伸びとなっております。

近隣の状況といたしましては、春日那珂川水道企業団の耐震化率は10.6%、筑紫野市は14.5%と聞いております。

次に、2項目めの水道管の老朽化についてでございますが、配水管の耐用年数は地方公営企

業法施行規則の中で40年と定められております。本市の管路総延長約334kmの中で、40年を経過しております管路の延長は約29kmで約8.7%となっておりますが、管路の重要性等を考慮した実態に合わせた管路の更新を行っている現状でございます。

3項目めの耐震化水道事業の予算についてでございますが、本市は平成17年度から耐震管を布設しており、水道事業会計予算書の事項別明細、資本的支出、建設改良費の項に配水管新設工事と配水管布設がえ工事として計上いたしております。平成30年度当初予算では、新設工事が約1億9,200万円、布設がえ工事が約1億5,700万円となっております。

4項目めでございますが、水道事業が抱えるさまざまな課題につきましては、議員ご指摘のとおり、本市においても同様に課題があると認識いたしております。人口は2025年をピークに減少に転じると予想されており、また水道事業に携わる職員の技術の継承は、他市同様に大きな課題となっております。

今回、水道法の一部を改正する法律が成立いたしました。施行に伴い、指定給水装置工事事業者制度の改善等により、生じる事業内容の変更等は速やかに実施し、官民連携、広域連携の本市の水道行政の根幹的な課題につきましては、調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） この耐震化工事ですね、水道管を耐震化するという必要性というか、もし大規模災害になったときの今までの水道管と耐震化の水道管の差というのは立証されているかどうか、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今の私どもが耐震化を進めている管につきましては、耐震継ぎ手と言いまして、いわゆる管と管をつなぐところの、今まではねじどめとかボルト締めをしていましたけれども、そこの継ぎ手を離脱防止機能つきということで、お互い重ねるような感じでより継ぎ手を強化するという形で、それが材質としてもダクタイル鋳鉄管と言いまして、よく見られるかと思えます、でこぼこになったような、少しかたいということよりも、少し振動に耐えられるような、そういう管を今埋設をさせていただいているところでございます。これにつきましても、やはり厚生労働省等々の補助事業等を使わせていただいておりますので、そういう耐震化基準に合ったものを私どもも採用して、今布設がえ工事をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 今普及率が太宰府市は9.7%で、これは全部直すと100%としての9.7%やないですか。耐震化の水道管がずっと永久にもつわけやないんで、この辺の考え方ですね、どこを目指す。100%は目指さないかんのやけれども、いつまでたっても100%にはならないと、大体年間で総予算、早急にと言ってもなかなか難しいんで、その辺の妥当な考え方とし

て、今現在行っているのは、水道管の何kmぐらいが年間にできるんだと、今の太宰府市の実態として、わかりやすく考え方ができますかね。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 年度によっても差はあると思いますけれども、先ほど回答させていただいた中で、平成28年度と平成29年度の延びが3.1kmですから、予算的にもほぼ今年度、平成30年度より少ないかと思えますけれども、ただ毎年3kmでやっても、334kmあるわけですから、そういう意味では、今徳永議員がおっしゃったように何年かかるかわからないというところはありますが、ただ私どもの考えとしては、まず実情に合わせてといいますか、やはり重要な、例えば2次避難所があるところとか、あと公共施設があるところなど、そういう状況を見ながら布設がえの順番といいますか、順序を決めながら、今実施をさせていただいているところでございます。

ただ、今回、管路の耐震化ということで質問いただいていますけれども、先ほど市長の答弁にもございましたように、太宰府市の水道、安全・安心な水をお届けするための施設につきましても、老朽化が進んでいることから、そういう浄水場、それとか配水池、それと管路というところ全体を見ながら今後計画を立てていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） やっぱり国のほうも地震に強い水道管というか、そういったのも出していますし、耐震化工事に対して国の補助金みたいなものはあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 実は耐震化についての補助というのはございませんので、今単独事業でさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 自分が今年12月で61歳になって、昭和32年の生まれなんですけれども、その昭和32年に水道法ができていますので、第1条に法律の目的、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とすると、目的、責務として国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ水が貴重な資源であることに鑑み、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない、責務と、国民もこれに協力しなければならないと。この法律をもとに、太宰府市においても、僕が最初住み出したころを考えると、非常に断水も多かったし、トイレの水洗率も少なかったし、今までの太宰府市の行政と太宰府市民の方の努力で、蛇口をひねると安心・安全な水が出ると、自分もそれが当たり前みたいになっていたんですけれども、ただ今度

国会で水道法の一部を改正する法案が可決成立しました。その中で、いろいろなマスコミの報道もあって、自分と同じように不安に思っている市民の方も多いと思うんです。

そういう中で、水道法を見てみますと、水道法改正に向けた水道行政の現状と今後のあり方ということで国のほうが出したのが、人口減少に伴う水需要の減少ということで、国のほうとしては約40年後には人口は3割減少、水道料金収入の基礎となる水需要も約4割減少となっているんです。太宰府市の場合は、総合計画で平成32年までの見通しで今やっているんですかね、太宰府市としてのこういう人口減少に伴う水需要についての現状を教えてくださいたいんですけれども。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 先ほどご回答いたしましたように、太宰府市の人口につきましては、2025年をピークに少しずつ減少するというふうに予測をされていますけれども、太宰府市の水道事業に与える影響といたしましては、太宰府市は、もう議員ご存じのとおり、過去に給水制限をさせていただいていました。水事情の関係で、20戸以上のマンション等々にはもうそれぞれに給水の装置を設けなさいとかという、そういうことを平成14年までさせていただいておりました。それで、今実は給水人口としては、普及率としては、先ほど全国平均では97%ということでおっしゃっていましたが、太宰府市では84%なんですね。それで、これから人口は確かに2025年をピークに減少しますが、給水人口として、給水率を高めるという努力をしていくことによって、20年後ぐらいまでは現在の状況が保てると思いますか、給水人口としては減ってはいかないと。それ以降も、これはあくまでも推測ですが、今徳永議員が言われた40年後につきましても、給水人口ということで私どもで統計とか調査をしましたところ、今の給水人口が約6万人になっています、それとほぼ変わらないという、おおむね現在の事業規模として40年後も推移するのではないかと推測はさせていただいております。ただ、これはあくまでも推測ですので、実際それだけ給水の率といいますか、そういうのが上げられるのかという課題はございますけれども、私どもとしてはそういうところまでは検討をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 2番の水道施設の老朽化等ということで、水道の管路を更新するには130年以上かかると、これもマスコミが言っているんで、ああ、そうなんだとか思いながら、よく考えるとちょっと。だから、先ほど答えられたように計画的に進めていくしかないということですね、一斉にということはず無理。あと、大規模災害に断水が長期化するリスクがあるという部分ですけども、この辺はどうですかね、太宰府市の場合、予測される、なかなか答えが難しいと思いますが。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 実は私どもも大規模災害の際にどういうふうな断水といいます

か、市民に与える影響というところまで実はシミュレーションできていないというのが現状でございます。

ただ、現在、上下水道施設課と上下水道課のほうで危機管理マニュアルというのを作成をさせていただいて、濁水とか、大規模の災害に備えて、どういう内部の体制とか、あとは関係団体との連携とか、周りの市町との連携とかということも含めて、今計画を作成しているところでございますので、またそういう大規模災害ということのを頭の中に入れてながら、マニュアルの作成のほうも進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 3番の職員数の減少ということで、組織人員の削減、団塊世代の退職により職員数は約30年前の3割減、特に中小規模の事業体において職員の高齢化も進行するというふうに国のほうとしてはしているんですけども、太宰府市の場合はそういった現在の職員数が減ってきているのか、またその専門的な施設をされる方、そういう高齢化というか、平均年齢とか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 平均年齢につきましては、今ここで何歳ということが言えないので、申しわけございません。確かに経験豊富なといいますか、技術を持った職員が退職しているという状況がございまして、その水道技術の継承というのは非常に大きな課題だというふうに思っております。一度退職されても、再任用職員としてまた継続して勤めていただいているという方もいらっしゃいますので、その方が持っている知識とか、知恵というか、技術とか、そういうことは再任用で来られている間にもきちっと継承をしてもらわなきゃいけないと思っていますし、またそういうところを課長、係長等とも含めながら、技術力の継承ということには今後、力を入れていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 今再任用制度も始まってあれやけれども、短期間ではいいでしょうけれども、将来的に考えるとやっぱり若い方というか、その辺の採用計画をできるだけ、結果的には市民の方に返ってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4番に書いてあったのが、必要な水道料に原価の見積り不足のおそれということで、約3割の水道事業体において、給水原価が供給単価を上回っている原価割れが生じるというふうに書いてあるんですけども、太宰府市の場合は水を購入されていますよね、何割ぐらいよそから水、太宰府市の財源が豊富というわけではないと思うので、その辺と、ここに書かれてあるような原価割れというおそれがあるのかどうか、わかればお願ひします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） まず最初に、自主水源といいますか、太宰府市は16%程度が自分

のところにつくって使用させていただいているという状況がございます。水道料の原価につきましては、平成29年度の決算におきましては、供給単価が212.68円、給水原価が181.72円となっておりますので、現在のところは30.96円ほど供給単価が上回っているという状況がございます。当市は原価割れはしていないという状況でございます。

ただ、今後、先ほど申しましたように施設の改修とか耐震化等々が始まりますので、安全・安心の水をつくるためのそういう設備投資といいますか、そういうことも含めながら、今後は市民の皆様には負担がかからないような整備というか、水道事業をやっていかねばいけないということは考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 水源が少ないという、太宰府市においては仕方ないというか、一番ベストでやっていくしかないとは思っているんですけども。

それで、今回広域化と官民連携ということでなっているんですけども、広域化を開いてみると、進まない要因として、料金の格差、自治体ごとに格差があったり、その事業体格差、広域化のメリットが不明だとか、そういう割には広域化を進めなさいと。広域化に取り組んでいるというのを調べると、福岡県も入っているんですね、水道広域化に向けた地区別検討会というふうな現状で書かれてあるんですけども。この広域化を進めなさいという、自分としては地区地区で、春日、大野城、太宰府、那珂川、筑紫野で水道事業広域化というのがもしなればメリットがありそうな気はするんですけども、その広域化についてわかりやすく言っていただけたらありがたいんですけども。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） ご質問にお答えする前に、先ほどの私の回答で訂正がございましたので、布設がえ工事で補助事業はないというふうに申ししたんですけども、実は基幹管路の整備につきましては4分の1の補助が出るということで今確認しましたので、先ほどの補助もなく単費だけでやっていますということの訂正をまずはさせていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

広域化につきましては、実は福岡県が中心になってやっている部分は実際今の段階ではございません。福岡都市圏広域行政事業組合の組織の中で水道事業の広域連携についての今勉強会を始めたところというふうに聞いております。平成28年ぐらいから広域化についての勉強会をやっているということでございますが、各自治体の規模も、また水道の水需要の状況も違いますので、それとかあとそれぞれ持っている施設の新しさ、古さといいますか、そういうことが違いますので、施設の統廃合とか、効率的な更新とか、あと先ほど議員からも言っていただいたように、人材とか技術力もそれぞれ違ったり、そういう各市町の今の現状が違いますので、なかなか前に進んでいるという報告は受けていないところでございます。

ただ、広域化につきましては、今回改正法が成立したばかりですので、今後、国のほうの動

きとか、あと県の動きを見ながら、注視しながら検討を重ねていくということは必要になるかとは考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） もう一点出ているのは、官民連携ですね。業務分担というのを見てみると、個別委託、従来型の業務委託、個別委託でも包括委託、複数の業務委託、第三者委託、民間業者に委託する場合と他の水道事業体に委託する場合がある、DB方式、公共資金調達を負擔し、設計、建設、運営を民間に委託する方式、PFI方式、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用する方式、公共施設等運営権方式——コンセッション方式というのが業務の種類としてあるんですけども、少なくともこのコンセッション方式は太宰府市にはあり得ないのではないかなと思うんですけども、こういう官民連携を太宰府市が取り入れてよりよくというのはあり得るんですかね。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今の段階で官民連携ということは、この場ではあり得る、あり得ないということも申し上げることはできないかと思いますが、ただやはり先ほども申しましたように、国からのマニュアルといいますか、そういうことも出ると聞いていますので、それをもとに県がいろいろな動きをしていくと思いますので、私どもとしては検討、研究といいますか、そういうことをしていく必要はあるのかなというふうには思っているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 水というのは命にかかわるといえるか、とても大事なことで、市長が最初に答弁されたように、安心・安全な水をできるだけ水道料を上げないで計画的に進めていくというのは最も重要なことだろうと。ただ、今度の国の水道法を一部変える法案が可決されて、民間に委託すると世界ではとか、情報が出て、市民の方も不安になられているんじゃないかなあと。

ただ、人口減少、本市においても2025年、ただ減るんじゃなくて高齢化社会に移ると、全ての事業においてそうだと思うんですけども、その中で自分も専門家でないのでよくわからないけれども、広域化連携というのは一つの水道事業をやっていく上で何かいろいろなことが助け合いといえるか、専門職にしても、やるにしても、何かできそうな気はするんですけども、市長の考えが何かあればお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど来議論をお聞きをしております、まず民営化についてでありますけれども、私も国会での議論など、報道などを見るにつけ、この水道事業につきましても、これはもう津々浦々さまざまご家庭に水道を安定して供給するという観点からしますと、やはり民営化の動きというのは世界でも見直しが進んでいるともお聞きしておりますので、これは時

代と逆行するような意味もあるのではないかと、そのようにも考えております。そうした意味では、慎重に検討をする必要があると思っております。

ただ一方で、人口減少なり、そうした採算が今後さらに厳しくなる可能性もある中で、広域化というのは一つの検討に値するものだろうと思っております。かねてより水道に限らず、私自身広い視野で、広域的視野で物事を見ていこうという中で、市域を越えてさまざまな連携を重ねていくことで、効率化、また相乗効果、こうしたものが生まれることが私は多々あると思っておりますので、この水道事業につきましても広域化というものは少し私もさらに研究を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 2件目に入ります。

2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 2件目の高齢者運転免許自主返納についてご回答申し上げます。

近年、高齢運転者の増加に伴いまして、高齢の方が加害者となる事故が増加傾向であります。自動車の運転につきましても、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下が、個人差もあり、年齢による免許不適合として判断できないため、個人の判断に委ねることが多々あると考えられます。

道路交通法の改正によりまして、免許更新時の適性検査や講習、一定の違反行為をしたときの検査など、免許証交付の条件が強化されてまいりました。

また、運転免許証を自主返納された高齢者に対するの支援について、県内30市町村において、コミュニティバスの回数券などの支援を行っていることも承知しております。支援に対しては、ご本人の返納の決意やご家族が返納を勧めるに当たり、きっかけづくりとしては有効と考えられますが、これまで運転免許証を保有されてこなかった高齢者の方々の公平性なども十分考慮しなければならないとも考えております。

本市としましては、現在、民間事業者において、市内、近隣地域のタクシー会社での料金割引や高齢者向けバス乗り放題定期券の割引など、取り組みも行われておりますので、そういった情報の提供を積極的にしつつ、改正道路交通法の効果や支援を行っている他の自治体の状況を総合的に注視しながら、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 2年前でしたか、同じ質問をして、そのとき、自治体が12か13だったと思うんです、今はもう30の自治体は何らかの支援を表に出して行っていると。こういう運転免許自主返納に対しての国なり県の補助金はあるのかなのか、教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 県のほうの補助金がございます、市町村高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金交付要綱に基づきます県の補助というのがございます。それにつきましては、平成28年4月1日以降に運転免許証の自主返納をされた高齢者、当該自主返納をした日において

70歳以上の方に限るといことでございますが、に対しまして市町村が購入した乗車券等を交付する事業について、初回の交付に限り補助があるというような補助要綱がございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 私ごとですけれども、うちの車が駐車場にとめていて、高齢者の方がブレーキとアクセルを間違えて車が全損、駐車場にとめていてです。やっぱり非常に危険というか、命にかかわることなんで、それでやっぱり運転免許証のほうはかなり厳しくなっている、事業団体のほうも何らか高齢者に対してと。自分もなんですけれども、免許証を置くとなくなったときに、家族が太宰府市ではこういうことをやっているからそろそろ返納したらということによって、本人がなかなか決めれない日常の部分もあるし、命にかかわることなので、ぜひ太宰府市でもやっていただきたいと思うんです。

運転免許証では、返納のみの場合は出すだけなんですけれども、今運転免許証の経歴証明書ですか、結局写真と免許証と取り消しの申請書、これを警察もしくは運転免許センター、自分でも1,100円払って、それを使うことによって特典がいろいろあるみたいで、だから目的からして、ここのみずから1,100円払って出される方に対していろいろな工夫、特典をもっと太宰府市でアピールして、少しでも運転免許証自主返納についてというか、そういう意識も変わると思うんです、高齢者の方に対しても、やはり加害者も被害者も実際死亡事故とかが起きた場合を考えれば、市長が言う日本一住みやすい都（まち）ということであれば、太宰府市においてももう少し積極的に、商工会にお願いしてこの免許を持っていけば割引がきくよとか、何か特典を、まほろばバスについてはこの免許証があれば乗れるよとか、それほど予算はかからないんじゃないかなと思うんですよね。命にかかわることなので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思うんですけれども、その辺は、市長、お考えがあればお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 2年前のご質問で徳永議員ご自身がそういう被害に遭われたということもお聞きをしております、私も運転することはかなり今までも多かったのですが、確かに高齢者の方の危険運転が時代とともに増えているという実感もいたしております。

そうした中で、ご指摘のように自主返納をしていただくことは、確かに市内においても、また日本全体においても、私も望ましい流れではないかとも考えておりますので、先ほど申したように、もともと免許を持っていなかった方にとっては全く関係のない話にもなりかねないこともありますし、そうした方々の意見も慎重に聞かなければなりません、そうしたことも勘案しながらも、やはり市としてより安心・安全な市にするためにできることはないかという、そうした前向きな視点で今後、見てまいりたいと思っております。

今現時点でなかなかこうだと、具体的にこうするということは申し上げられないのですが、そうした観点から前向きに考えてまいりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 運転経歴証明書をお持ちの方の特典を市としても高齢者運転、安心・安全が一番だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

じゃあ、次お願いします。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いいたします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 3件目の会計年度任用職員についての1項目め、会計年度任用職員制度導入の趣旨についてご回答申し上げます。

会計年度任用職員制度につきましては、地方公共団体における行政需要の多様化などに対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進することを目的として、平成32年4月を目途に導入が図られております。地方公務員法の一部改正により非常勤一般職と位置づけられ、公募による採用や任期等が明確化されるとともに、服務や分限、懲戒などの面では地方公務員法の適用を受けることとなりました。

また、この制度導入には、同一労働・同一賃金、働き方改革といった近年の労働をめぐる社会情勢の変化を踏まえて、非常勤職員の労働条件の改善という観点からも制度が構築されているものと考えております。

2項目め、3項目めは担当部長から回答いたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） それでは、私から2項目めの会計年度任用職員の労働条件についてご回答申し上げます。

まず、勤務時間は、職員と同じフルタイムと短時間勤務や週4日以下の勤務のパートタイムに分類をされます。

また、給料につきましては、それぞれの職務に見合う給料額を自治体で決定することとなります。また、一定期間以上の任用者については期末手当を支給できるようになります。休暇制度や服務規律、分限、懲戒処分等もおおむね職員に準じることとなります。

採用方法につきましては、公募を原則とすることとされておりまして、試験や選考による採用となります。

なお、詳細については、各自治体で今後、条例や規則を整備していくということになるかと思えます。

次に、3項目めの本市の会計年度任用職員採用における自治体職員採用の課題と方向性についてご回答申し上げます。

職員の採用につきましては、退職者の補充を基本としながらも、法改正や権限移譲などによる業務の増加、職員の全体構成等も考慮しながら採用をまいってきております。ここ数年は前年よりも総数で増員となるように採用人数を決定しておりますが、また同時に財政的な課題もございまして、数名の増にとどまっているというような状況でございます。

一方、市役所全体に占める非常勤職員の割合は38%程度となっております、3人に1人は

非常勤職員という状況にあります。多様化、複雑化する市民の皆様の要請に応え、きめ細やかな行政サービスを効率的に実現していくためには、多様な人材、特に専門性を持つ人材の確保が大変重要になってきております。現に、多くの非常勤職員が行政サービスを担う大きな力となっていることは間違いございません。今回、会計年度任用職員制度の導入に向けて任用根拠の検討を行っていく中で、本市行政全体の課題としても職務の整理や適正化についても検討して、職員の計画的な採用やさらなる行政サービスの向上につなげてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 正規職員の職務内容に応じた均衡、均等を図るということで、正規職員の給与に適用した給料表ですかね、あとフルタイムの方、パートタイムの方、専門職の方についての給与についての違いはあるのか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほどの答弁の中にもありましたように、それぞれの職務に見合う給与額というような形で、特に筑紫地区の5市の人事担当のほうとも勉強会などを開催しながら、そこら辺の給料額の位置づけとかというのも含めまして、今勉強会を行っているところでございます。筑紫地区5市でそこら辺のところは足並みもそろえていきたいなというふうには思っておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） できるだけお願いしたいなと、よその市のほうがちょっとよくなれば希望のほうもまた偏ってくると思うんで、5市でやっていただきたいと思うんですけども。

あと、期末手当はあると聞いたんですけども、退職手当もあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 勤務の年数にもよろうかと思えますけれども、退職手当も当然視野に入れたところでの検討を行っているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 採用方法ですけども、試験もされるんですか。面接とかじゃなくて、試験もあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 基本的に公募を行って、試験の方法はいろいろあろうかと思えますけれども、筆記試験等も含めるのか、含めないのかというところもありますが、面接も当然行いながら採用をしていくというような形になろうかと思えます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 会計年度は1年の会計年度で、そのときの任用の上限、更新みたいな、

何年までとかそういう上限はあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 基本的には会計年度と言いますから1年が基本ですね。それで、さらに延長ができるかというような形によって、一度一旦終わった後に、もう一度再度採用というか、新たな採用という形になってこようかと思いますので、そこでまた2年目を迎えられることになる、そこでもう一度選考というような形でまた新たな採用になってくるといような形になってこようかと思います。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 正規職員と同じであれば、1年目から2年目、3年目となると、給与も上がっていくということですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） そのまま1年、2年、3年目が保障されているということじゃなくて、1年目、例えば1号給で雇われたというような形になると、2年目が前歴を見て、じゃあ2年目の格付を1つ上の号にするとか、そういうふうなところは考えられてくるのじゃないかというふうに思っておりますけれども、そこら辺のところも含めて、先ほども申し上げましたように、筑紫地区の中でも同一の歩調をとっていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） まだはっきりしていない部分もあって、そういう今度任用される方に理解していただく、また市民の方もご存じないと思うんですね、会計年度職員はまだまだ知られていないと思うので、ぜひ早い理解を得るためにも、組合との労働条件とか、そういった確認というか、協議、また実際、今現在、市役所で働いている方に説明とか、そういったことが必要だと思うんですけれども、その辺はどう考えていますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 総務省のほうから、この会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルというのを出されておまして、その中にもそういった職員団体との協議等も行いなさいというふうなところも入っておりますので、そこら辺の制度導入に当たりましては協議はしてまいりたいというふうな考えでおります。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 同一労働同一賃金はすばらしい考えだし、せないかんとは思いますが、実際これが2年後に始まると予算がかなりかかるとは思いますが、この予算について国なり県なり、何か予算の補助みたいなものはあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 制度導入に伴うシステムの改修に当たっての費用の手当てというのはいあるかと思っておりますけれども、人件費そのものに対しての手当てというのはいないというふうに認

識をいたしております。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） やはり予算の部分でいろいろ苦勞されると思うんですけども、僕は教員をやっていて、1年間の非常勤講師の先生いらっしゃるんです、会計年度とよく似ているような、ある程度正規職員と同じような給与形態、ただ1年なんで、ずっといるわけやない。最初は病気されたとかという場合の講師だったのが、だんだん学校の場合、講師の人がメインで担任したり、学年主任したり、市役所も同じように1年で契約やけれども、職によっては継続しないとなかなか市民サービスが充実できない部分があるんじゃないかなと思うんですけども、1年切って、やっぱりその辺の人とのつながりという部分、市役所も結構多いと思うんで。それと、学校の講師の場合は3年したらある程度試験が免除される部分もあるんで、いろいろな希望される会計年度職員の方がいらっしゃると思うんで、もし市役所で勤めたいとか、そういう方がいらっしゃれば、3年、1回の試験とかよりも、実際に働いている方によっては何か加点を加えるやないけれども、そういう方法も一つなのかなあと。

基本的には、正規職員で回していかないと、どうしても充実した市民サービスはできないと思うんで、ぜひそういった方向で検討していただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで14時05分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時05分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔8番 木村彰人議員 登壇〕

○8番（木村彰人議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件、マミーズ太宰府店の閉店を契機とするこれからの五条地区のまちづくりについてと優先順位の高い道路事業について質問いたします。

まず、1件目のマミーズ太宰府店の閉店を契機とするこれからの五条地区のまちづくりについてです。

本市における五条地区は、市役所を初めとする公共施設が集積しており、商業、業務、文化の中心拠点として位置づけられているのですが、平成10年に策定された太宰府市都市計画マスタープラン第1次計画の中では、商業施設の弱体化や狭隘な道路網、建物の過密化等、多くの課題を抱えているとの記述があり、何と20年前から五条地区の衰退の兆しと危惧があったことがわかります。

この20年間の五条地区の趨勢は、皆さんもご存じのとおり、個人商店の閉店がじわじわと進

み、ついに今回のマミーズ太宰府店の閉店に至ります。いきいき情報センターの1階にあったスーパーマーケットマミーズ太宰府店は、11月上旬、突然の閉店発表から、あっという間の1カ月足らずで閉店の運びとなりました。このマミーズ太宰府店の閉店は、五条地区の衰退の象徴のように思われてなりません。

そこで、マミーズ太宰府店の閉店が本市と五条地区に及ぼす影響について伺います。

マミーズ太宰府店はいきいき情報センター1階のテナントであることから、建物を管理する市の管財課が主体となって対応しています。五条地区の商業振興を図る上では産業振興課、マミーズまほろば号の代替交通の検討は地域コミュニティ課、そして五条地区の再開発の検討は都市計画課と閉店後の対応は既に全庁に及んでいます。

そこで、全庁的な課題として対応すべきと考えるが、庁内の体制について伺います。

もし20年前の都市計画マスタープランが実行されていたら、今とは全く違った五条のまちが我々の目の前に広がっていたことでしょう。計画があつたにもかかわらず、なぜ実行されなかったのか、しっかり検証しなければ、また同じ轍を踏んでしまうことにもなりかねません。マミーズ太宰府店の閉店を受けて、ただの対応で終わらせるのではなく、まちづくりの契機、チャンスとして捉えて、中・長期的なビジョンを持って取り組んでいただきたいと考えます。

そこで、いきいき情報センターの建てかえと五条地区の再開発等を視野に入れた中・長期的な取り組みの構想について伺います。

次に、2件目の優先順位の高い道路事業についてです。

6月議会の一般質問に対する執行部のご回答では、社会資本整備総合交付金を使った幹線道路の整備については、平成24年に10年間の事業計画を策定し、逐次改定しながら事業を進めているとのことでした。この事業計画に上げられている道路事業は、本市にとって優先順位の高い道路になるわけですが、議会として事業計画をチェックする機会がないまま道路事業が進行しています。市にとって優先順位の高い道路は、どのようにして決定されたのでしょうか。議会、議員の考える優先順位との整合はとれていますか。それは市民が納得できる内容でしょうか。

そこで、社会資本整備総合交付金を活用した道路事業計画の内容について伺います。

優先順位の高い道路事業をどのような整備水準で、どのような年次計画で、どのような財源で実施するのでしょうか。本市にとって最も重要な道路については、たとえ補助金の交付率が低くても、事業を先延ばしすることなく実施する判断と覚悟が必要であると考えます。

そこで、優先順位の高い道路事業を効果的に進めるための方策について伺います。

以上2件お伺いします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 1件目のマミーズ太宰府店の閉店を契機とする、これからの五条地区のまちづくりについてご回答申し上げます。

まず、1項目めのマミーズ太宰府店の閉店が本市と五条地区に及ぼす影響につきましては、地域生活に密着していた市民の買い物や出会いの場が一部失われたことで、五条地区や本市の消費動向や景気動向に一定のネガティブな影響があることは否めません。東観世地区への運行を行ってございました買い物サポートカーマミーズ・まほろば号の運行中止、災害時における物資の供給協力に係る協定の無効化、市とマミーズとの建物等賃貸借契約に基づく来年5月以降の賃料収入の減など、本市や地域への直接的影響も生じると考えております。

そこで、2項目めの全庁的な課題として対応すべきと考えるが、庁内の体制についてというご質問であります。先ほど申したとおり既に多岐にわたる課題が生じております。事後的なものも含め、考え得る市や市民への影響に対しできるだけ速やかに対応するために、最新情報や対応策を経営会議や三役会議、部長会議などを通じ全庁的に共有し、議論し合う体制を心がけたいと思います。

そして、3項目めのいきいき情報センターの建てかえと五条地区の再開発などを視野に入れた中・長期的な取り組みの構想につきましてはありますが、このたびマミーズが期せずして遠く岡山の大黒天物産傘下に入ることになり、新経営陣の判断で太宰府店は不採算店舗の一つとして閉店されることとなりました。当方としては寝耳に水であり、申し出より半年後の来年4月末までは賃料をいただくことにいたしております。そもそも近年の動向として、五条周辺地域の人口や学生数の減少、近隣での大型店舗の増加、五条地域内での競争の激化など、マミーズ太宰府店の採算が悪化する構造的要因は複数あったと分析をしております。

そうした中で、単純に後継店舗を当てはめるだけでは根本的な課題解決にはならないと考えております。厳しい条件下という前提を再認識した上で、公共施設が集積し、五条駅すぐそばで観光客や学生、高齢者との結節点にもなり得るなどの強みを引き出し、改めて商業、業務、文化の中心拠点となり得るような、従来の業態にとられないあり方を、それこそ全庁的に導き出してまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございます。

まず、1点目のマミーズ太宰府店の閉店が本市と五条地区に及ぼす影響についてなんですけれども、一定のネガティブな影響があることは認識しているということでしたけれども、もう少し五条地区と本市に及ぼす影響を深めていきたいと思うんですけれども、その影響については、まずすぐにでも対応すべき短期的な課題、それとじっくり対応すべき中・長期的な課題があると思っています。

まず、すぐにでも対応すべき短期的な課題についてお伺いしたいんですけれども、いきいき情報センターの1階の入店テナント探しのほうですよ、今でもマミーズ太宰府店が閉店したことによりまして、そこを利用していらっしゃった、特に高齢者の方とかは、どこでお買い物をするかということで、恐らく県道35号線を横断して反対側のストアのほうに行かれるということがあると思うんですけれども、そういうところにも不便を強いているのではないかと思っ

ております。

まず、このいきいき情報センター1階の入居テナントのほうを探している状況についてお伺いしたいんですが。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） テナントの関係でございます。

現在のところ、市長が申しあげましたとおり、来年4月末まではマミーズとの契約があるということでございます。マミーズさんも、現在、契約の承継先を探されているということで、少なからず3月いっぱいまでは承継先があらわれるかどうかを見きわめる必要があるというふうに考えているところでございます。

これは超短期的な状況でございますが、ただ中・長期的には、新たな入居者を募集するかどうかについては、施設の老朽化の程度とか耐用年数等を勘案しつつ、賃貸借契約の方法については熟考していく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

また、市長が申しあげましたとおり、単純に後継店舗を当てはめるだけでは根本的な課題解決にはならないということでございますので、いろいろな提案も含めて、民間提案も含めまして、商業、業務、文化の中心拠点としてふさわしい今後のあり方を検討していく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 今の状態だと、来年の3月末まではマミーズさんの契約が続くということで、後継の入居テナントを探すのはマミーズさん任せという形に聞こえたんですけども、逆に、マミーズさん任せではなくて、行政で動くということはされないんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 現在もテナントで12軒ほどまだ残られているところがあるわけでございます。今まで働いてこられた従業員の方もいらっしゃる。そういうことを考えた場合に、市が率先して別の業者と交渉したりというのは差し控えたほうがよろしいかなと。継承という形でマミーズさんが提案していただけるなら、それを先に検討するのがやはり筋かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） この空きスペースの問題、利活用の問題ですけども、既存の流通、スーパーを当てにするというのも一つでしょうけれども、違う小売とか、いろいろな利用の仕方があると思うんですね。

ちなみに、ここの地区は、最近あったイベントでキャンパスネットワークのキャンパスフェスタというのを私ものぞかせていただきましたけれども、5大学が連携して地域活動をやっているということ、その活動の場にするというのも一つの方法かと思っています。長

期的にはまだ建物の老朽化ということもあるので、なかなかしっかりした入居をされるところを決めにくいということもあるんでしょうけれども、このスペースをいち早く何かしらしっかりしたものに入れてもらうということを模索していただきたいと思っています。

続きまして、先ほども市長のご答弁の中から出ました賃料の問題ですよね。約4,000万円の賃料が5月以降は入ってこないということなんですけれども、こちらの財政の減ですよね、この影響についてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） マミーズの賃料です、年間4,160万円程度でございますが、共益費等を入れて。これは公共施設整備基金に実は充当しております、それを財源といたしまして公共施設の改修等を行ってきたところでございます。ですから、影響としましては非常に痛いというのが実感でございます。

ただ、公共施設の改修待ったなしということもございますので、いろいろな他の財源確保に努めていきたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 影響についてお伺いしたいと思うんですけれども、次には五条地区の商業振興、商業の不振が深刻化するのではないかと懸念があると思います。ちなみに、12月15日に五条駅前マルシェというイベントがあると思いますけれども、五条振興会のイベントです。ちなみに、この五条地区、一番影響を受けていらっしゃるのがこの振興会ではないかと思うんですけれども、この皆さんのほうはこのマミーズ太宰府店の閉店というのをどのように受け取っていらっしゃる、行政にどのような支援をしていただきたいと考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） マミーズの閉店が本市と五条地区に及ぼす影響、また五条振興会との問題でございますが、商工業の振興所管という立場からご回答申し上げます。

もう何度も出ておりますけれども、閉店によりまして、これまでマミーズで買い物をして、五条地区の他の店にも足を運んでいただいていた方々が、五条以外の他の店で買い物をするようになるとなれば、人の流れが変わることになる影響は十分に考えられております。個人経営の商店も厳しい経営状況が続いております。

五条地区の商店の集まりであります、今おっしゃいました五条振興会では、皆さんが毎年師走の時期に地元を盛り上げようと、五条駅前マルシェということで西鉄五条駅前広場にてイベントを企画されておまして、今年も12月15日に開催されることになっております。商工会と協議をしながら、商工会や市のホームページにまずは掲載し、先ほど言われました超短期的な話ではございますけれども、こうやって市職員にも積極的に、市民にも積極的に呼びかけを行うことで、イベントの盛り上げにまずは協力をしていきたいというふうにご考えております。

今後につきましても、商工会や五条振興会等と活気のある五条かいわいにすべく、連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 次の質問からは、中・長期的な対応になってくると思いますけれども、先ほどのご回答の中でございました建物本体の話ですよね。いきいき情報センターの建てかえの検討というのが非常に大きな問題で、これはそれこそ中・長期的に、中期的かもしれません、避けて通れない課題なんですけれども、こちらについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 現在の市の財政状況から見ますと、やはり公共施設の再編、施設を計画的に複合化しながら、新たな行政需要に応じていくといった、そういう観点が必要かなというふうに考えているところでございます。

ただ、利便性が非常に高い立地でございますので、公共施設の建設も含めて、民間提案と先ほども申し上げましたけれども、その受け入れも十分検討していく必要があるかなと。

ただ、先ほどから申し上げましたとおり、それも3月末いっぱいまで、継承先があらわれるかどうかということも見きわめながら議論していく必要があるかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） それでは、もうちょっとこの影響を大きく考えたいと思います。

ここの五条地区の後背住宅団地、石坂、青山、梅香苑という大きな団地があるんですけども、これも最近私、イベントとか空き家の予防問題フォーラムというのに参加いたしました、その中でも空き家の問題が太宰府市内でも結構深刻になりつつあるよということだったんですが、この石坂、青山、梅香苑、大きな団地ですよね、古い団地なんですけれども、ここの団地の利便性というので、この五条にありますマミーズ太宰府店というのは買い物が非常に便利だったお店ではないかと思うんですね。これがなくなってしまうということは、石坂、青山、梅香苑、この大きな団地の人たちにとっては非常に利便性が失われる、ということは団地の魅力が損なわれて空き家が増える、これを加速するのではないかと思うんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 確かに特にご高齢の方がマミーズにいらして、そこでいろいろな食材を買われて、2階でお食事をされていると、そういうような光景も目にするところでございます。

ただ、総合的にいろいろ今からどういうふうな施設を考えてきたらいいかというのにつきましては、先ほどから申し上げましたとおり、採算が合わなければなかなか厳しいのかなという

ふうなことがございます。いろいろ特に以前からマミーズの経営者の方と撤退が決まってからお話しする機会もあったんですけども、結構たくさんお店があって、それで不利になってきたというふうな状況もあるかと思えます。これを裏返せば、供給としては足りているという議論にも一方ではなるわけですね。そこら辺は精査をする必要がございますけれども、とりあえず採算が合うような形で将来、少子・高齢に向かってどういう施設が必要なのかというのを根本から考えていく時期に来ているのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） マミーズ太宰府店の閉店を一店舗、一スーパーの撤退というだけで捉えるのではなくて、五条地区の、この地区のまちの衰退の象徴として考えなければいけないと思っています。

これ最後の影響の質問です。大学、短大の撤退を助長するのではないかと考えております。これもこの前の日曜日に参加したイベントで耳にしたお話です。日本経済大学の学生さんのパネルディスカッション、その中でこういうくだりがありました。キャンパスネットワーク会議は20周年を迎えますが、20年前、キャンパスネットワーク会議ができたときの大学、短大数は9校で1万8,000人の学生がいらっしやったと説明がありました。しかしながら、今5校に減っています、在籍の学生数が9,000人に約半減しているというお話がございました。それがまた非常に頭に残ったんですけども、このマミーズ太宰府店の閉店、つまり五条地区の衰退というのは、大学、短大の撤退をさらに助長するのではないかと考えられますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 賢明なる木村議員でありますので、もちろんマイナスの影響もあれば、今の五条にとどまらない本市の全体的な流れもあるというのはお気づきだと思いますが、先ほどもありましたように、石坂なり、青山なり、梅香苑の団地の魅力と考えますと、やはり筑紫野市の大型店舗などが近年できてきた中で、そちらのほうにお客さんがとられていることも十分考えられると思っておりますし、そちらのほうの魅力があったということも実際のこととしてはあるだろうと考えております。

マミーズさん、私も先ほどの理事とともにかつての経営者の方ともお話をいたしました。やはり五条の中だけで非常に飽和状態にあったと、新たな店舗もできた中で、マミーズの売り上げが下がってきた中で、やはり採算がとれない中での撤退ということは当然経済合理性に基づいているわけでしょうから、私自身はいたずらに五条地区の衰退の象徴としてのマミーズの撤退と完全に一致するわけではないとも思っております。

また、大学の減少につきましても、これは本市に大学を置く魅力などが不足しているというご指摘も大学の関係者からもいただいてまいりましたし、そうした大学が減っていく中で、当然この五条地区でのさまざまな店舗の需要、ニーズが少なくなっていく中で、必然的にこのよ

うな事態を招いてしまった、そうしたことを現実として受けとめた上で、やはりでは先ほども申したように学生と、例えば高齢者の方、また学生が来たくなくなるような業態の形、業態のそうしたものを考えていく、そうした中で、この老朽化したいきいき情報センターというものも魅力的な建物にしていくと、その中で学生が戻り、そして高齢者の方も生きがいとして通っていただき、そして公共施設の統廃合の象徴的な建物とすることもできると、むしろ反転攻勢をする上で私は一つの大きなきっかけになり得るんじゃないか、そのように前向きにも捉えているところであります。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） マミーズ太宰府店の閉店の影響ですけれども、これは五条地区の衰退の一現象として私は捉えています。マミーズの撤退というのは、マミーズの経営だけじゃなくて、この地域で商売が成り立たなくなったという地盤的な問題が非常に影響しているんだと思っております。ですから、マミーズのかわりにどこかが入るかといったら、なかなか厳しい状態じゃないかと。

これまで短期的な対応から中・長期的な影響までやりとりをさせていただいたところで認識は深まったと思っています。これをもちまして、この閉店の影響、五条地区の衰退の影響というのは市役所全庁に及んでいると私は思っています。実際に、一つ一つ質問させていただきましてけれども、いろいろな担当の方からご意見をいただきました、それも全庁に及んでいるという認識でございます。これについては、全庁的な対応をしていただきたいというのが2問目でしたけれども、ご回答としては、経営会議や三役会議、部長会議などを通じて全庁的に共有し、議論をし合う体制を心がけたいというわけなんですけれども、もうちょっと踏み込んだ対応が必要かと思えます。ちなみに、これ仮称ですけれども、五条地区まちづくり推進会議などとして、しっかりした会議を常設したらどうかと思うんですが。

もう一つ、楠田市長の6月議会での施政方針、その中の7つのプランに沿いながらという中で第1のプラン、「市民参画の行政、街づくりで地域創生」の中にも、太宰府街づくりビジョン会議の開催とございます。先日行われました水城ヶ丘での市長と語る会、その中でも区民の方からご質問があったと思えます。この五条地区のまちづくりについて、市長が提唱している太宰府街づくりビジョン会議の中でどのように検討されたのですかと言われました。しかしながら、まだビジョン会議はできていないということでしたので、ちょっと質問の仕方を変えます。どのようにこのビジョン会議の中で五条地区のまちづくりを検討されていくのか。当然このビジョン会議の主要なテーマになってくると思えます。いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 五条地区の衰退と申されましたけれども、いずれにしても私は本市自体のさまざまな、やはり本市にとどまらない今の市民の皆様のニーズの動きの中で、当然博多に行ったり、天神に行ったり、近隣都市に行ったりという中で、五条に買い物に行く必要性が少なくなってきたことなども私は十分考えられると思っておりますが、その上で、しかし五条地

区も重要な拠点としてその魅力づくりをしていかなければならない。

その中で、街づくりビジョン会議の役割という問いでありましたけれども、私が考える街づくりビジョン会議と、今回の予算づけもかわりますけれども、もともとありました総合戦略、国の方針にも従った、内閣府の方針に従った総合戦略づくりのもともと会議体が私が就任した時点でもう既にございました。この会議体では、今後、総合戦略というものを維持していくのか、また新たな総合戦略をつくっていくのか、国の動きなども注視しておりましたけれども、残念ながら今新大臣が就任をされて、まだ新たな魅力ある今後の総合戦略づくりを促すような策は国のほうからは伝わってきておりません。そうした中で、手をこまねているわけにもいきませんので、これまでの総合戦略のメンバーの方はもちろんのこと、新たなまちづくり全体にかかわるそうしたメンバーなども募りながら、年明け早いうちに街づくりビジョン会議をスタートしたいと思っておりますが、その際にこの五条地区のまちづくり自体をテーマにするかという、今の時点では全く白紙であります。この街づくりビジョン会議自体は、私は行く行くつくる必要のあります総合計画的なもの、そして市のこれからのあり方全体的なものを話していく必要があると思っておりますけれども、個別具体的にどこまでさらにその中で分科会をつくるのか、そうしたテーマをそれぞれ持ち寄って議論していくのか、そうしたことも含めて、これからメンバー自体も固めていく方針でありますので、現時点ではこの件について議論するかどうかはまだ決め切れておりません。

ただし、まずは庁内の中で横断的に、担当にとどまらず、さまざまな部課長、そして若手のメンバーも募りながら、今後のこの五条地区のあり方については意見も募ってまいりたいと思っておりますし、市民の方の意見も積極的に聞いてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） なかなか前向きな答えではなかったように思いますので、庁内でしっかり議論を深めるということですので、そちらのほうはしっかりお願いしたいと思います。

3点目の質問でしたけれども、こちらのほうはいきいき情報センターの建てかえと五条地区の再開発等を視野に入れた中・長期的な取り組みの構想についてという3問目なんですけれども、こちらの中で一言気になるところがございました。マミーズ太宰府店の閉店は寝耳に水ということなんですけれども、確かに閉店まで1カ月足らずということで、市のほうにもご連絡があったのが非常に直近だったということは私も聞いておりますけれども、これは第1次都市計画マスタープランのときから、五条地区の衰退の兆候、危惧はあったわけです。私としては、マミーズ太宰府店としてはすごい急な閉店、撤退だと思っておりますけれども、五条地区の衰退ということから考えると、私は寝耳に水という感覚でございません。

まず、20年前に作成された第1次都市計画マスタープランの中の五条地区のまちづくりの方針、これが実行されなかったのはなぜですか。ちなみに、これは20年前のことですから、今私の前にいらっしゃる幹部の方は当然若手、中堅の二、三十代の職員だったのかもしれませんが、わかる範囲でなぜ都市計画マスタープランにうたわれたことでもありながら、何も進

んでいないのか、20年もたっているんですけども、これについては、想定でも構いません、お答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 平成10年のころからの議論は、私も全てをまだレビューといいますか、おさらいができていけるわけではありませんけれども、そうした中で、五条地区についてさまざまなこれまで展望があった、構想があったということは間違いのないことだろうと思います。その上で、それが実行されなかったのはなぜなのかということでもありますけれども、私自身、先ほど村山議員とのやりとりでも申しましたが、これまでさまざまなまちづくりの構想が本市においてあったと思いますけれども、その中で、例えば災害が起こること、また執行部が完全に入れかわること、そして当然部課長など担当も入れかわることもあります。そうした中で、継続性、一貫性と新たな体制での新たな選択という中のさまざまなせめぎ合いの中で全て決定してきたということだろうと思いますが、ただ基本的には平成10年、時代的にも20年前でありますから、1998年ごろ、バブルも崩壊をして、なかなか厳しい財政が始まりつつあったと推測をいたしますが、本市の構造的な課題として、いろいろな道路予算も含めて、展望はありながらも、実際に大きな予算を費やして、こうした大型施設をつくっていくとか、改修をするとか、また道路予算に費やすとか、そういうことがなかなかしづらかったのではないかと推測をいたしておりますし、そうした中で今回の事態にまで至ったことももちろん否めないとも考えておりますが、いずれにしましても、今後、そうしたご指摘もしっかりと踏まえながら反転攻勢、これからの私自身市長としてお役をいただいたからには、ご指摘を踏まえながら、今後の五条地区なり、本市のさらなる発展のために全力を挙げてまいりたいということをまずはお約束したいと思います。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 私もそのとき、その場にいませんから、わかりませんが、恐らくそのときのリーダー、幹部の方にその気がなかったからだと思います、間違いはない。現状に対する危機感と未来に対する創造力と困難を伴うまちづくりを実行する決断力とリーダーシップがそのときになかったんだと思っています。なおかつ、優先順位というのもありましようけれども、はたと20年たちました、そのときにやらなかったこと、できなかったことが、今こういう形で五条地区にあらわれているわけですけども、果たしてその判断が正しかったのかどうかと非常に残念でならないわけですけども。

3問目のどのような中・長期的な取り組みの構想ですかという話ですけども、これについては、都市計画マスタープランの第2次計画、これです、これについては我々議員の中でも上議員と私が一応審議員として中に入っております。赤い附箋をつけたんですけども、この赤い附箋、五条地区にかかわるところ、何と15カ所です、15カ所もあるわけです、今回の第2次マスタープランの中で。まさに五条地区は非常に課題があるところだと、これを計画的に進めなければいけないという2次計画なんですよ。どういうことをするかというのも全てこの中

に書いてあるわけです。

ちなみにちょっと読ませていただきますと、地域づくり方針、「商業・業務・文化」核の機能を強化するため、用途地区の見直しの検討を行います。地元商工会や地域住民の参画と協力を得ながら、地域の特性を活かした個性ある商業・業務・文化空間の形成と魅力ある地域コミュニティの形成の場として整備を図ります。五条交差点、五条駅入り口交差点は、交通渋滞が目立つため、道路網の改善と有効な土地利用を目指して、市街地再開発事業等の検討を行います、53ページ、とあるわけですね。これはしっかりやっていただきたい。

どう進めるかですけれども、それも全てこの中に書いてありました。どのように進めるか、都市計画マスタープランの五条地区のまちづくりを確実に実行、実現するためにはという形で書いてあります。これは3点、私が考えたんじゃない、この中に書いてあります、全て。①庁内推進体制の整備強化、②市職員の育成、③進行管理と見直しと、ここまで書いてあります。やり方まで書いてある。ここまで書いてあるのに、第1次マスタープランのときと同じ状況ですよ。計画はあるけれども、足りないのは何でしょうか。市の幹部の方、リーダーのやる気一つだと思っています。いきなり設計工事というふうにはいかないんですけれども、まずは一步を踏み出すことではないかと思っています。

具体的な取り組みとしてやることとしては、まず五条地区のまちづくりをテーマに集会フォーラムを開催するとか、商工会、自治会などの既存の組織を通じてまちづくりの知識や実例を紹介し、仕組みや制度や勉強会を行うとかです、簡単なことです。

もう一つ簡単なこと、市長との意見交換会、そのときに五条地区のまちづくりを話題にすることだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

先ほども率直にご指摘がありました、確かにそのときそのときに全て本市の行政の選択、決断、予算配分、全てがうまくいってれば、今ここまで混乱もなかったでしょうし、こうした財政の厳しさを感じることもなかったかもしれません。その点は私も今市政を預かる者として厳しく戒めたいと思っています。

やはりやる気というのは、これは本当に大切なことでありまして、私自身市のトップとして市民のご負託に応えるために、何が何でも命をかけてやり切ることこそが私が最後にでき得る全てだと思っていますので、そうした気持ちをしっかりと持ちながらやっていきたいと思っています。その上で、過去から学ぶご指摘の中でさまざまなやり方、さまざまな手法などの提言もいただきました。

ただ一方で、庁内の推進体制、職員の育成、進行管理を行うこと、もちろんそれは非常に正しいことでありますけれども、一日にしてできることではないことばかりでもありますので、また問題点を指摘する、羅列することはできることかもしれませんが、それを実際に改善するためにどのようにお金を配分するか、その財源をつくり出すか、そしてそれを実行に移すのか

ということについては決して生易しいものでもないと思っております。

ただ、先ほどありましたように、集会フォーラムを行うとか、市長と語る会でそういうことを積極的にこちらからテーマとして上げていくとか、外部、さまざまなあらゆる分野の有識者の方に、既にそうした機会はいただきつつありますが、勉強会などを行っていくこと、何よりも議員の皆様のご指摘もいただいていくこと、これが大変重要なことでもありますので、即刻そうしたことも検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ありがとうございます。

まず、全庁的にしっかりこの問題を、小さな対応じゃなくて大きな問題として捉えていただきたいということと。せっかく都市計画マスタープラン第2次計画ができておりますので、それをしっかり生かす方向で、まずはできることからしっかり始めていただきたいということをお願いします。

2件目お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 2件目の優先順位の高い道路事業についてであります。市としての経済合理性を高める幹線道路事業や市民生活に直結する市営土木など、道路事業にもそれぞれ性格があり、それらを最も効率的に組み合わせた年次計画と予算組みが必要だと考えます。

まずは、議員各位や各自治会、市民の皆様から要望の強い道路事業を、全体予算の中での土木関連予算のバランスなども配慮しながら、毎年計画的に執行していく年次計画を立てる必要があると考えております。

一方、観光や商業振興、渋滞解消などを目的とした幹線道路事業については、中・長期的な交通大動脈計画を策定する必要性を認識しており、その実現のため、多彩な外部有識者の協力などを取りつけ、国、県との密接な連携にも努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から回答をいたします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 詳細につきましては、私からご回答申し上げます。

2件目の優先順位の高い道路事業について、1項目め、社会資本整備総合交付金を活用した道路事業計画の内容についての1点目、市にとっての優先順位の高い道路はどのようにして決定されたのかについてですが、6月議会で答弁をさせていただいたとおり、学校通学路の整備、法指定踏切の整備、団地内のメイン道路、まほろば号バス路線の運行ルート、公共施設周辺の道路整備などを勘案して決めております。

次に、議会、議員の考える優先順位との整合性につきましては、現在の計画でも交付金の減額に伴う変更もあっていることや、立地適正化計画、総合交通計画などの計画を策定していますことから、各種計画との整合性を図りながら、見直した後に議会へ報告し、議会の理解を得

るよう努めていきたいと考えております。

また、市民の皆様が納得を得ることにつきましては、市長と語る会などで計画を説明することで理解を得ていくようにすることが必要だというふうに考えております。

社会資本整備総合交付金につきましては、平成24年度に今後10年の整備計画を立て、進めてきておりますが、補助メニューの変更や交通量の変化に合わせて対象路線の変更を行っているところでございます。

次に、2項目めの優先順位の高い道路事業を効果的に進めるための方策についてですが、まずは国、県への交付金の要望活動を積極的に行うことが必要だというふうに考えています。

次に、長期計画による予算配分をもとにした道路計画を立てて進めていくことが重要と考えており、現在検討しているところでございます。

交付金の交付率が低くても、事業を先延ばしすることなく実施することにつきましては、事業を停滞させることの影響を見きわめ、市長、副市長、財政担当とも協議の上、慎重に判断し、議会に諮りながら、限られた予算の中で最大の効果を発揮できるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 市長のご回答でも、年次計画を立てる必要性があると考えている、中・長期的な交通大動脈計画を策定する必要性を考えていますということでした。前回の一般質問でも部長のご回答の中にもありました、平成24年に10年計画を策定し、事業の進捗とともに逐次改定しながら事業を進めているということでしたけれども、この計画、議会に対して情報提供ということは私は見てないんですけれども、これは情報提供していただけないものなんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） この計画につきましては、いわゆる議会の場で説明をしたとかということの記録といいますか、そういうふうなことがございませんので、この平成24年度につくったものにつきましては、恐らく予算特別委員会とか、決算特別委員会等で質問があった際に、こういう事業をやっていますとの形での報告等々はさせていただいているかと思いますが、議員に対して、こういう計画がありますので、こうやって進めますということはしていなかったというふうに聞いてはおります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） というのは、これまだ記憶に新しい今年3月の予算特別委員会の中でのやりとりですよ。この計画を知っている、知らないという議論で非常に混乱した苦い経験を私持っております。何でこういうふうになってしまったかという、この大きな道路事業の計画について、オープンになっていなかったからだと思います。

ちなみにこの優先順位についてお伺いしたいんですけども、この優先順位は都市整備部としての優先順位ですか、市としての優先順位ですか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） この優先順位といたしますか、この計画につきましては、当時、都市整備部のほうで作成して、市長決裁を受けて、県のほうに計画書を提出しているというところはございますけれども、事業計画のその優先順位につきましては、これは基本的には課で、採択を考えて、都市整備部の中で最終的には判断しまして、市長、副市長へ報告をしていくという流れになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 太宰府市としての主要な道路の事業計画、優先順位ということであれば、まず最初の作業的なものは担当課、部でやりますよね。けれども、それがある程度固まったら、まずは議会に対して情報発信する必要があるんじゃないかと思えます。それが、我々が見るタイミングというのが予算特別委員会のあの場であったら、その場で意見を言うことはできますけれども、変更は非常に厳しいですよ。執行部の方が優先順位を考えていらっしゃるのわかります、いろいろな合理的な理由があるんでしょう。しかしながら、議会としても、逆に地域については我々議会、議員のほう詳しいことがあると思っています。それを全て盛り込めとは言っていない。まず、その意見を聞いていただいて、優先順位を調整して、反映していただくという手続があれば、そのステップを踏むことによって、今言われた優先順位というのが本当に太宰府市としての道路事業の優先順位になるのではないかと思います。

というわけで、今、平成24年に10年計画を立てたということですけども、議会としては優先順位として非常に認めがたいんじゃないかなあと、これは私個人的にでも、全体の状況はわからない中ですが、そう思っています。まずは、我々にも見せていただきたいということと、その中でも意見を言わせていただきたい、反映できるものは反映していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

平成24年の時点で立てました10年計画については、私は就任後からさかのぼって説明を聞くしかございませんでしたけれども、これまでも随時申し上げてきましたように、私自身就任をさせていただいてからは、これまで木村議員からも随時ご指摘がありましたように、こうした道路予算についての優先順位の見え方、そして執行の見え方、そうしたものにも丁寧に配慮する必要があると私自身も認識をしております、そうした中で、先ほどの答弁のように年次計画を立てていく必要もあるし、中・長期的な計画を立てていく必要もあると認識をしております。

その上で、その中で、担当部、担当課もふだんから積極的に外に出て、現場の意見、市民の

皆様の意見に耳を傾けてきたことは当然のことでありまして、そうした中でこうした決断が時の執行部の中でされてきたことも間違いのないことではあると思いますが、さらに私自身先頭に立って、市民の代表である議員の皆様、そして市民の皆様から、さまざまなこうした道路に対する要望についても積極的に耳を傾け、皆様の意見も伺い、そして説明も積極的にしていくという工夫を、今後、つくり上げていきたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 最後に、私が考えている優先順位が高い道路事業を効果的に進める方策、これは私の考えです、3つあります。

まず、優先順位の合理性ではないでしょうか。基準に基づいて各道路事業を評価していくとか、しっかり裏づけ、合理的な基準に基づいて優先順位が決められているのがまず1つ。

2つ目、次に優先順位の策定の透明性じゃないかと思います。優先順位を作成する過程で事業の内容を議会に説明することではないですか。その際、議会の意見を反映させていただくとか、ぜひやっていただきたいと思います。

3つ目、優先順位が確定、事業が動き出したら、進捗状況を議会と市民に公開、発信してください。議会に対しては、予算、決算時とともに、事業計画の改定を行う際に説明と協議を行うことが非常に必要だと思います。このステップを踏んで進めない限り、また同じことを予算特別委員会でやってしまうことになりかねません。

道路事業に反対しているわけではありません。しっかり事前に情報をください、それを審議させてくださいというお願いをしているだけなんです。平成31年度予算も今着々と詰めていらっしゃると思いますけれども、それに向けてはしっかり、私の提案ですけれども、これを頭に置いて行動に移していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで15時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔14番 長谷川公成議員 登壇〕

○14番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました中学生の社会体育の充実と置き勉について質問させていただきます。

現在の部活動を取り巻く環境といたしましては、小学生まで一生懸命に社会体育で頑張り、その結果、九州大会や全国大会まで出場し注目を浴びたとしても、中学校に専門の教師がいない等の理由で、架空の転居により住民票を移し、県外や他市へ越境する生徒たちが多数いると

聞き及んでおり、本市も例外ではありません。そういった選手の中には、高校へ進学し、全国大会で優勝したり、世界大会でメダルを獲得するなど大活躍した選手もおりますが、残念なことに、その選手が活躍後に本市に表敬訪問を行ったという話はほとんど聞いたことがありません。

それはなぜかと申しますと、その選手が一番大切な時期、それはまさに成長期である中学生の時期を本市で過ごしていないからではないでしょうか。高校の県大会や全国大会の中継を見ると、選手の名前がテロップで紹介されたときには、必ずと言っていいほど中学校名が記されています。それだけ中学校というのは注目されますし、近年は地域密着ということで、地元中学校の卒業生となれば応援にも熱が入ります。義務教育の9年間は、その地域の小・中学校に通っていただきたいと切に願います。そのためには、私たち大人が環境を整える必要があると思います。

それでは、質問に入ります。

1、本市教育委員会は4中学校統一の部活動要綱を作成されたのか、お伺いいたします。

2、民間の社会体育団体を除いたところで、本市の体育施設を利用して活動を行っている中学生を主体とした社会体育団体数を把握しているのか。また、その際に、施設利用料の措置、部活動はそもそも無料です、施設の利用時間等を部活生徒と同じように平等に扱っているのか、お伺いいたします。

3、近年、ブラック部活という言葉が聞かれますが、本市において働き方改革の一環として、部活動に外部コーチの活用を進めていくお考えはあるのか。その際に、一定の条件をつけるのか、あわせてお伺いいたします。

4、最後に置き勉について。

置き勉とは、教科書等を学校に置いて帰ることを言います。児童・生徒のランドセルや通学かばんが重過ぎるという意見を踏まえて、宿題で使われない教科書等は置いて帰ることを認めるよう、国から全国の教育委員会に対して通知されておりますが、この通知を受け、本市の対応をどのように行ったのか、お伺いいたします。

以上、1件4項目について質問させていただきます。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 中学生の社会体育の充実と置き勉についてご回答申し上げます。

まず、1項目め、教育委員会が市内4中学校統一の部活動要綱を作成したのかという点についてですが、議員がお尋ねになっておられる部活動要綱は、部活動の目的や活動時間、約束事項等が記載されている部活動の基本方針であり、教育委員会ではなく、現在、各学校が作成しております。

次に、2項目め、中学生の社会体育団体数について把握しているか、その際の施設使用料や利用時間について部活生と同等に扱われているか、ご回答申し上げます。

現在、本市スポーツ課が把握している中学生の社会体育団体数は13です。この数字につきましては、平成29年度以降に市内の公共施設で1回以上の活動実績がある団体数となります。

使用料につきましては、13全ての団体が、市内在住、子どもの料金区分で取り扱いをしておるところです。

次に、3項目め、外部指導者の活用推進についてご回答申し上げます。

教職員の働き方改革、特に部活動の指導に伴う負担の軽減につきましては、大変重要な課題だというふうに考えております。この件につきましては、平成29年4月1日付で学校教育法施行規則が改正され、中学校部活動における部活動指導員の制度が設けられ、指導体制の充実が図られるようになりました。

本市におきましては、まずは各中学校のニーズに応じて外部指導者を導入するよう計画をしているところです。

条件につきましては、技術的な指導を行い、生徒の運動能力を高めるだけではなく、生徒同士や教員と生徒等との人間関係の構築を図る、生徒自身が自己肯定感を高めるという部活動の教育的意義を踏まえた指導をしていただくことだというふうに考えております。

最後の4項目め、置き勉についての本市の対応についてご回答申し上げます。

通学時の荷物が児童・生徒の健康に影響を与えることは、これまで報道等によってさまざまな情報が出されておりましたので、教育委員会では、本年7月に実施しました学校訪問で、学校の実態を踏まえて置き勉を認めるよう、教育長が直接管理職や学年主任等に話をしております。

その後、文科省が9月6日、置き勉を認めるよう全国の教育委員会に通知を出しておりますので、10月1日、これは10月1日なんですけれども、9月の定例校長会になります、9月の定例校長会で改めてこの通知についての周知を図るとともに、各学校の実態に応じて柔軟な対応をとるよう促しています。

また、あわせて、児童・生徒の体格、体力には個人差がありますので、保護者や児童・生徒からの個別の相談があった場合には、柔軟な対応をとるよう確認しているところです。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

それでは、1項目めのほうから再質問させていただきますが、まずこの要綱なんですけど、私も一般質問の必要資料ということで4中学校拝見させていただきましたが、大体各4中学校は、内容は多少ずれていますけれども、書いていることは、ほぼ一緒ということで。

ここでお尋ねしたいのが、必ず引率教員が1つの部活に対して2名いないといけないと、というのは中学校が決めているのか、教育委員会なのか、それとも国の文科省のほうから最低2名をつけなさいというふうに言われているのか、お尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 2名というのは、これは不測の事態に対応するためには、1人で引率した場合に、例えばぐあいが悪くなる生徒がいたりとか、それからけがをした場合にとか、そうなってくると今度は全体を把握する者がいないという状況が生じますので、これにつきましては学校長が安全確保のために判断して、そのような規則をつくっているというふうにご考えていただいて結構だと思います。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） なるほどですね。それで、校長先生が部活動要綱にそれを載せていると。過去、私が中学校で部活していたときには、2名いたかなという、そういうふうな思いがあったもんですから今お尋ねしたわけですが。これはじゃあ例えば今後、部活が仮に増えていくとして、1名になるということは考えられないということになりますね、ということでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 例えば、社会体育のお子さんが中体連大会に出るとしますよね。そうすると、その場合には学校からは基本的にはほぼ1名引率ということになります。これはどういうことかといいますと、社会体育の指導者の方も来られますので、保護者の方もお見えになりますので、この場合は1名と、学校の純然たる部活動の場合はやはり安全面等を考慮して2名というふうにご考えていただければいいと思います。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） よく理解いたしました、わかりました。

それでは、今教育委員会が要綱ではなく、部活動指針をつくられているというふうにご聞き及んでおりますが、これは大体もうほぼ完成しているのか、いつぐらいまでを目途にしてつくられているのか、お尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 部活動指針というのは、以前もお話ししたかもしれませんが、平成30年3月、今年の3月にスポーツ庁から運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインというものが出されております。この中に設置者である、要するに学校の設置者であるというのは教育委員会のことを指しますが、教育委員会が設置する学校に係る運動部活動の方針を策定しなさいと、それを受けて各学校は学校の運動部活動に係る活動方針を策定しなさいということが書いてあるわけです。現在、本市の中で学校と決めていることは、ノー部活動デーについてはある一定の決まりをつくっているんですよ。ただし、このノー部活動デーはスポーツ庁の指針に比べるとまだ少し緩やかなものになっています。ですので、これをスポーツ庁の言う休養日までどれだけ近づけるかという点と、練習時間についてはまだ決めておりません。

ただ、計画としては、校長先生方、4中学校の校長会と協議をしまして、2月までには内容を決めて、来年の4月からきちんとしたスタートができるように準備を進めているというところなんです。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） わかりました。2月まで協議して、大体3月中には、要するに今年度中にはできると。これ議会のほうにはお示しされますか、それとも教育委員会の内部資料として持っておくだけ、そこ最後お尋ねしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） これはホームページ等にも上げて全然構わないものですので、お求めに応じてお出ししたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 1項目めもう結構です。ありがとうございました。

2項目めなんですけれども、団体数を把握しているかというところで、13団体とあるというところで、まずご答弁の中で気になったのが、社会体育13全ての団体が市内子どもの料金区分で取り扱いをしておるといふところなんです、これがまずなぜかというところなんです。ということは、部活動生と対等には扱ってないというところが恐らく理由に上げられるんですけれども。私の中ではなぜ社会体育に進むかという、壇上でも申しましたとおり、小学生まで一生懸命社会体育に力を入れていて頑張ってきて、中学校に行くと部活がないと、ですからやむを得ず社会体育のほうに進まないといけないということですね。ということは、部活動があれば部活動に入るの、当然使用料や負担も一切かからないということになるわけですね。でも、部活動がないがために社会体育に進むと、なぜこのような差が生まれるのか。例えば場所の確保等、いろいろ部活動生じゃなければ大変なところはあると思うんですが、まずそこをなぜか、ある意味社会体育生に冷たいなというふうな見方ができるわけです。そこら辺のご答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） まず、部活動の位置づけについてなんですけれども、部活動というのは教育課程外に行われますが、これはもう学習指導要領にもついていますけれども、校長の管理のもとで行われる教育活動であります。ですので、教育活動についてお金を取るというのは当然あり得ないことだろうというふうに思います。

それから、社会体育につきましては、先ほど議員がおっしゃったような例も確かにあると思います。つまり小学校からの連続性、一貫性ということを求めて社会体育に進むという、そういう中学生もいると思います。また、社会体育をする子どもたちの動機はさまざまでありまして、例えば部活があってもさらに高いレベルでしたいと、例えば野球部があるんだけど、硬式野球をしたいとかという自分で選択した子どもさんもいらっしゃいますよね。

そういうこともありますし、もう一つは、おっしゃったように小学生から高校生、それから大人の方もいらっしゃると、中学生だけ無料にするということは非常に全体的なバランスを考えたときになかなか難しいことかなというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） おっしゃるとおり、野球はよくわかります、野球やサッカーはそもそもクラブチームですから、水泳もそうですね、民間のスポーツクラブというか、そういった団体なんで、私はそこまで免除をしるとは申しません。実際そういった大きくくれば社会体育なんです、クラブチームに行くと、本市からもプロ野球選手が2名出ていますけれども。そういったのはあったら、本市の野球チームじゃなく、大野城市のチームとかだったり、そんな感じですから、そこまではとは言いませんが、ただやはり部活がないがために仕方がないわけですね、そっちの社会体育に進む道しかないわけですから。

ですから、ある程度そういった減免、減免措置は子ども料金でとおっしゃられたんですけども、費用がかからないようにしていく、そういった施設の貸し出しとか時間等に関しても、部活生同様に扱っていただきたいと思っております。中学校に部活があれば何の問題はないわけですから。ただ、やっぱり少子化の影響で子どもたちが少ないとか、そういった理由で部活動ができないと。ずっと要綱見たって全部そうですから、例えば新しい部活を新設するには、現在ある部活動を1つ減らしてしか増設できないとか、しないとか、そういった要綱に書いてあるものですから、それは子どもたちに何の罪もないですよ。じゃあ、その小学生の時期から、部活動のあるスポーツしなさいと言うわけにはいかないでしょう。やっぱりオリンピックを目指す子もいれば、プロを目指す子もいるわけですから、それはもう当然選択の自由なんです。

ですから、今後、協議していく中で、部活生と扱いを同じように義務教育の中ではしていただきたいと、私は切にお願いしているんです、今要望しています。今後、そういったことを急に、例えば明日からとかそういうわけにはいかないと思いますが、この協議をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 実は先ほど私が紹介しましたスポーツ庁のこのガイドラインには、今長谷川議員がおっしゃったことと関係あるような記述もあるんですよ。どういったことかというところ、地域との連携等というところなんです。これの中に何かあるかというところ、例えば学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体等の連携、そういった学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進めていきたいと思いますということとか、学校と地域が協働・融合した形でスポーツ環境の充実を推進する中で、スポーツ環境を充実する互いにパートナーとしてそこのところを考えていきたいと思いますところがあるんです。ですので、社会体育だからだめだということではなくて、今後はそういった方向にも十分進むような可能性はあると思います。

ただ、現時点ではなかなかその区切りを、例えば1つのクラブの中にも先ほど言いましたようにさまざまな動機で子どもたちがスポーツをしているのも確かなんです。部活動一つとっても、自分の健康づくりのために部活をしている生徒もいますし、もちろん大会で優勝目指して自分の技能を高めている生徒もいますので、そういったところで、どこを区切っていか

というのは大変難しい問題ですので、今後、先ほど言いました地域との連携という視点で恐らく考えていかなければならないような環境や時期がやってくるんじゃないかなというふうには思います。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ぜひともお願いします。

中学生の間は非常に大事と思っていまして、横綱の稀勢の里が横綱になったときに、小学校を卒業した生まれ育ったところと、稀勢の里はこっちの市に来て中学生でそこから相撲を始めた、どっちの市がじゃあ出身地なんだってこれ大きく二分したことがあったんですね。ですから、普通だったら生まれ育ったところと思うけれども、でも一部では中学校は自分のところに来たけん、それはもう自分のところの出身だという、中学校って本当に私非常に大事だと思うんですね、体も大きくなりますし、力もついてくる時期ですから。ですから、そこら辺をやっぱり中学生の義務教育までしっかりと大事にしていきたいと思います。

本市も過去に柴田亜衣さんという方がオリンピックでメダリストになったんですけども、本人は福岡県太宰府市とうたっているんですよ、ご存じでしたか、多分知らないと思います。でも、柴田亜衣さんが太宰府市にじゃあ表敬訪問に来たかって、ないですからね。見てもらったらわかります、生誕地は福岡県太宰府市と堂々とうたっています、私さっき調べましたから、ずっと気になっていたんですよ。

ですから、やはりそういった選手も一人一人、今後、大事にしていかないと、太宰府市とせつかく名前を出してくれているんですから、太宰府市のネームバリューは確かに有名ですけども、スポーツ選手でここに生まれた人の金メダリストなんだよとか、そういったアピールもできますから、大事にしていきたいと思います。

関連して、4中学校同時に体育祭がありますね。大変申しわけないんですけども、体が1つしかないの、1つの中学校にしか行けません。ただ、昼休みの終わった後に、最初にクラブ紹介があるんですね。これ理事のほうも把握しているかどうかかわからないと思いますが、太宰府東中学校はそういった形で社会体育の生徒もクラブ紹介に出てくるんですよ。例えば、先ほどおっしゃったように水泳をしている子どもたち、一応水泳部として認められています、あと硬式テニス部だったり、部活にはない社会体育をしている子どもたちのクラブ行進があります。確かに1人とか2人しかいないんですけども、でも子どもたちは堂々としているんですね。ほかの中学校も全校、4中学校されているんですかね、お尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 見られた太宰府東中学校だけがされております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 新しく入った新入生としては、自分が入りたい、やりたいという部活動がないと、やっぱり選択肢が狭まれているような気がするんですね。社会体育も、例えば新入生のクラブ紹介のときに、中学生が活動しているんですから、社会体育やけれども、こう

いったスポーツがあるよと、太宰府市にはできるよという形で紹介をすべきだと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） ご質問のとおり、部活動に加えて社会体育の紹介をするということは、生徒にとって多様な運動機会の選択肢を提示することになります、それで大変意味のあることだというふうに私も思います。

しかしながら、現在、4校とも新入生の説明会については部活動以外の紹介はされておられません。理由が2つあるということで、1つは部活動は、先ほども言いましたけれども、教育課程外ですけれども、学校の教育活動なんですね。新入生説明会というのはそれぞれの中学校の学校生活のオリエンテーションという位置づけです。ですので、部活動を紹介するというよりも、1年生にどのような学校生活を送るのかと、どのような心構えが必要かとか、こういうときにはどうしたらいいかというのが部活動紹介の日に行われる新入生説明会になります。ですので、1つはそういった意味から社会体育の紹介をしていないと。

もう一つは、私も各中学校に聞いたんですけれども、現在、本市の各中学校の生徒が取り組んでおります社会体育の種類を尋ねましたところ、野球、サッカー、バレーボール、ラグビー、それから柔道、バドミントン、硬式テニス、空手、それからほかにもダンスとかビーチバレー、スキーとか、今年はいないと言っていましたけれども、サーフィンとか、実に多岐にわたっているんですね。そういった場合に、子どもたちが実際に所属している中でどこまで紹介していいのかというのは、子どもが実際にいる場合には不公平感を生み出すことにもなりますので、きちんと学校生活を紹介するという意味で部活動のみを紹介するという形になっています。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 多種多様ですね。理事、さっきから言いますけれども、市内の施設を使っている社会体育でいいんです、私全部を網羅して紹介してくれとは言っていない。市内の施設を使って、壇上で申し上げましたとおり、そういった、例えばできそうなところでバレーボール、ラグビー、バドミントン、柔道、剣道とか、サーフィンとかは特殊なんで、私そこまで紹介しろとは言いませんので、でも市内の施設を使って頑張っている、こういったのもあるよということでぜひとも紹介していただきたいなというふうに思います。ご検討していただきたいと思います。

次の質問に入りますが、筑紫地区の中には、中学校を選択する際に、市内の中で部活動を理由とした区域外通学が認められる自治体があります。なぜ太宰府市は認められていないのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 議員ご指摘のとおり、近隣市には、指定という形になりますので、指定の中学校に希望する部活動がない場合、希望している部活動がある最も近い中学校を入学先

として選択できるという自治体があります、これは現実にあります。現在、太宰府市にはこの制度はありません。その理由として、1つは通学時における事故への懸念ですね。それから、これ部活動をやめた場合には、どこも指定の学校に戻るようになっていきます。部活動をやめて指定の学校へ戻る際の、やっぱり友人関係も含めたその生徒へのケアの問題があると思います。それと、部活動がある学校に移るとなると、大規模な学校はさらに大規模になるという、要するに小さい学校から大きい学校に移るという動きになるという、こういった生徒の集中なども上げられると思います。

以前、私が別の市で指導主事をしておりましたときも、この制度があったんですけども、実に難しい側面も持っております。なぜかという、友達関係でというのもあって、なかなか本人の本当にかたい意思で動くのかどうかというのが確認しづらいこともありました。

ただ、先ほども言いましたけれども、運動部活動の総合的なガイドラインの中に、生徒のスポーツ活動の機会を保障するということは書いてありますので、この趣旨を踏まえて、部活動を理由とした中学校の区域外就学、これについては、今後、保護者とか生徒からのニーズがあれば、教育委員会の内部でしっかり協議した上、また学校と協議を重ねて、起こり得る課題の解決を図りながら前向きに検討していきたいなというふうには考えております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） やっと前向きな回答をいただきました。ありがとうございます。非常に一步前進したかなというふうに思います。

壇上でも申しましたとおり、この中学校の3年間のスポーツ活動が非常に大事と感じる生徒が他県、他市へ流出するのを黙って見ておくのは、私は本市にとっても損失だと思ってしまうんですね、これスポーツに限らずですよ。ですから、そこらは柔軟な対応をしていただきたい。確かに友達関係もあります。できたら、小・中学校は同じ地域で育って、そこに通学してもらいたいですけども、でもどうしてもやっぱり将来のある子どもたちなんですね、部活を一生懸命しようという子は。高校、大学、社会人に入っても続けたいという思いがあるからだと私は思うんですね。ですから、越境してでも行きたいと。そういった理由で世界大会で本当にメダルをとった人もいますし、プロになった人も当然いますから。ですからそこらは柔軟な対応をしていただきたいと思います。

説明が長くなるんですが、次の質問に入ります。

2人以上のチームスポーツにおいて、合同で主要大会に出場する際に、互いの中学校にその部活がない場合の対応なんですが、これ詳細説明しますね。A中学校には部活があると、B中学校にはその部活がないと、合同で、例えば仮定をバレーとします。ある中学校には3人、ない中学校に3人、合計6人しか試合に出れんわけですね、バレーの試合に、ということはある中学校が恐らく主導権を握ると思うんですね、合同で出た場合。私の認識の中では、2つの中学校だったら合同で出場していいよというたしかそういったのを過去聞いたことがありますので。ただ、ない中学校とない中学校の場合、A中学校にもB中学校にもないけれども、それぞ

れ社会体育で中学生としてやっている、2つ合わせれば6人にも7人にもなるといったときに、じゃあ中学校にない場合の対応としてどちらが例えば主導権を握るとか、果たして社会体育の外部コーチを入れるとか、そういった問題が出てくるんですね。ない中学校同士だったら、中体連に出れないんですね。ですから、引率の教師が必要だと思いますし、外部指導者とかにお願いして、最低先ほどおっしゃったように2名は要ということなので、中体連という中学校体育連盟が主催しているので、子どもたちにとっては見せ場でもあるわけですね、今年も学業院中学校が全国大会とか、バレーボール行っていますし、そういったところで、ない中学校同士の対応はいかにしていくのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） そもそもない中学校というのは、今年は多分5月10日ぐらいとおっしゃっていたと思うんですけども、子どもたちに、社会体育を継続的にやっている生徒で中体連に出たい者はいないのかという声かけをして、そして校長先生が認められた場合は、先ほど言いました顧問をつけて一旦は部活動として成立をさせるわけです。だから、もともとない者同士は組めないというのは当然なんですけれども、そんなふうに登録をするわけですね。ですので、ほとんどの場合が今中学校は2人顧問制をしておりますけれども、どちらかという中体連に引率をしない文化部というんですかね、を持ってある方がかけ持ちでそちらの顧問になるという形を大体とられることが多いようですね。そして、それを5月10日ぐらいに登録をしまして、それでチームスポーツとして出れない場合には他校のチームと合同チームが組めるということになります。

でも、その場合には、実はもう6種目しかできないんですよ。これは何かというと、バレーボール、サッカー、バスケット、ハンドボール、軟式野球、ソフトボール、6つ、これだけです。だから、個人戦で、さっき議員おっしゃった柔道とかは個人戦がありますよね、ですのでもう他校と合同チームを組むことはできないんです。つまり個人戦でも出れない生徒たちへの特別措置としてこの措置はあるわけで、そういったふうな仕組みになっています。

ただ、これにつきましては、合同チームを申請したときに、中体連の筑前地区の理事会が承認しまして、その後、県まで承認することになります。おおよそ筑前地区の理事会が承認したら出れないことはないということをお聞きしておりますが、そのような手続を経て出れるわけですね。ですので、全く自由に、フリーに参加しているというわけではなくて、部活の形を一旦とって、登録をしているということになります。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ということは、だからA中学校にもB中学校にもなくて、C中学校にはあるといった場合には、A中学校、B中学校はないない同士なのでこれは出れないというふうな認識ですよ。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） どちらも部活として登録をして、合同チームとして申請をして、それ

が認められたら可能性があります。

それと、先ほど議員さんがおっしゃったので1つ違うのは、最初2つとおっしゃいましたけれども、現在は3チームでも認められている例があります。だから、大分中体連のほうも生徒にいろいろな活躍の機会を与えようというスタンスで少しずつルールをやわらかくしているのではないかなというふうに思います。

ですので、あくまでもその登録と、それから理事会の承認という過程を経なくてはなりません。それと、先ほど言いました6種目に限るということです。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） なるほど3校になったんですね。やはり少子化の影響でしょうかね。

理事がおっしゃったように6種目に限るというのは、剣道や柔道は個人スポーツかもしれないですけども、団体戦というものもあるんですね。女子だったら3人でいいんですね。例えばじゃあ1人ずつ中学生がいたらこれ団体戦に出られるんですね、本当は。ただ、何かいろいろそういったところが、大もとの連盟のほうそれが認めていないといったところで。過去は大宰府の合同チームで出て、県大会で上位のほうまで行ったという、私の先輩ですけども、あったんです。なかなか大きな連盟が認めてくれないと難しいというのは重々承知いたしました。やはり筑前地区と県の承認、ここに認められないとだめだということですね。わかりました。

それでは、今後、今の3校も認められるということなので、社会体育を充実するためには、こういった合同チームを教育委員会もぜひとも推進していただきたいと思います。中学校の主要大会はもちろん、公式戦にも積極的に出場できるよう、チームの代表や大会主催者にも大宰府市のチームとして認可していただくとともに、働きかけがやはり絶対に必要とを感じるんですね。ですので、ぜひともできる範囲でいいですので、教育委員会として認可とそういった働きかけを行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 今年市内のあるサッカーチーム、部活動ですけども、昨年度は大変活躍はしたんですけども、今年は人数が足りていないんですね。合同チームを持ちかけたんですけども、市内の中学校、これ実は保護者会にも了解を得なくちゃいけないんですけども、保護者会がどこも、いや、合同チームはというようなことで、実は市をまたいで、別の市と合同チームをつくっているんです。その際には、教育長のほうが直接相手の市の教育長のほうに電話を入れまして、そこは重々教育長のほうからお願いをされまして、合同チームができて、無事に新人戦に出れたということもあります。

ですので、我々としましては、やはり子どもたちのことですから、できることはしっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、今後も、あくまでもルールの中として、現在できることについては努力をしまいたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） そういうことがあったんですね。すばらしいですね、教育長、ありがとうございました。

結果はともかく、出場するというので子どもたちも試合したいという、人数が足りていないのであればなおさらだと思うんですね、非常にすばらしいことだと思います。今後とも、ぜひともそういった働きかけを行っていただきたいと思います。ありがとうございます。

2項目めはこれで終わります。

3項目めの外部指導者の活用についてですが、ご答弁いただいたとおり、確かにそのとおりですけれども、条件として年齢やその活動期間、例えば社会体育等で年数が必要なのかとか、一遍に言いますね、まず年齢制限を設けるのかどうかとか、活動期間、極端に言えば3年活動していればいいのか、全然したことのない人をいきなりぼんと連れてくるというのもいろいろと問題でしょうから、そういった活動期間とか、あと活動実績の中に入ると思うんですが、柔道、剣道だったら有段者、例えば何段以上とか、そういった条件つきで今後、外部指導者の推進をしていくのかどうか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 恐らくそんなに素人の方はご自分で手を挙げられないと思うんですけれども、年齢とか、段が何段ないといけないということは、我々はそこを言うところの線引きはしておりません。

ただ、やはりそういった直接子どもたちに指導していただく方ですので、我々がきちんと面接をして、その人なりを見きわめて、本当に中学生の指導を任せられるかどうかということは直接自分たちの目で確かめたいと思っています。先ほど言いましたけれども、あくまでも青少年育成の教育活動ですから、そのところを踏まえたご指導をしていただくというのが絶対の条件だというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 私は都会のほう、大阪とか東京とかの話を知ると、例えば野球部とかというのはほとんどないらしいんですね。大阪とかグラウンドの使用の関係もあるんでしょうけれども、全部クラブチーム、社会体育のほうに入っていると。ですから、友達の娘さんの中学校には野球部はないと、大阪にはそういったのほとんどないよと、そういったことを聞くもんですから、今後、外部指導者というのは非常に重要になってくると思うんですね。

中体連に応援に行きます、そうすると基本的に教師の方が引率、指導をずっとしているわけですよ。異動しますね、先生が、それについていく子どもも実際にいるわけですよ、その先生の指導をまだ教えてもらいたいということで。外部指導者が何が大事かという、外部指導者というのは地域から出てきます。そういう方がずっと見ていただくほうが、私は長い間、見てくれるのであれば、そういった方を大いに活用していくべきだと考えております。

ですので、外部指導者、例えばいつ募集をするとか、どういった部活に焦点を絞っていく

か、現在のところ、恐らくわからないと思いますけれども、大体どの時点で発信されるという
か、周知される、もし教育委員会のほうでお考えがあれば、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 平成31年度当初を目途としておりましたけれども、まだ関係団体との
協議もあるということですので、今現在、15人ほど4中学校で来ていただいているんですね。
その方たちにはもう継続してお願いしていただいて、関係団体との協議が終わり次第、新しい
本市のシステムに移行していきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） これ最後に要望なんですけれども、できたら先ほどから申していま
すとおおり、市内の施設を使っているところの社会体育団体にも、小学校になるともうほぼ引退
するところもあるんですね。13団体あるとおっしゃいましたけれども、そういったところにも
ぜひとも外部コーチを推進していただいて、当然施設使用料とか、そういったのも減免措置で
お願いしたいと思いますけれども、そういった面でも幅広い意味で、ぜひとも社会体育をやっ
ている生徒さんたちを大事にしていきたいと思います。

3項目めは終わります。

4項目めなんです、置き勉について。また話が変わってくるんですけれども、教育部、今
回一括させていただいていますので。文科省がさきに置き勉を認めるよというふうなご答弁
があったんですけれども、本年7月にもう学校訪問のときに教育長のほうからされているとい
うことでしたね、ご答弁としては。

ただ、私が知る限り、今置き勉が実際に行われているかということ、行われていないんです
ね。私も知っている限り、子どもたちのことを話させていただきますけれども、太宰府南小学
校では9月が運動会なので、ほかの小・中学校とは違うんですね。朝、子どもを見ていると、
泣いている子が来たんですよ。その子はランドセルを投げます、水筒を投げます、体操服
を投げます、重たいから嫌だと言うんですよ。そこまで歩いて行ってまた投げます、重たい
と、とにかく。運動会前なので、水筒を2つ持っていきなさいとか、喉が乾くから言われてい
るんですね。ですから、もう投げながら行っているんです、泣きながら。特に月曜日の朝だと
上靴も持っていかないかん、いろいろ持っていくものが多いんですね。ですから、置き勉が認
められているか、やっているかどうかは現在私が見る限りでは、認められてありません。

小学校5年生の娘に、この間、ランドセル、パパ持ってと、はかったら5.5kgあったんです
ね。まだ体を鍛える意味で、大丈夫これぐらいからっていきなさいとは言うんですけれども、
やっぱり1年生とか2年生、そこまで重くないかもしれないですけども、遠いから歩いてく
ると相当重たそうにしているんですね。

中学生もそうなんです。幾ら中学生だから体力があるだろうと思っても、やはり体の大き
な子もおれば、小さな子もいます。そうすると、背中にかかっているんですけれども、前傾姿
勢で歩いていっているんですよ。本当に重たそうにしています。

ですので、早目に置き勉を、教育委員会で促すのかどうかわからないですけども、やっていただかないと、江口理事のご答弁でもありましたとおり、健康被害にも出てくると思うんですね。今の子どもたち、私たちが小さいときにあったような病気、考えられない病気にいっぱいなっているんですね。例えば腰が痛いとか、そんなに小さいときに腰が痛いなんて思ったこともありませんでしたけれども、足が痛いとか、さまざまな病気、けがに見舞われているのは実際のところあります。ですので、置き勉を早目にどんどんやっつけていかないと、子どもの健康被害にも当然及ぼしてくると思います。

そこで、視点を変えまして、自転車通学なんですけれども、自転車通学は大体家から中学校までの距離で決めているというふうに昔聞いたことがあるんですね。実際のところ、自転車通学を認めるためには、どういった理由というか、条件があるのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 現在、市内で言うと太宰府中学校だけが自転車通学をしているところです。他市には、例えば筑紫野市さんあたりには自転車通学をしている中学校が何校かあります。大体調べますと、2kmの範囲、距離があるというところで引いている学校が多いようです。

自転車通学をしたいということで、例えば学校、校長が判断して、PTAとか、本市はコミュニティスクールですので、学校や協議会等に諮りまして、そういう方針でいくということであれば、教育委員会と協議して安全性の確保について確認をした上でということになると思います。

ただ、現在のところ、私も3中学校の校長先生と話をしましたけれども、やはり結構太宰府市内は大きな道路とか、例えば東中学校のところだったら3号線がかかっていたりだとか、交通量が多い道路があるということで、事故の怖さがあるということで、現在のところは考えられていないというご返答でした。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 確かに3号線あるけれども、信号はついている。裏道を通れば私の中ではそんな事故が起こるようには思えないんですけども、ほかの、例えば西中学校も遠いところから太宰府西中学校に来られていますから、大体2kmというと、もう歩いていくのがつらいからということで、自転車通学したいとその生徒が言った場合は、中学校や学校運営協議会でそういった要望が出た場合、協議された上で結論を出すということになるんですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 個人的に歩いていくのがつらいといった場合には、要因を子どもさんとか保護者の方と話し合うと思うんですね。例えば荷物が体格的に、それと同じ年齢でもいろいろな体格のお子さんがいらっしゃいますので、もし荷物が問題であれば、学校のルールはあるとしても、学年のルールがあるとしても、その子については個別に対応すべきだと思うんですね。自転車通学というのは、いろいろな面でほかの生徒に与える影響等もありますので、そ

う簡単に個人的に学校が許可できるような内容ではないと思います。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 確かに理事がおっしゃったように個別に対応していくというところで恐らく判断されるんでしょうね。ですので、当時、私が中学生だったときには自転車通学がよかったものですから、ただその後、東中学校ができて、それから中学生はもう自転車はだめだというふうになったんですね、過去そういったこともありました。

でも、2kmぐらいはあったらいろいろなところがかかってくるんじゃないかなと私の中では個人的に思うんですけども、そこら辺もいろいろあるんでしょうけれども。

ただ、ぜひとも自転車通学の件も含めまして、子どもの健康に被害が起こるようであれば、そこら辺もきちんと認めていっていただきたいと思います。

最後になりますが、中学生の社会体育は、最後の理由として部活がない、専門の教師がいない等、現在の学校教育の枠組みでは実現できない部分の穴埋めを行っていただいていると私は考えるべきだと思います。小学生時代にやっていたスポーツを続けたくても、中学校にその部活がないということで断念したり、越境したりと選択肢が狭いばかりに非常に残念な結果を招いている現状があります。たかがスポーツとくくる人もいると思いますが、しかしながら一喜一憂し、感動をもたらしてくれるのは私の中ではスポーツが一番だと思います。子どもたちに夢を与え、活躍を見守り、応援するのは私たち大人ではないでしょうか。将来、プロで活躍する選手やオリンピック出場、国際大会でメダリストが誕生するかもしれません。社会体育の生徒たちを部活生と分けるのではなく、平等な立場で扱っていただけるようお願いいたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで16時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後4時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。

会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎる場合は、会議規則第8条第2項の規定により、本日の日程終了まで会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、15番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔15番 藤井雅之議員 登壇〕

○15番（藤井雅之議員） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告書に記載しておりま

す市長の政治姿勢について質問いたします。

今年1月に楠田市長が就任され、3月、6月、9月と3回の定例議会が行われました。心配されていた副市長、教育長の三役体制も整い、9月定例議会においては平成29年度の一般会計等各種決算が認定されましたが、平成29年度の多くの部分は前任市長の時代に執行された予算に対する決算認定であったと言えると思います。区切りがつき、今、楠田市長のもとで初めて当初予算の編成も行われていると思いますが、楠田市長の政治姿勢について、以下3点お伺いいたします。

まず、新年度の予算編成方針についてです。

地方自治体を運営する上で、地方自治法とのかかわりは否定できないと思います。地方自治法第1編総則第1条の2の中に、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするがあります。1つ前の第1条においては、この法律は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、あわせて国と地方公共団体との間の基本的な関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とするがあります。大綱の次に住民の福祉の増進を図ることを基本とするがあるように、地方自治体の大きな役割があると思いますが、楠田市長は新年度の予算編成において、地方自治法にある住民の福祉の増進を図るということに対してどのように取り組んでいくお考えか、あわせて市長の地方自治法への見解もお伺いいたします。

次に、3つの工程と7つのプランの進捗状況と見える化についてお伺いします。

楠田市長は、選挙の際に3つの工程と7つのプランを訴え、当選されました。7つのプランの中では、プラン1、「市民参画の行政、街づくりで地域創生」の中で述べられた市長と語る会のスタート、プラン2、「学問の神様にふさわしい教育、子育て」の中で述べられた子ども・学生未来会議の開催、その一環で、12月25日には市内4中学校の代表を招いての子ども議会の開催が実現するなど、スタートをしているものもありますが、全体の進捗状況が見えません。

また、就任から改めて落ちついて議論できる今だからこそ、7つのプランの内訳の中で述べられたことの評価をどうするのか、実現させるもの、前進させるものなどさまざまあると思います。市長において、進捗状況の見える化をする手だてをとって、広く市民に周知をしていくことは大事な役割だと思います。市長の見解及び見える化するための具体的な手段を考えておられるのなら、あわせてお伺いいたします。

入札制度についてお伺いいたします。

3月定例議会において、私は一般質問で太宰府市の入札制度に関して、一般競争入札における下限額の問題について市長に認識を問いました。その際、市長は、地場産業が果たす役割を述べられた後に、入札制度につきましては、まず現行制度の検証をしっかりと行った上で、

どのような制度が望ましいのか、不断の検討を行っていく必要があると、その上で行政が責任を持って改善をしていくことが必要である、そのように考えておりますと述べられました。不断という言葉の意味を辞書を引いたら、1、途絶えないで続くこと、またそのさまとありましたが、2のほうでは決断力に乏しいこととありました、その一例として優柔不断とありました。市長が優柔不断であるようなことはないと思いますが、3月議会で答弁された現行制度の検証についてどのように行われ、今後、何らかの方向が定まっているのか。現時点まで行ってきた不断の検討状況をお聞かせいただきたいと思います。

再質問については議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 私の政治姿勢についてご回答を申し上げます。

まず、冒頭申し上げますが、1月末に市長に就任をしてから10カ月余り、この間、日々新たに訪れる職務に立ち向かいながらも、まずは本市の未曾有の大混乱からの脱却を第一義と考え、議員各位、職員諸氏、市民の皆様との信頼関係を再構築するため、私なりに腐心をしてまいりました。その思い一心で、日々議会対応や職員との協働、市民との交流に最大限努めてきたつもりでございます。おかげさまでようやく所期の目的を達成しつつあり、今本腰を入れて、初めての当初予算編成作業を進めているところであります。

そこで、1項目めの新年度予算編成方針についてでございますが、地方自治法にあります住民の福祉の増進は大変重要な概念であると考えております。しかし、その体現として、あらゆる世代の多種多様な行政ニーズに応えていくためには、本市の厳しい財政をまず立て直す必要があると考えております。その大前提として、市が抱える問題、課題を職員一同共有し、一丸となって事業に取り組んでいくことが最重要と考え、これまでにない新たな取り組みとして、私が直接職員を対象に予算編成方針等の説明を行いました。その中で、最少の経費で最大の効果を上げることに努めるとともに、事業の継続性や必要性を再度根本から見直すなど、職員一人一人がみずからの問題として行財政に対しての危機意識を持ち、新たな収入増につながる事業の展開と一層の経費削減に努めるよう指示をした次第であります。

その際、常に市民目線を心がけ、市民の声に積極的に耳を傾ける現場主義を基本とすることは当然であります。そうした取り組みを通じ、地方自治法の本旨を実現してまいりたいと考えております。

次に、2項目めの3つの工程と7つのプランの進捗状況と見える化についてでございますが、その進捗管理につきましては、定期的に全庁で情報共有を図りながら推進状況の把握に努めているところであります。現在のところ、ご指摘のプラン1、市長と語る会やプラン2、子ども・学生未来会議の初年度からの開催に加え、プラン3の超成長戦略としてのふるさと納税の拡充、プラン4の積極的広域連携による大太宰府構想を組み込んだ観光基本計画策定作業、プラン5、環境重視の逆転の発想による渋滞解消を目指す総合交通計画協議会や地域公共交通活性化協議会での議論も多彩な外部有識者のご協力を得て、鋭意進めております。また、プラン

6、民間の知恵を生かした高齢者福祉として、専門職が地域に出向き出張相談会を行うなどアウトリーチ型の相談対応に努め、プラン7、防衛省自衛隊と連携した市民の安全安心を体現するため、あらゆる災害に対応するシミュレーション策定に向け、自衛隊の助言も得ながら準備を進めております。

こうした内部で把握した進捗状況をいわゆる見える化するため、既に市長と語る会や広報「だざいふ」、ホームページ、SNS、各種寄稿などでも市民の皆様へ積極的にご報告を行っていますが、何より年4回開催されます市議会でのこうしたやりとりこそが見える化の最たるものであると考えております。今後も、そのさらなる充実を図ってまいります。

次に、3項目めの入札制度への認識についてでございますが、入札制度につきましては、公共調達的手段として、公正性、透明性、競争性及び適正な履行の確保を図ることが基本であると認識しております。あわせて、社会資本の維持管理や自然災害への緊急対応など、地域経済の担い手である地場産業が果たす役割も重要であるとと考えております。

現在は、地場業者の受注について配慮をしながらも、指名業者の数を増やし、競争性をさらに高めるなどの取り組みを行っているところでございます。

入札制度につきましては、引き続き試行を重ね、どのような制度が望ましいのか、不断の検討、見直しを行った上で、行政が責任を持って改善してまいります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ご回答ありがとうございます。

再質問に入らせていただきますけれども、順序が前後するようで申しわけありませんが、まず7つのプランに関連しましてお聞きをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今、市長、7つのプランの回答を述べていただきましたけれども、率直に私が今ひっかかりましたのは、お聞きした限り、年4回開催される市議会でこうしたやりとりをすることが見える化の最たるものということですが、市議会で進捗状況を一回一回誰かの議員が聞かないといけないことですか。進捗状況を明らかにするというのは、市長の責任で行われることじゃないですか。ここに7つのプラン、縮小したものを打ち出したものがありますけれども、この7つのプランを訴えられて今市長はその席に座っておられるわけですから、その見える化の進捗状況は少なくとも市長の責任で明らかにしていただいて、その上で議会としてはこの進捗状況のこの部分についてどうなっているのかという議論をすることが議会と市長との本来の姿ではないかと思うんですが、その最低限の見える化をしていただくところは市長の役割だと思いますけれども、今おっしゃられた議会でのこの議論が最たるものだというのはどういう意味でしょうか、もう少し詳しくご答弁ください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 私が申しておりますことは、もちろん施政方針なり、これまでも所信表明なり、さまざまなこうしたご質問へのお答えすることになりで私自身も私なりの考え方、方針、そ

うしたものを説明してまいりましたし、今後の議会の中で、施政方針の中で、これまで取り組んできたことの進捗をご説明し、そしてこれから新たに取り組んでいくこと、さらに進めていくこと、こうしたものを説明する機会は最も重要な場は私は議会だと思っております。

そして、その議会でのさまざまな発表を、後に事後的にやはり広報「だざいふ」で発表したり、もちろんこうしたものもネットで中継もされておりますので、そうしたリアルタイムでもお伝えをすることができますけれども、私はやはり議会は大変重要でありまして、その議会でも私自身の方針なり、進めてきたことをまず一義的に市民の代表である議員の方に説明をすることは大変重要なことであると考えておりまして、そうした意味では、市民の皆様にご説明する前にこの議会で私が取り組んできたことの進捗を今後ともご説明をしていく機会は大切にしたいと、そのように考えているところであります。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それはそのとおりだと思います。

ただ、その前提のある中で、では市長がるるいろいろSNS、各種寄稿などということも先ほど答弁の中で言われましたけれども、総括的にこの7つのプランの状況が何かわかるような発信をしておられる具体的なものはおありになるのでしょうか。例えば広報とかいろいろるる言われましたけれども、その中でもこの7つ、ふだん全部詳細なものが載っているような発信というのはされていないですよね、少なくとも私は見つけることができなかつたですけれども、市長がそう思う、何か具体的にここを見れば、この7つのものの進捗状況がわかりますと、今リアルタイムで、毎日毎日更新するのは難しいですけれども、月に1回、あるいは3カ月に1回ぐらいは進捗状況を更新しています、見える化をしていますと言われるような具体的な手段というのは今何かおありなのか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 例えばでありますけれども、私も手元にちょうど持っておりましたけれども、広報「だざいふ」の、これは2018年8月号でありますけれども、その中で平成30年度の主な事業として施政方針、『7つのプラン+α』に沿って、本年度は主に次のような事業を行いますということで、議員も見られたことがあると思いますけれども、こういう形で7つのプラン+αという形をどのように予算づけをしたのか、今後はこれをどのように執行していったのかというようなことも当然広報でも発表したいと思っておりますし、広報で発表したことは当然ホームページにも発表されておりますし、それを私がSNSに添付をするということも今後はできると思っております。

いずれにしても、7つのプランだけが本市の方針ということは決してございませんで、私自身が選挙のときにご提示をした一つの私の思いなり提案であるということの中で、もう既にこの7つのプランも1つ組み込みはしておりますけれども、当然これまでやってまいりました第5次総合戦略の後期基本計画なども組み合わせた形で、施政方針などにももう既に取り込んでおりますので、7つのプランだけを進捗を発表するというだけでももちろんないと、そこ

まで私もおこがましい考えは持っていないところであります。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 見解の相違かもしれないですけども、私は7つのプランというのは、市長自身が一番大事にされないといけないことであると思いますし、とりわけ選挙のときには中心に訴えられて、チラシもつくられ、市民の支持を得て、今そこにおられるわけですから、それならもう少しそこを大事にするといいますか、手段をきちんととっていただく必要はあると思います。

その上で、進捗状況、例えば議会の中でじゃあ進捗状況はどうですか、まだ進んでおりません、わかりましたという、そういうようなやりとりで時間を費やすような議論だけはしたくないというふうに思うんです。少なくとも進捗状況、例えば何かの会議が設置をされた、あるいは7つのプランの中でも具体的なものもありますよね、公共施設のトイレを和式から洋式に更新していきますとか、そういうような一文がプラン6の中にはあったりしますけれども、それが今現状は、就任のとき何%だったのが、これぐらいまで広がっているとか、そういうのを見た上で、議論の中心といいますか、これは今後も7つのプランで提案される部分というのは市議会の中での議論の中心課題になってくると思います。その点で、もう少し市長のところで見える化といいますか、市議会だけではなく、それが対市民に対しての見える化になるような手だてをとっていただかないといけないことだと思いますけれども、ご見解いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 何度も申しておりますように、7つのプランは私の選挙のときの公約でありますけれども、もちろんこの7つのプランは誰よりも私が大切にしていますし、今でも信念として持っております。

しかし、先ほど来議論もありましたように、この7つのプランだけで網羅しているところ、網羅できていないところも多々ありまして、先ほどの、例えば佐野東の問題であるとか、五条の再開発の問題、この7つのプランの中では全く触れておりません。それを私は触れておりませんでしたので、全く過去のこれまでの市の取り組みは取り上げないと、この7つのプランだけでいくというわけにはもちろんいかないわけでありまして、そうした中でこれまでのさまざまな市としての継続性、一貫性、こうしたものも私自身大切にしながら、そうしたものを尊重もしながら、そしてさまざま検討も重ねながら、そして私自身が責任を持って市民の皆様とお約束をした7つのプランの部分についても、できるだけ多くの部分はそこに組み込みながらやっているというところでもあります。そのことを当然まずは市民の代表であります議会の皆様に真っ先にお伝えをしていく、そういうことが私は大切なことだろうと思っております。市民の皆様にも同時並行でお伝えをすることは重要でありますけれども、市民の皆様ご支持を得て、ここに来られている議員の皆様にもまずはできるだけ早くご説明をしていくということが肝要であろうと考えております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 私は今7つのプランに絞って質問をさせていただいておりますので、佐野東のことですか、五条のこと、それは7つのプランのこの議論の中では、直接関係のないとは言いませんけれども、あくまでも今回7つのプランの見える化という部分について質問をさせていただいておりますので、ですからこそ、やはり市長もお忙しいとは思いますが、少なくとも議会も3カ月に1回はあるわけですから、その時期を見て、3カ月に1回なり、この7つのプランにきちんと向き合っていた上で、その見える化といいますか、もう少しわかりやすく進捗の状況を何らかの市長の個人のツールでも構いません、ここを見てもらえればその進捗状況の部分はわかりますというようなところをぜひつくっていただいて、示していただきたい。そうすれば、議員側もそこを見た上で、また質問の内容を出すにしても、進捗状況ということではなくて、その進捗状況に対してどういう状況か、より一歩踏み込んだ議論、質問ができるというふうに思いますので、その点は、くどいようですけれども、あの7つのプランの見える化については重ねてお願いをしておきたいと思いますが、7つのプランに関連いたしまして、もう一点だけお伺いさせていただきたいと思います。

今市長、7つのプランの中で具体的に始まっているものとして取り上げましたけれども、語る会もされて、精力的に取り組んでおられるということも聞いておりますけれども、例えばでは7つのプランで上げられたことと地域で語る会が出たことというのが全くリンクしない、相入れないというような意見といたしますか、要望が語る会の中で出たときには、市長はその語る会が出たほうを優先的に取り組んでいくとするのか、それとも7つのプランを上げられているほうを優先的に取り組んでいかれるとお考えなのか、その語る会と7つのプランとの基本姿勢といたしますか、どういうふうな兼ね合いで進めていかれるのか、その基本姿勢をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほどの件をもう一度お伝えしますと、7つのプランは決して私自身、その中で訴えてきたことを一つたりとも諦めたわけでもありませんし、間違いだったと認めているわけでも決してありません。全て7つのプランで訴えたことは組み込みながらやっていることは間違いありません。

しかし一方で、これもくどいようですけれども、7つのプランだけの進捗を私自身が個人的に発表するということは、これはやはり市長になった状況の中で、私の個人のこれまでの考え方を、逆に固執する余り、この7つのプランだけの進捗状況を発表するというのも市長としては私はとるべきではないと。しかし、7つのプランを組み込んだこれからの市政としての取り組み、今後のそうしたものを私自身、市民の皆様からご期待をいただいたものをしっかりと形にしながら、これからのさまざまな計画に組み込んでいくということが私の責任の果たし方であろうと考えております。

その上で、先ほどご指摘もありましたけれども、7つのプランと語る会が異なった場合ということでありましたが、あくまで7つのプランを発表した時点、私は市長になる前でありまし

たし、国政の経験などを積んでもまいりましたけれども、太宰府市の市民お一人お一人の意見全てを把握、網羅できているわけではなかった可能性も十分あります。そうした中で、語る会の中で私自身が改めて聞かせていただく意見なり、7つのプランと少し異なるような、異なるといいますか、範疇から漏れるような部分というのは当然あるだろうと思います。実はこの7つのプランの部分の部分を施政方針などで取り上げる際に、市民生活部に関係する部分の、例えば人権の問題とか、ごみの問題とか、そういう問題が7つのプランには入っておりませんでした。そうした中で、じゃあ市民生活部がやることを私自身がそこに取り込まないということは決してありませんで、その中に新たに総合計画との組み合わせとして、市民生活の部分も積極的に取り入れておりますし、その中で語る会で私が7つのプランで訴えていなかった部分を問われるということは多々あると思います。

ただ、この7つのプランについて、あくまで概括的な7つの項目、それでも網羅できていないところもありましたけれども、7つの項目に従ってこれからの市と市民のために実現すべき方向性を示しているものでありますので、基本的にはその方向性と市民の皆様のご意見が真っ向から対立することはなかったように記憶しておりますし、今後も恐らくこの方向性と意見が対立することは、そこまでないのではないかと考えております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今の答弁で市長くどういようですけれどもと市長も言われましたけれども、私もくどういようですけれども、市長、率直に言いまして、先ほど再質問のやりとりの中で選挙公約だというふうに言われましたけれども、選挙公約だったら私は固執をしないと思うんですよ、それがむしろ信念というものじゃないかなと率直に言って思います。市長になったから固執するわけにいかないというふうに言われたら、公約を投げ出したのというふうに率直に言って私はとりますよ、そういうふうに。ある程度の固執をするというのは、それは自身の選挙公約ということであるのならば、それはあつてしかるべき姿だと私は思いますけれども、その辺についてどうですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ですので、先ほど申しましたように、私の7つのプランのこの項目を一つたりとも断念しても落としてもおりません。これだけでは足りないもので、それ以上のこれまでの積み重ねや職員が取り組んできたこと、そういう知見を全てできるだけ総合した形で施政方針もつくり上げましたし、今回の、来年度提案をする予算もつくり上げていきたいと思っているわけでありませぬ。

私が固執してはいけないというのは、ですからこの7つのプランで言ったことだけでこれからの方向性を決めると、総合計画も全てこの7つのプランだけでやるのだと、これを言うことは私はこれはまさに私自身のエゴでしかありませんので、そうしたことを私はすべきではないと。率直に申し上げますと、最初のこの7つのプランにつきましても、職員といろいろな議論をする中で、今までの市のやり方なり、方向性と異なる部分もあるのではないかと指摘も

ありましたし、そうしたことを私自身が断念をする可能性もないわけではなかったと思いますけれども、ここは私なりに市民の皆様からご期待をいただいたものでありますので、私の方向性としてこれを落とすわけにはいかないという中で、最終的には職員の全体的な協力も得まして、さまざまなこれまでの施政方針なり予算組みの今の作業につながっていると確信をしております。ですので、くどいようですけれども、7つのプランの一つたりとも決して落としておりませんし、固執していないことはありませんし、誰よりも私が固執しております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 市長と4回目のやりとりですけれども、なかなか日本語って難しいなと改めて今感じておりますけれども。

では、引き続きその見える化についてはまた機会を見て、どこかでその進捗状況は私も一回取り上げてこれで終わりというようなことにはならないと思いますし、また他の議員からも質問が出る可能性がありますから、市長もその辺は踏まえた上で対応をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

7つのプランについては終わらせていただきますが、次に入札制度の部分について再質問させていただきますけれども、指命業者の数を増やして競争性をさらに高めるといような答弁がありましたけれども、まずこれ管財課のところで、担当課でも結構ですけれども、3月の議会の議論した後、市長からそういった具体的な指示等は、担当のところといたしますか、そういったのは入札制度の下限の問題の部分に限っても結構ですけれども、何らかの指示というのは出ておりますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 市長と所管との話し合いのもとに改善を図っていく必要があるということのもとに入札制度の試行をしているということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） そういった何か検討するような内部での協議の場というか、そういうような形の部分が新たに設置をされたとか、そこまでの部分はないということでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 指名競争入札等に関しましては、指名選考委員会等もございまして、その中でいろいろな課題を見つながら試行しているわけでございます。

例えば工事を例にとれば、国とか県の交付金の補正予算等が出ますけれども、その交付金の配分状況とか、それとか災害の発生等による各年度ごとの工事等の発注数の増減等があるわけでございます。選考に当たっては、当然ながら各事業者さんの手持ちの契約状況もやはり加味する必要があるということで、各年度ごとに指名に係る状況が異なるということになってくるわけでございます。そういうことを考えながら、どのような基準にまとめるかに関しては慎重にならざるを得ないというのがございまして、現行も試行を続けているというような状況でござ

ございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 現行ということですが、議会でもこういうやりとりもさせていただいておりますけれども、一定何らかの形での今内部で検討がされておりますけれども、その検討の結果というのは現行のままでいきますという結果になるのか、仮定の話になりますけれども、その検討した結果というのはどこかの時点で期限を区切った上できちんと結論を出していただく必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、その検討の具体的な目途といたしますか、それが今内部でどういうふうになっているのか、具体的に今年度いっぱい検討する、あるいはもうちょっと様子を見るとか、どれぐらいのところで結論を出すというような、そういったものはありますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 率直に申し上げて、どの時期までにどのような形でこの入札のあり方を変更するのか、しないのかも含めて、提案をできるかという、まだ率直に申して決めておりません。先ほどから申しますように、言葉どおりの不断の見直し、検討と言っておりますが、やはりかかわる仕事の内容なり、額なり、業者さんの役割、性質なり、技術なり、それぞれ入札一つ一つそのあり方も変わってくると思いますし、私なりにそうした中で、この件については本当に、特に原口理事初め担当、また三役会議などでもそのあり方を話をしておりますけれども、でき得る限り市民の皆様からお預けいただいているこの税金を無駄のないように、しかしその一方で例えば安かろう悪かろうという形ではなくて、技術的にも満足のいくものが実際に執行されるように、そうしたことをやはり日々不断の見直しというものが必要であると。そうした中で、まずはただ少なくとも私が就任して1年たって、そうした年度ごとに実際に入札によってどのような結果で、入札率がどうであったのかとか、そうしたことを当然総括した上で、今後の見直しにつなげていくということは、これはもう毎年毎年、毎たび毎たび行っていくべきだろうと考えております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） わかりました。引き続きという部分でもありますけれども、この点もまたくどいようでもありますけれども、ここでも要は選挙のときに私たちが西日本新聞からのアンケートに答えて、この点は今の議会を構成されているわけですから、いろいろ情報も共有しつつ、まだ一定の結論、どういう結果なのか出していただいた上で、その上でまた議会もどういう形、当然市民の皆さんに対して議論しないといけない側面がありますので、その点は結論の部分のどういうふうに出されるのか、まだ検討されているということですが、早期対応をしていただきたいということを入札制度については重ねてお願いをしておきたいと思っております。

それで、予算編成の部分になりますけれども、今何分初めての予算編成の部分のところであ

りますけれども、市長の答弁の中では厳しい財政の状況というようなこともありました。例えば、市長が捉えられる地方自治法の住民の福祉の増進という部分の基本的なところが地方自治法にはうたわれていると私は思いますけれども、その部分で具体的な財政の規模とか、太宰府市長に就任されて、あとこれだけの予算があればいろいろなことが網羅できるとか、そういうような思いとか、それとあと例えばこの年は子育て世代のところの重点的に配分する、あるいはこの年は高齢者といますか、そういったところとか、いろいろそういうような市長の中での予算配分の権限といますか、そういうのは市長に一定あると思うんですね、その部分の市長の施策の進めていき方というのはどういうふうに、何かお考えありますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） なかなか一概に一言で答えにくいところではありますが、先ほど来申していますように、やはり住民の福祉の増進を図ることは当然の基本の趣旨であります。しかし、その一方で、もう議員もご承知だと思いますけれども、本市の例えば経常収支比率は90%台に突入しておりまして、近隣市と比べても極めて悪い数字となっております、要は自由度が低いわけです。そうしますと、残念ながら福祉の向上のために市民の皆様のニーズに応えるための予算の配分というものがなかなか難しくなっているということも事実だろうと思います。

そうした中で、私自身みずからの責任として、その自由度を高めていき、そしてできる限り市民の皆様のさまざまな多岐にわたるニーズにお応えできるような予算組みを行うためには、歳出の見直しと歳入の増加を同時並行で行わなければならないと。この予算においても、先ほど申しましたように経営方針、また予算編成方針でもそのような方針を各職員にも伝えておりますけれども、そうした中で、できる限りそうした歳出の見直しと歳入の増加を一年一年図りながら、そして余力がある部分を積極的に市民の皆様に配分をしていくということを実現してまいりたいと思っております。

まずは以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 歳出の見直しという部分では、6月議会の際には補助金の交付のルール化の問題について私も市長とやりとりさせていただきました。補助金については、明日、門田議員が質問されますので、その部分の細かなところは今日お伺いいたしませんけれども、6月議会で私が市長にお伺いしたときには、9月の決算が閉まった後、予算編成までの予算のスケジュール、補助金のルール化をした上で予算編成を行うスケジュールがとてもタイトに感じるけれども、間に合うのかということを確認して、市長は内部でも確認した上で間に合うというふうな当時の答弁がありましたけれども、その点についての状況といますか、それは今度の予算編成に当たってはきちんと反映された上で3月に新年度予算を提案されてくるというふうに認識しておいてよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 要はこの間の決算認定を予算反映に間に合わせられるのかということでしょうか、違いますか。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 6月議会でのやりとりの時の話ですけれども、補助金のルール化と  
いいですか、支給に関するルールの部分のやりとりをさせていただいたときに、6月の段階で  
9月の決算認定がされた後、市役所の中であの予算編成がされていく過程の中で、要は新年度  
の予算を編成するスケジュール的な問題でとても補助金のルール化をした上で新年度の予算を  
編成するというのはスケジュール的にとても厳しいというか、きつい日程ではないかというよ  
うなやりとりを市長とさせていただいたときに、市長は内部にも確認しているけれども、大丈  
夫だということを、確認しているというような答弁のやりとりをしたのがあるんですけれど  
も、その点の確認です。要は、今度の新年度の予算は、その補助金の部分の一定の歳出の見直  
しという点でのルール化された上での予算編成がされてくるという認識でいいのかということ  
なんです。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 失礼いたしました。補助金のルール化、規則などをつくっていくことにつ  
いて、私も方向性としては恐らく施政方針等で触れておりましたし、やりとりでもお答えをして  
いた記憶がもちろんございます。

そうした中で、ただ今副市長なども中心となって補助金のあり方については検討をしてい  
ただいておりますけれども、このルール、規則を全体の補助金のルールとしてつくり上げるとい  
うことはなかなか力の要る作業でもあるというのが実感であります。補助金について、明日の  
質問でもやりとりがあると思いますが、これまで出してきた補助金を、これも私が市長になっ  
て突然全てをカットするというわけにもなかなかいかない事情もあるでしょうし、それぞれの  
補助金を出している団体ごとの事情もあると思います。そうした中で、できる限りこの補助金  
のルール化、できるだけ市民の皆様にはわかりやすい形で補助金を出していくということをし  
ていく限りルール化していくことは当然重要なことでもありますので、そうした努力を続けながら、  
予算の中でもこの補助金についての適正な額などを見出しながら、全体としての予算の中での  
歳出の見直しにつなげていければと思っております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） わかりました。

それでは、最後1点、予算に関連してお伺いいたしますけれども、当然予算と同時に重要に  
なってくるといいですか、市長の政治姿勢を執行していく上では市役所内の機構という部分に  
対してはどういうふうな認識をお持ちなのか。これはもう細かい通告はしておりませんが、  
新年度の予算編成と合わせて、市役所内の機構に関しては現状維持でいかれるというお考え  
か、それとも何らかの形を今、市長、考えておられるのか、その辺まで最後、お聞かせいた  
だきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 機構改革についてであります。

まず、1つ申しますのは、かつて私が就任する前に機構改革を何度か行われてきたということをおも説明を受けてきました。その中で、もちろんいい部分もあったかもしれませんが、この機構改革の本来の意味を見出すことができていない部分もあるのではないかと、そういう捉え方をしておりますし、職員自身もそうした中で戸惑いなりそうしたもの、また市民の皆様もやはりこの機構というものが余りにも短期間でころころ変わりますと、これは非常に混乱を及ぼすものでありましようから、そうした経過を考えますと、私自身は私の感覚としてはすぐさま機構改革を行うということではできるだけ避けたいと思っています。

しかし、その一方で、例えば私自身がふだん動く上で、活動する上で、秘書係の部分であるとか、総務課の部分であるとか、特に私自身が、また三役の部分で、これまで以上に市民の皆様への負託を受けて積極的に市民と交わったり、市民の声を機動的に形にしていく上では、機構改革せずとも、人の配置などを考えるべきところもあるでしょうし、機構を変えずとも、国や県や民間の人材などを積極的に取り入れて、また我々の人材をそういうところにも出して、交流を図る中でその風土を変えていくこと、市民の期待に応えることもできるのではないかと現実には考えております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） わかりました。再質問におきましては、順番の前後したところもあったかと思っておりますけれども、丁寧な回答をいただけたと思っております。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 以上で15番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで17時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後5時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後5時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしております2件について質問いたします。

1件目は、豪雨災害に関する取り組みについて。

市長の施政方針で掲げておられます第7のプラン「防衛省自衛隊と連携した市民の安全安心」については、市長は防衛大臣政務官という政府の一員としての役割を経験されています。本年度は、まず想定される地震、豪雨で発生する被害と災害対応を予測、分析するための準

備、調査を行い、あわせて自衛隊や警察などから現時点で可能な支援内容の調査をされ、地震、豪雨による災害被害と災害対応についてスムーズな対応ができるように万全を期しますと
言われておられます。

また、平成15年の本市の豪雨災害から15年の節目を迎えるに当たり、安全・安心のまちづくりの防災意識の向上を促しますとも言われている間に、本市で平成30年7月豪雨で災害が起
ってしまいました。この豪雨で、本市に史上初の大雨特別警報が出され、市長の判断で避難指
示も発令されました。今回の災害では、人的被害はなかったものの、ご自宅の半壊を初め土
石流の流入や崖崩れの災害があり、市長はすぐさまに駆けつけられ、いち早い復旧に努められ
たと8月の広報紙に掲載されていました。

今回の災害原因についての情報、伝達経路等、災害情報を取集され、市長はどのように対応
され、検証されたのか。また、このような災害が発生した場合、全国的に社会福祉協議会を中
心にボランティア活動が行われますが、社会福祉協議会の役割と組織体制の取り組みについて
お伺いいたします。

今年8月1日号広報紙掲載の写真は、三条台の自宅の半壊の写真ですが、市長はその状況を見
て、今回の対応、検証をどのようにされたのか、お伺いします。

2点目は、土石流の自宅半壊で土石流による減災対策が行われていたのか、お聞きします。

3点目、地域自治会への説明会において、被災された皆様のお声を聞かれたようですが、地
元自治会、関係機関と協力体制、連携対策を進める必要があると思います。それについて市長
のお考えについてお伺いします。

2件目は、太宰府市の後援等に関する規程についてです。

太宰府市の団体等が主催者となって行事が行われる際、本市に共催または後援の要請があっ
た場合、規程に基づき許可を市長名で出されます。後援等を決定される際、この規程に基づき
決定をされると思いますが、そこで3点お伺いいたします。

申請時に添付されるチラシ、各種団体の内容等、特に配布するチラシ等の内容を市長はごら
んになっておられますでしょうか。

2点目、事務処理の中で申請者からの事後報告はされているのか。

3点目、後援に当たり、実質後援と名義後援をどのように判断をされ、許可をされているの
か。

以上、2件について答弁をお願いします。

再質問は議員発言席から行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 1件目の豪雨災害などに関する取り組みについてご回答申し上げます。

平成30年7月豪雨につきましては、幸いにも本市では災害犠牲者、人的な被害はありません
でしたが、市内の至るところで土砂崩れや冠水が発生をし、特に三条二丁目においては全壊と
なる家屋被害が発生し、広範囲で土砂の堆積による通行障害も発生しました。私も現地へ赴き

まして、被災状況を確認し、被災地の復旧、被災者への迅速な対応を指示し、まず道路の通行復旧、二次被害を避けるための流木や土砂の撤去、水路の復旧を行い、被災者からの要望に基づき、住居の確保、各支援制度の適用を行ってまいりました。

今回、全壊を受けた家屋の上流部の2カ所に治山事業によるダムが施工されておりましたが、残念ながら、大量の土砂や流木がダムを越えて住宅に流れ込みました。今後の災害に備え、新たに上流部に治山ダム2基を県へ要望し、設置に向け準備が進んでおります。

さらに、市内各所における治山事業を今までどおり継続して県へ要望してまいりたいと思います。

現在、今後の災害に備えて、自衛隊の方々の助言も受けながら、シミュレーション作成作業を進めており、それにより導き出される必要な災害対応を、自治会や関係機関と共有し、万全な災害対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、以前、議会でご提案をいただきました防災士資格につきましては、早速職員数人が取得をいたしたところであります。

詳細につきましては、担当部長から回答いたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 7月6日の豪雨災害の対応につきましては、市内において三条二丁目を中心に全壊となる家屋被害が1件発生し、三条台区の道路に支障となる土砂の堆積被害が発生して、復旧に取り組んだところでございます。家屋の被害を受けられました方に対しましては、みなし住宅の確保でありますとか、二次被害防止のため、住宅に覆いかぶさっている流木、土砂の撤去などを行ったところでございます。

また、被災された方から家屋内の土砂撤去の要望があり、早急なボランティアの手配対応が必要ではありましたが、家屋内作業の安全確保のための周辺の流木や土砂撤去、家屋被害の判定などにより作業着手が遅くなってしまいまして、10月上旬にボランティアの協力を得て、撤去作業が終了したということでございます。

今回、家屋内土砂撤去のボランティア要請の情報が地元民生委員の方から社会福祉協議会を通してボランティア団体に情報がもたらされ、土砂撤去の作業が始まりましたが、市においてボランティアの協力要請に手間取ったことは、今回の課題であったというふうに考えております。

災害発生において、被災された方のニーズに基づき、社会福祉協議会に災害ボランティアセンター開設を市が要請をいたしますが、今回、被害が限定的でありましたので、情報提供やボランティアセンターの要請までには至らなかったということでございます。

今後の災害に備えまして、災害対応を迅速かつ確実に実行していく必要がございますので、社会福祉協議会を初め関係団体に被害情報の提供など、密な連絡を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 本当に詳しくご回答いただきまして、ありがとうございました。

第1点目なんですけれども、もう皆さんわかっていると思いますけれども、8月1日号に市長がその7月の豪雨に寄せて写真つきで掲載されていまして、自宅の半壊を初めというようになっておりましたので、私いつ全壊になったか、変更がわかりませんでしたので、半壊から全壊になった日程とかを教えてくださいませんか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） まず、それぞれの基準がございまして、半壊というところから始まったんでございまして、ほかの地域でもいろいろとそれは半壊ではないとか、大規模半壊じゃないのかというようなこともありまして、一旦は8月2日に被災家屋を大規模半壊というふうに認定をいたしたところなんです。それを被災者の方にも伝えたところではございまして、その後、いろいろな条件、ほかのところでの例とかも参考にいたしまして、再度被害家屋を調査し直しております。最終的には、9月3日にその被災家屋を全壊と認定をいたして、り災証明を交付いたしたというところでございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 先ほど市長のほうから、被災された要望に基づき住民の住居の確保をされたときとされましたけれども、みなし住宅の件なんですけれども、これは半壊と全壊では異なると思いますけれども、今期限はどれぐらいになっているんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今回被災されました方は、民間の住宅をご紹介いたしまして、そこをみなし住宅として借り上げまして、8月8日から入っていただいております、この入居期間については6カ月ということになってございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） そしたら、6カ月までにその被災された老夫婦の方はその6カ月が過ぎるとまたどこかに引っ越しとなり、何かしなきゃいけないんですけれども、本当は国から猶予とされているのは2年間とお聞きしましたけれども、2年間の猶予期限があるんじゃないかと私確認しましたけれども。教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 他市の例もいろいろと調査、検討した結果、私どものほう、今回の適用については、県の基準を適用いたしまして6カ月間というふうにさせていただいたということでございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） それと、先ほど市長が新たに上流部に治山ダム2基を県へ要望し、設置に向け準備は進んでおりますということ言われてありますけれども、私現場に参りまして、その被災された家屋は上に治山ダムが2カ所ありました。その整備をされるのか、また

改めてつくられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 治山ダムの担当でございますので、私のほうからご回答させていただきます。

今現在ございます治山ダム2基、これは土砂の撤去、流木の撤去はお願いをいたしております。そのほかに、上流部に、今現在県のほうから設計業務を行っていただいております。1基は通常のコンクリートでできた治山ダム、もう一基は鋼製スリット式と言いまして、水は通すけれども、流木は通さないというスリット型、この2基を今設置できるように準備を進めているところでございます。完成は梅雨までに終わらせるということで聞いております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） こういう山、治山ダムがあるところは、そういうふうにして土砂が堆積しますので、今後、ほかのところにも、太宰府は至るところに治山ダムがありますので、その分も含めて調査をしていただいて、県のほうに要望をお願いしたいと思っております。治山ダムの件につきましてはこれで終わりたいと思います。

それから、先ほど自衛隊の方々の助言も受けながらシミュレーション作成の作業を進めてまいりますという回答でございましたけれども、実際自衛隊の方とシミュレーションをされたのかどうか、今まで、市長が1月から就任されましてもう1年になります、それまでの間にこういうふうなことをされたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 10カ月半でありますけれども、要はシミュレーション作成作業というものでありますけれども、私もかつての経験から、防衛省、自衛隊というものは当然国防のためにさまざまなシミュレーションもしております、災害対応もシミュレーションをしながらあらゆる状況に備えるということをやっておりますけれども、そうした想定作業には一日の長があると考えております。

そうした中で、私自身常々自衛隊の方々と災害トップ会合などで、近隣市の首長さんなり、警察なり、消防の方なり、民間の会社も含めて、そうした意見交換を行う機会も持たせていただいておりますし、またかつてのさまざまなつながりの中からそうした自衛隊の幹部の方とおつき合いもまだ続いておりますので、そうした方を通じまして、今この太宰府市も管内とする自衛官の方のご紹介をいただき、そうした方を通じてさまざまなこれからの災害想定をどのようにしていくべきなのかということの助言を今いただいているということでもあります。そうした意味では、私自身、最初のつながりの時点で率先して動かさせていただいているというところであります。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 今の答弁では、まだ実際に実践はされていないということですよ

ね。今後とも早く実践されまして、災害は待たなしの状態でありますので、これも必要ですけれども、市長が、第1にですけれども、現地に行って、この現状をどうしたほうがよかったのか、そしてそれから災害が起きて7カ月間、先ほど聞きましたので、樹木の撤去とかいろいろなものがあるってこの時期になったということはわかりますけれども、被災された老夫婦についてはその人の気持ちを酌んでほしかったんです。その現場を見て、よく助かったなあとただけでなく。その人たちは毎日毎日その姿を見るだけでも本当に心が悲惨ですよ。ああいうふうな状態が太宰府市内で起きたということ、市長になられて早く、一日も早い災害対策、減災対策をしてほしいんです。さっきの治山ダムのことにしても、早く見に行って、危険箇所と思ったら県のほうにお願いして、早目に早目に減災対策をする必要があると思います。

それと、こうしていきいたいとか、誰々とかうしていきたいじゃなくて、市長は有言実行をしてもらいたいんですね。言ったらすぐに実行してもらいたい、実践していただきたいと私は思っております。それをお願いしておきます。

それから、地域、自治会に対して説明会があったときに、説明会をどのような形で自治会のほうにその現状をお話しになったのか、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 説明会のほうには私が市の担当として参加をさせていただきましたので、私のほうから回答を申し上げます。

参加させていただいたのは、都市整備部の私と建設課の係長1人、それとあと防災安全課長の3人で説明会のほうに参加させていただきました。

その際には、私どもがまず説明したのは、災害が起こった後の対応、まず土砂の撤去とか、そういう災害対応についての説明をさせていただきました。とにかく一日でも早い土砂の、道路上にまで土砂が入ってきていましたし、道路上だけじゃなくて、民家のほうにも入っていた部分もございましたので、道路上の土砂の撤去と、あと側溝にも土砂がたまっていたので、そういうところの復旧というか、災害の対応をさせていただきますという説明をさせていただきました。その際には、どうしても箇所によって、上流のほうからやってくるというところもありますので、それぞれ皆さんの全部終わるまでには少し時間がかかるので、その辺の工程的なものもご理解いただきたいという説明もさせていただきましたと思います。

それで、本当に実はその中でも三条台の自治会の説明会でしたけれども、三条台の上にあります、先ほどからお話に出ています民家、全壊になった民家についての心配もかなりされていまして、あそこの家があったおかげで、あそこで木がとめられたので三条台まで落ちてこなかったということもあって、非常にそういう全壊の家屋への対応についても市のほうに要請をされたというところはございます。

あと、今までになかったような災害だったのというそれぞれの意見というか、要望等も受けながら、復旧に当たったということもでございます。大まかで申しわけございませんけれども、以上の説明会の内容ということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 部長がおっしゃったんで、そのとおりだろうと思います。あの家がダムのかわりになったんじゃないかなと思いました。その家が、その下にも民家があるんですけども、本当だったら、あの民家がなかったら、そのままあの下の2軒か3軒も同じく土砂が流れて悲惨なことになっていたんじゃないかな。今回三条台の老夫婦の災害については、初めは半壊ということで、後で全壊になったことが、本当に申しわけないんですけども。もう少し市のほうが、市だけじゃないと思うんですよ、県のほうからも見にこられると思いますけれども、そういうふうな調査をもう少し早目にさせていただきたい。今回、6カ月間の間で家を出なきゃいけないけれども、土砂の外側のことは言われましたけれども、家の中は土砂が1m以上は堆積していたんです。私も写真は撮っておりますけれども。

それで、その家をどっちにしても解体しなきゃいけないんですね、あのままにしていたら雨が降ったらまた同じことになりますので。その解体をする前には、その中の土砂とか家財を撤去しないとイケない。先ほど総務部長がおっしゃいましたけれども、10月に社会福祉協議会のほうに民生委員の方がどうかしてもらえないかと相談していた。近所の方が撤去作業するけれども、ちょっとしか仕事ができないんです、もう土が固くなって。相談に行ったら社会福祉協議会がやっとなら動いてくれて、防災ボランティアネットワークのほうに連絡があって、それからさっと解体する状態まで持っていったわけです。

だから、民生委員が自治会長とかに相談をして、自治会長から市のほうにこういうふうなことがあってるんですけども、どうかしてもらえないかというようなことを、どうして地域の自治会のほうでできなかったのか。民生委員の人たちが一生懸命土砂を撤去したりして、相談をするよりも、自治会長かそういうふうな役員の方たちが、その現場を見て、どうかしてやらないかね、市のほうにお願いしようとか、そんなことが出なかったのかなと思ってるんですよ。

今回、社会福祉協議会の方がそういうふうな早目にできなかったという理由もわかるんですけども、民有地だからできないということもはっきりおっしゃっているので、本人さんたちはどうしたらいいかわからないんですよ。解体するためにはこの土砂とか中の家具を出さないとこれは解体できないからどうしたらいいんだろうかって、それは業者を使えば早いかもしれませんが、もう被災されているんだから、全財産がなくなっているんですよ。そしたら、誰がそこをするかといったら、やっぱりもうボランティアにお願いすればできることだったらできるじゃないですか、今回。

そして、社会福祉協議会が出されている「ふくしのひろば」というのがあって、10月1日号です。ここには平成30年7月豪雨に関する取り組みを書いてあります。久留米市の災害ボランティアセンターのほうに自分たちは職員派遣をしましたという文章でした。私も久留米市のボランティアセンターには何度も行ったことがあります。でも、これは職員の派遣だけであっ

て、こんなことをするならば、太宰府である三条台のほうを先にお願ひするべきでしょ。私は社会福祉協議会がどうのこうのと言っているわけじゃないんです。社会福祉協議会がこういうふうなことを知らなかったのかな、三条台の災害を知っていなかったのか。

結局災害は大規模だったらボランティアはさっと来ます。でも、小規模の場合は来ません。それを行政はわかっているはずですので、社会福祉協議会と連携をして、今後ですよ、終わったことはもう仕方ありませんから、今後は社会福祉協議会がボランティアセンターを立ち上げるといふような、社会福祉協議会が中心にしていかなければいけないということをもうわかってあると思うんですよ。今までもずっといろいろなボランティアに行ったときにも、社会福祉協議会がちゃんと車を出して、ちゃんと行って、そういうふうなことはしていくというのはわかってあると思いますので、もう少し人間として、仕事としてじゃなくて、人間として一日も早い、太宰府市でそういうふうな災害が起きた場合は対応していきたいと私は願っています。それをお願いしたいと思います。

市長、どんなでしょうか、今後、先ほど言いましたようなことも含めてしていただけないでしょうか、連携を図っていただくことを。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もう議員の熱い思いはしっかりと胸に刻みまして、私なりに直接このみなし住宅についても宅建の方にご連絡をしたり、先ほどのシミュレーションの件も自衛隊の方に連絡をしたりと、私なりにしておりますが、ただ私が余りにし過ぎるといふこと、また現場に出過ぎるといふことも、またこれは混乱を及ぼすことにもなるかと思っておりますので、その兼ね合いも非常に難しいところもありますけれども、何より私自身も朝倉などでそういう状況、惨状を見てきた者として、議員ご指摘の状況は私も容易に想像ができます。

そうした中で、市と社会福祉協議会との連携が不足していたということは確かにあったのかと思っておりますので、今後、さらに大規模な災害が訪れる可能性も十分ありますので、そうしたときのボランティアセンターのあり方など、これも非常に重要なポイントでありますから、そうしたことも含めて、今後、生かしてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一点だけ、現場を見ましたら、地下水が湧き出ているんですよ。排水の対策とか水路はどういうふうになっているか、教えていただけますか、最後に。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 箇所的には崩れたところのフェンスが垂れ下がっていたようなところの水ですかね。

実は、地下水も含めて水の処理につきましては、災害復旧工事の中にあそこのり面の整備工事も入っておりますので、その中で水処理をするというふうには聞いていますが、その辺は私も確認を再度して、地下水も最終的に側溝等に流れ込ませたり、雨水管があれば雨水のほうに

ということがありましようから、その辺を確認しまして、地下水の処理もさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2件目お願ひします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願ひいたします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 次に、2件目についてご回答申し上げます。

事業等の後援につきましては、市民の生活、健康の向上、地域の経済並びに教育、文化やスポーツの振興など、さまざまな事業活動に対しまして、市が後援の意思を表明することで、各種団体の活動活性化や事業の側面的な支援につながるものと考えております。

今後とも、できるだけ申請に基づき後援していくことにより、大切な市民の皆様や各種団体の多様な活動を支援していく方向で考えております。

詳細につきましては、担当部長から回答いたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 詳細につきましては、私のほうからご回答申し上げます。

各種団体等が主催される事業等の後援につきましては、太宰府市後援等に関する規程に基づき、事務を行っております。

決定までの流れといたしましては、まず団体等から後援申請書を提出をいただき、その際、事業計画書、収支予算書等、事業の内容を確認するための参考となる資料を添付していただいております。申請方法や様式等は市ホームページにて公開をいたしております。申請書類が整ったら、その事業の関係課長の意見を聞いた上で、添付資料や聞き取り等で後援することが適当であるか、内容を確認いたしまして、総務課において決定をいたしておるところでございます。

1点目の申請時に市長がチラシ等をごらんになっているのかという点につきましては、総務課長決裁にて決定をいたしておりますので、市長までの回覧ということはいたしておりません。しかしながら、各団体から秘書係に出席の案内等があった場合には見られるというような形になろうかと思ひます。

2点目の事業等の実施後の報告につきましては、後援決定通知を出す際に、報告様式も同封をいたしてございまして、事後報告を促すとともに、報告がない場合の督促等も電話で行っているところでございます。

3点目の実質後援と名義後援の判断についてでございますが、太宰府市後援等に関する規程にも明記いたしておりますとおり、実質後援は補助金の給付、物的援助、事業運営に関する人的支援等を伴うものである一方、名義後援は実質的な援助はないが、本市の名義を使用させる

ことにより後援の意思を表明するものと定義をいたしております。実質後援の場合は、申請団体の活動や事業が市の方向性と合致しているか、関係課との調整が調っているか等を確認した上で決定をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。

名義後援なんですけれども、今部長がおっしゃいましたように、実質的な援助はないけれども、本市の名義を使用させることにより後援の意思を表明するものですということですのでよろしいですね。

市長にお伺いします。

市長は、名義後援で実際にその場所に行って挨拶をされたことはありますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ございます。ご案内などをいただく機会も、私にとりましてはありがたいことだろうと思っております。先ほど来申しておりますように、市民の皆様との接点、私のさまざまなメッセージも送らせていただく機会にもなりますし、市民の皆様のご意見を聞く機会にもなると思っております。積極的に私も参加をするようにいたしております。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。

そして、先ほど部長がおっしゃいましたチラシ等は市長までは行っていないということですが、どうして市長にまでチラシを見せないんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほども答弁いたしましたように、これは課長決裁にて決定をしているということですので、市長まで決裁が上がっていかないというようなところで、そういったチラシまでは事前にはお見せしていません。

ただ、先ほど市長も答弁されましたように、案内等がある場合は、当然その案内者のほうからチラシ等が行くというようなことになろうかと思えます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） チラシの中の内容については実際に総務課長が判こを押されるということですが、いろいろな事前と事後ということで、もしも内容が変わっていたりとかした場合には、故意に宗教団体とか、政治団体とか、そういうふうなことが、そら申請書には私は宗教団体ですよとかということを書かないと思うんですよ。でも、チラシを見て、これが小学校、中学校、高校生を対象とするんだったら教育委員会も許可をしますけれども、太宰府市になったら市長なんですよ。市長がそういうふうなところに行くと、今いろいろな政治では国論というのがいろいろ論議がされています。やっぱり二分化すると思うんですよ、賛成、反対に。いいか悪いかは市民が判断するんですけれども。そういうふうなチラシを

私自身が見なかった場合には、市長がそのイベントの場で挨拶をされるということは、市長は1人しかいないんですよ。今までは国会議員だったから、それで挨拶に行かれたと思いますけれども、市長はもう1人なんですよ、国会議員はいっぱいいるんです。

結局私が言いたいのは、市長が単独で出席されるときには控えてもらいたい。実質後援だったら共催もされていると思いますから、それはいいんですけども、名義後援で実際に市長が1人で単独でぼんやり行ったりして、そこで挨拶をするということは、市民から誤解を招いてしまうんじゃないかなと。そのイベントの人たちはいいんですけども、ほかから見たときに誤解されていると思います。だから、市長が自分の、私は市長です、市長ですと言わなくても、太宰府市がしているのは市長が後援を認めているんだから、そこまで行って挨拶をしなきゃいけないのかなというのが私の質問だったんですよ。それについてどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 議員のご指摘も一つのご意見として承りますが、私自身、先ほど申しましたように、国政とはもう私も卒業しておりまして、党派もございません。つまりはお一人お一人の市民のために仕事をさせていただくのが私の役割だと思っております。と申しますと、逆に市民の方が一生懸命お一人でも何か信念を持って、世代を問わず、性別を問わず、取り組んでいただいているようなことに対しては、市長としても少しでもお役に立てれば本望であるという思いも私も人間として、政治家としてもずっと信念としては持ってまいりました。

ご指摘のものが特定するべきではないのかもしれませんが、例えば想定されているものにつきましては、決してお一人ではなくて、やはり議員の方々も複数名呼びかけに加わっておられますし、元議員の方も加わっておられるような会合であります。私もいろいろな国政についてはそれぞれ意見は個人的には持っておりますけれども、これまた個人の意見で選択をすべきではないと思っておりますし、特に議員の方がかかわっておられるような会合であれば、私はむしろ積極的に出席をしていきたいと、そのようにも考えております。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 最後の言葉にまた、質問します。

結局名義後援で今後、そういうふうなことがあっても、出席するというので今言われたんですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おっしゃるとおりでありまして、名義後援であろうが、もちろん後援がしていないところであっても、私自身が例えば関係がある方からご案内をいただいて、私自身そこに出席をしても、いわゆる本当の意味で公序良俗的に問題があるものでない限りは、できる限り、特に市民の方がかかわっているものに関しましては積極的にこれからも参加させていただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） その辺の餅つき大会とか、何とか大会とかというので行く分はいい

んです。結局太宰府市が後援しているチラシがありますよね、申請があつて、そういうふうなところに市長が単独で行かれることは、私は余りよくないんじゃないかなと思っているんですよ。実質後援だったらいいんです。

結局誤解を招かれるというのは、もうわかってあると思いますけれども、太宰府市が許可した分ですよ、だからそれを賛成、反対があつているようなところに行くということは、片方の意見だけを主張しているというように私は感じますので。市長に言いたいのは、そういうふうな名義後援について、課長が許可をした、それを本当はチラシまでを見てもらいたい、そういうふうなところで、そのチラシの中に宗教団体とかそういうふうなことがあつたとき、それは課長がちゃんと見られると思いますので、間違いはないと思いますけれども、そういうふうなことが後で、事前のチラシには何も書いていない、終わった後は書いてあるということになったときには、もうして終わったことはどうしてもとり返しがつかないんですよ、今後はそんなのは課長が認めないと思うんですけれども、そういうふうなことで、市長は1人しかいないんですから、太宰府市で後援をするときにはちょっと控えてほしいんですということをお願いしたいということをお願いだけです。それについて、はい、どうぞ。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） この点は率直に原田議員と意見が異なるかもしれません。名義後援であれ、課長が実質的に決裁するにしても、私自身が市のトップとしてこの後援したことに對して、名義後援であれ、実質後援であれ、私が責任を持つこととなります。そうした中で、当然名義後援をしたものに対して私がお案内をいただいて、私自身先ほど申したように公序良俗に反するようなものでない限りは、できる限り私は出席をさせていただくのが、市長としても市民とのさまざまな接点をつくっていく上で重要なことだろうと考えておきまして、名義後援であろうが、実質後援であろうが、場合によっては後援をしていないものであつても、出席はしてまいりたいと思つております。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） これでもう論議はできないと思います、同じことの平行線だと思いますけれども、今後、そういうふうなことがあつた場合には、はっきりと言わせていただきますので、今後とも後援につきましては、市長みずから、市長は太宰府市の代表だということで行動を慎んでいただきたいと思つております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 済みません、誤解なきように。私もですから一方のご意見のほうだけに行くということになれば、ご指摘のように偏つた考えを持つているということになりかねませんので、ですからさまざまな国政においても意見がおありですから、その両方の会合にもご案内をいただければ積極的にどちらにも顔を出したいと思つております。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） つけ加えますけれども、市長が行くということは、秘書係が担当になるんじゃないでしょうか。市長がそこに行くということは秘書がついていきますよね。秘書係の許可も要るんじゃないですか、部長、教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 特にさまざまな行事、そういった後援とかもあって市長は出席をなされますが、秘書は特段通常はついていないというような状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） これで私の一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日12月12日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後6時03分

~~~~~ ○ ~~~~~